
令和6年能登半島地震における 被災動物対応記録集



はじめに

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」では奥能登地方を中心に甚大な被害が発生した。特に被害の大きかった地域では、被災者が長期間の避難生活を強いられると考えられ、ペットとともに被災した飼い主も数多くみられたことから、過去の災害の教訓を活かし、早々に「令和6年能登半島地震動物対策本部」が設置され、自治体や地元獣医師会を中心に様々なペットに関する対応が取られた。

環境省においては、被災者救護・支援の観点から、ペットに関する対応として、石川県庁及び現地に対策チームを設置した上で、自治体職員や獣医師等を派遣し、現地の状況把握、指導助言、同行避難の体制整備等を緊急的に行ってきたところである。

今回の令和6年能登半島地震においては、被害の大きかった奥能登地方は県庁所在地の金沢市から100km近く離れているため、支援のための情報収集や物資輸送といった点で、被災者支援が思うように進まない状況があった。また、ペットの飼養方法についても、ケージに慣れていない個体が多いといった地域性もあり、災害時のペット対応を考える上で今後検討すべき様々な課題も見られた。

一方で、支援活動の拠点となる石川県庁や（公社）石川県獣医師会の被害は奥能登地方に比較して少なかったため、救援活動の体制は早くに整い、石川県内の動物病院も稼働できるところが多く、発災から15日目には動物病院での被災ペットの一時預かりや獣医療支援を開始することができた。東日本大震災や熊本地震では、動物救護の拠点となる動物病院が被災し機能しなかったことを顧みると、被害が大きかった地域と支援の拠点となる地域の位置関係が活動に大きく影響することが示された。

本記録集では、今般の令和6年能登半島地震による動物の被災状況、被災した地域の地理的状況等背景情報、関係団体等によるペットに関する対応状況について情報収集、記録、分析し、今後の大規模災害に備え、良い点や課題となった点についてまとめた。

今後起こりうる災害に備え、自治体等において地域の状況に応じたペットに関する災害対応を検討するとともに、環境省において平成30年に改訂した「人とペットの災害対策ガイドライン」を今後見直すための基礎資料にすることを目的として、記録集を作成する。

【用語説明】

本記録集で用いる主な用語については以下のような意味で用います。

【同行避難】

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、安全な場所まで避難する避難行動のことです。

【同伴避難】

災害発生後に、避難所など避難した場所（敷地内や建物等）で飼い主がペットを飼養、管理していること（状態）を指します。

【補足】

避難した場所や避難所等は、地域の被災状況に伴う避難者数、避難者の状態、施設の損壊状況、建物の広さやレイアウト、部屋数等がそれぞれに異なるため、ペットをどのように飼養管理するかは、被害状況や避難所の状況に合わせ検討することになります。

従って、ペットの飼養形態は様々で、過去の災害では以下のような事例があります。

- ・建物内に用意された部屋や昇降口等、飼い主等の居場所にペットも同居（屋内同室飼育）
- ・建物内で避難者（人）の居場所と別に、ペット専用の場所として用意された特別教室、部室、弓道場、更衣室、屋内型自転車置き場や駐車場、応急的に設置されたプレハブやトレーラーハウス等（屋内別室飼育）
- ・建物外ではあるが、軒先やピロティ、自転車置き場、渡り廊下等雨風がしのげる場所（屋外飼育）

【在宅（自宅）避難】

災害発生後の避難生活で、被災者が建物の安全を確認したうえで自宅に留まり、支援情報や支援物資を避難所等から得つつ、避難生活を送ることを指します。

【飼養】

動物を養い育てることです。「飼育」と同じ意味ですが、本記録集では「飼養」に統一しました。

【所有者明示】

ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票等を装着することにより、飼い主の氏名や連絡先が把握できるよう明確にしておくことを言います。所有者明示により、ペットと飼い主がはぐれた場合でも、第三者が飼い主を特定でき、早期の返還につながります。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定できない首輪のみの装着は、所有者明示としては不十分です。また、マイクロチップを装着した場合は、環境省（農林水産省）のデータベースにマイクロチップ番号と連絡先等を登録し、登録事項に変更があった場合には速やかに修正しておく必要があります。

【動物対策本部】

自治体、地方獣医師会、民間団体等が、災害の発生時に被災地において動物救護活動を実施し、被災ペットや飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織です。被災地の被害が大きい場合には、近隣の自治体に設置されることもあります。

なお、これまでの災害の際に設置された同様の機能を持つ組織の名称は「動物救護本部」や「動物対策本部」、「動物救済本部」などがあります。

【日本獣医師会 令和6年能登半島地震緊急対策本部】

（公社）日本獣医師会では、大規模自然災害等に対処するため、日本獣医師会危機管理室を設置しています。令和6年能登半島地震では、日本獣医師会危機管理室による「日本獣医師会 令和6年能登半島地震緊急対策本部」が設置され、被災地域の地方獣医師会等と連携し、人員の派遣、獣医療物資等の手配、資金援助等の災害対応を行いました。

【ペット災害支援協議会】

（一財）ペット災害対策推進協会¹の後継組織として、ペット関連事業者の有志4団体（（一社）ペットフード協会、（一社）日本ペット用品工業会、（一社）日本ペットサロン協会、（一社）全国ペットフード・用品卸商協会）が設立した団体です。本協議会では、社会貢献活動として、被災地動物救護本部等からの依頼に基づき、必要な物資の支援を行っています。

¹（一財）ペット災害対策推進協会：大規模災害時に被災したペットの救護や円滑な救護活動の確保を目的として平成8年に設置された「緊急災害時動物救援本部」の事業と資産を引き継いで設置された広域組織。令和元年12月に解散した。

令和6年能登半島地震における被災動物対応記録集

<目次>

はじめに

用語説明

1. 令和6年能登半島地震における被災動物対応の概況	3
(1) 令和6年能登半島地震の概要	3
①地震の概要	3
②被害の概要	6
③石川県庁舎及び動物愛護管理業務関連施設の被害状況	9
④(公社)石川県獣医師会及び動物病院の被害状況	9
(2) 被災地のペットの避難概況	10
①避難所での同行避難の状況	10
②避難所での飼養状況	11
能登半島地震における関係機関別対応一覧(時系列)	14
(3) 被災動物対応に関する取組の概況	22
①災害に備えた被災動物対応体制の整備状況	22
②避難所におけるペット同行避難者の受入れ状況	32
③在宅避難者の状況	35
④仮設住宅におけるペット同行避難者の受入れ状況	37
⑤行政による放浪動物・負傷動物の保護活動	41
⑥飼い主からの一時預かり	41
⑦一時預かり動物の返還状況	42
⑧所有明示の状況	42
⑨現地動物対策本部の状況	43
⑩ボランティアの確保	44
⑪物資等の受入れ、提供体制	44
⑫資金の確保	45
⑬広報・普及啓発活動	45
⑭「人とペットの災害対策ガイドライン」等活用状況	47
⑮今後の災害に備えて	48
2. 各地の被災動物対応活動	53
(1) 石川県(行政)における被災動物対応活動	53
(2) 災害救助法が適用された地域(石川県)における被災動物対応活動	65
①輪島市	66
②珠洲市	70
③穴水町(鳳珠郡)	74

④能登町（鳳珠郡）	78
⑤七尾市	81
⑥羽咋市	84
⑦志賀町（羽咋郡）	87
⑧宝達志水町（羽咋郡）	91
⑨中能登町（鹿島郡）	94
⑩かほく市	97
⑪白山市	100
⑫津幡町	102
⑬内灘町	104
⑭小松市	106
⑮加賀市	108
⑯能美市	111
⑰金沢市	116
（３）他自治体における被災動物対応活動	121
①富山県	121
②福井県	124
③新潟県	127
 3. 避難生活の状況	 131
（１）ペット同行避難者の状況	131
（２）在宅避難者の状況	135
（３）仮設住宅におけるペット飼養状況	137
①仮設住宅でのペット受入れ状況	137
②仮設住宅におけるペット飼養状況調査	141
③ヒアリング結果のまとめと課題	142
（４）その他の動物	144
①犬及び猫以外の家庭動物	144
②特定動物（主に個人飼養のもの）	144
（５）避難所における人とペットの住み分け（ゾーニング）について	146
①屋内での飼養	147
②屋外での飼養	148
③外部施設での飼養	150
 4. 被災動物対応活動を支えたもの	 153
4-1 リソース別	
（１）人的支援	153
①ペット救護・飼い主支援	153
②被災自治体等への支援	154
（２）支援物資等	155

①ペット救護・飼い主支援	155
②獣医療に係る支援	155
③令和6年能登半島地震動物対策本部 被災犬猫保護情報掲載サイト	156
(3) 資金（寄付金など）	157
①現地対策本部による資金確保・寄付金の募集	157
②獣医療費の支援	157
4-2 実施主体別	
(1) 現地動物対策本部における支援	158
①現地動物対策本部の被災動物対応	158
②ボランティア派遣等の人的支援	160
③支援物資の調達・提供	160
④寄付金の募集・配分	160
(2) 石川県独自の支援	161
①石川県独自の被災動物対応	161
②ボランティア派遣等の人的支援	162
③支援物資の調達・提供	162
④寄付金の募集・配分	163
(3) 環境省等における支援	165
①自治体職員派遣等の人的支援	165
②支援物資の調達・提供	165
③所有権放棄された動物の広域譲渡	166
(4) 自治体と民間団体との連携による支援	167
①珠洲市飯田公民館における避難所での飼養環境の確保	167
(5) ペット関連企業等が係る支援	169
①（公社）日本獣医師会の支援活動	169
②ペット災害支援協議会の支援活動	169
(6) 民間団体等による支援	171
①日本レスキュー協会の被災動物対応活動	171
②ピースウィンズ・ジャパンの被災動物対応活動	179
③石川県動物愛護推進員の被災動物対応活動	182
5. 各地の被災ペットへの対応事例・課題となった事例	187
(1) 同行避難と避難所への受入れ	187
(2) 自治体と民間団体との連携	187
(3) 獣医師会の取組み	188
(4) 一時預かり	188
(5) 返還・譲渡	189
(6) 情報収集、広報・普及啓発	189
(7) ボランティア活動	190
(8) 資金の確保、寄付金の募集・配分	190

(9) 物資等の受入れ、提供体制	191
6. 家庭動物以外の動物	195
(1) 動物園・水族館の展示動物	195
①災害に備えた動物対応体制の整備状況	195
②被災した動物園・水族館数	195
③施設の被害状況	195
④(公社)日本動物園水族館協会とのとじま水族館における対応の経緯	197
⑤展示動物の移送	200
⑥被災した動物園・水族館への支援	202
⑦今後の災害に備えて	203
(2) 産業動物	203
①国における産業動物への対応の経緯	203
②能登半島地震における畜産関係の被害状況	203
7. 今後の被災動物対応活動に求められること	207
(1) 言葉の定義、表現について	207
(2) 自治体や獣医師会等のペット関連機関における連携・協定について	207
(3) 支援体制について	207
①関係各所の体制構築	207
②運搬体制の構築について	208
③人的支援について	208
(4) 災害時の愛護団体、ボランティアの活動について	208
(5) 避難所、仮設住宅における避難生活について	209
①避難所における人とペットの住み分け(ゾーニング)	209
②二次避難	209
(6) 飼い主への支援活動について	209
(7) 支援に係る費用について	209
(8) 防災基本計画の修正	210
8. 過去の災害における被災動物対応	215
(1) 兵庫県南部地震	216
(2) 三宅島噴火災害	219
(3) 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	220
(4) 平成28年(2016年)熊本地震	223

1. 令和6年能登半島地震における被災動物対応の概況

1. 令和6年能登半島地震における被災動物対応の概況

(1) 令和6年能登半島地震の概要

① 地震の概要

令和6年(2024年)1月1日16時10分に石川県能登地方の深さ16kmを震源として、マグニチュード(以下、「M」という。)7.6の地震(最大震度7)が発生し、石川県輪島市及び志賀町で震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度6強や6弱の揺れを観測しました(表1-1-1)。このM7.6の地震の前後にも規模の大きな地震が発生し、強い揺れが長く続き、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度6強～震度1を観測しました。この地震の発震機構は北西-南東方向に圧力軸を持つ逆断層型で、地殻内で発生した地震とされています。

この地震により、石川県の金沢観測点(港湾局)で0.8m、山形県の酒田観測点(気象庁)で0.8mの津波のほか、現地調査の結果から、石川県能登町及び珠洲市で4m以上の津波の浸水高が、新潟県上越市で5m以上の遡上高が観測されました。

今回の地震のM7.6は、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災、平成7年(1995年))、熊本地震(平成28年(2016年))のM7.3を超える大きさで、かなり大規模な地震であったといえます。この地震により家屋の倒壊、停電、断水など、広範なライフラインの被害が報告され、特に大きな被害を受けた石川県能登地方では、半島という地形的な特徴により交通網の寸断が救援・復旧活動の大きな妨げとなりました。能登半島北部では幹線道路が通行困難になったことで、多くの孤立地区が発生しました。

石川県能登地方では、令和2年(2020年)12月から地震活動が継続しており、令和3年(2021年)7月頃からさらに活発になっています。気象庁では、今回は発生したM7.6の地震及び令和2年12月以降の一連の地震活動について、陸域でマグニチュード7.0以上かつ最大震度5強以上の基準を満たしたことから、その名称を「令和6年能登半島地震」と決めました。

本記録集では、令和6年(2024年)1月1日16時10分に石川県能登地方で発生したM7.6の地震を「能登半島地震」としました。

表1-1-1 震度6弱以上を記録した地域

震度	県	市区町村
7	石川県	志賀町、輪島市
6強	石川県	七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
6弱	石川県	中能登町
	新潟県	長岡市

内閣府公表資料

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_49.pdf (参照2024-10-15)に基づき作成



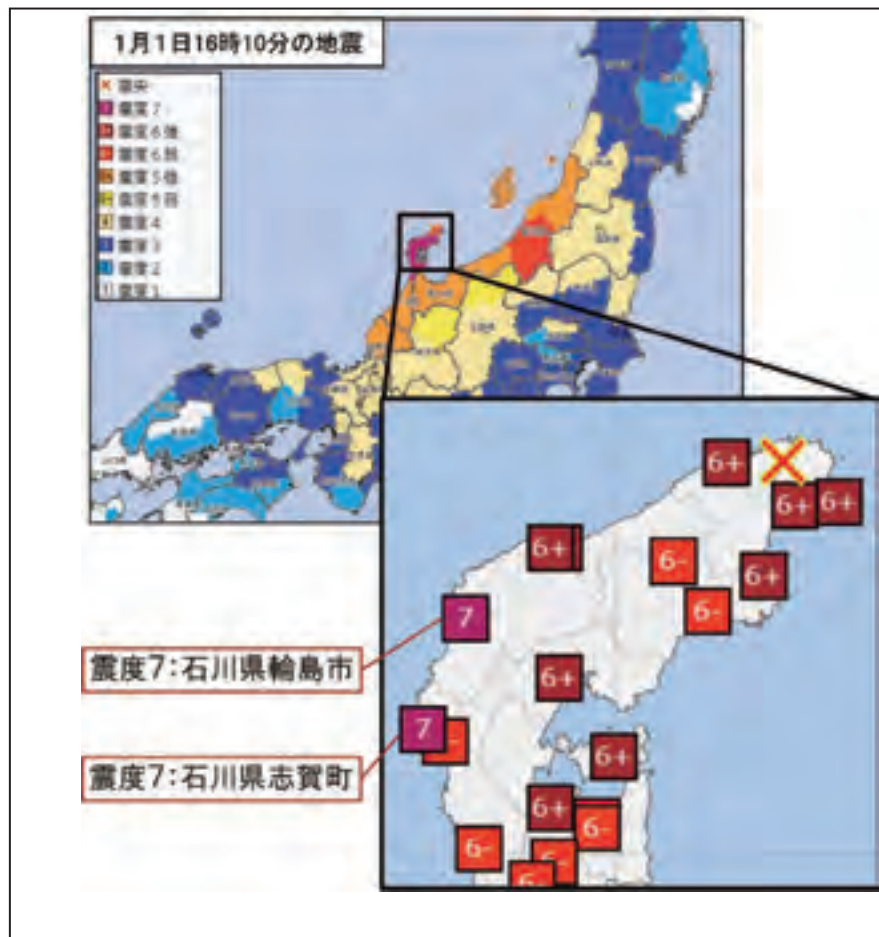
図 1-1-1 石川縣市町位置図

石川県 県庁所在地：金沢市。19 市町（11 市 8 町）

総人口 1,106,278 人（男 537,305 人、女 568,973 人）、総世帯数は、474,416 世帯（令和 6 年 2 月 1 日時点）

石川県 総務部 行政経営課 統計情報室 HP

(https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/search/detail.asp?d_id=4847 2025-3-25 参照)



内閣府公表資料

https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/20240101_noto_earthquake.html#12

(参照 2024-10-15) より作成



出典：令和6年能登半島地震アーカイブ／提供者：石川県



出典：令和6年能登半島地震アーカイブ／提供者：石川県

② 被害の概要

能登半島地震の発生により、石川県を中心に、多数の家屋倒壊、土砂災害など甚大な被害が発生しました。また電気、ガス、上下水道等のライフラインへの被害のほか、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や観光業等の経済活動にも大きな支障が生じました。

（ア）人的被害

能登半島地震による死者は341名、行方不明者3名、重軽傷者1,334名と発表されています（表1-1-2）（令和6年8月21日時点）。

表1-1-2 人的被害の状況（令和6年8月21日時点）

[単位：人]

都道府県	死者	行方不明者	負傷者			合計
			重傷	軽傷	小計	
新潟県	2		8	44	52	54
富山県			14	42	56	56
石川県	339	3	335	876	1,211	1,553
福井県				6	6	6
長野県						
岐阜県				1	1	1
愛知県				1	1	1
大阪府				5	5	5
兵庫県				2	2	2
合計	341※	3	357	977	1,334	1,678

内閣府公表資料

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_49.pdf（参照 2024-10-15）に基づき作成

※震災関連死の112人を含む

《死者の内訳》【石川県】七尾市14人、小松市1人、輪島市142人、珠洲市122人、羽咋市1人、内灘町1人、志賀町7人、穴水町26人、能登町25人

(イ) 建築物等の被害

建築物への被害については、住家 6,273 戸が全壊し 20,892 戸が半壊となるなど甚大な被害となりました（令和 6 年 8 月 21 日時点）（表 1-1-3）。

さらに地震発生直後から、最大で約 44,160 戸の停電、約 136,440 戸の断水など、広範なライフラインの被害が報告されています（令和 6 年 6 月 25 日時点）。

表 1-1-3 建築物の被害状況（令和 6 年 8 月 21 日時点）

[単位：戸]

都道府県	住家被害						非住家被害		
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損	合計	公共建物	その他	合計
新潟県	108	3,866		14	18,114	22,102		65	65
富山県	255	783			20,174	21,212		1,087	1,087
石川県	5,910	16,231	6	5	60,426	82,578	131	33,652	33,783
福井県		12			752	764		9	9
長野県					20	20			
岐阜県					2	2		1	1
合計	6,273	20,892	6	19	99,488	126,678	131	34,814	34,945

内閣府公表資料

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_49.pdf（参照 2024-10-15）に基づき作成

※富山県の公表情報において住家被害の「未分類」と表記されている情報は本表に反映していない

※石川県の公表情報において非住家被害の「調査中」と表記されている情報は反映していない



珠洲市内（令和 6 年 1 月 13 日）



輪島市内（令和 6 年 1 月 20 日）

(ウ) 避難者数

1次避難所の避難者数は、発災直後の1月2日に最大の40,688人に達し、4月9日時点で3,351人となることが分かっています（内閣府資料¹）。



輪島市（令和6年1月23日）



輪島市（令和6年2月17日）

(エ) 災害関連法令の適用地域

政府は新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村を能登半島地震の災害救助法適用地域としました（表1-1-4、1-1-5）。

表1-1-4 災害救助法が適用された地域

	自治体名	市	町	村	計
1	新潟県	13	1	0	14
2	富山県	9	3	1	13
3	石川県	10	7	0	17
4	福井県	3	0	0	3
4県合計		35	11	1	47

内閣府公表資料

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_49.pdf（参照 2024-10-15）に基づき作成

¹ 内閣府資料：

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team3_shiryo02.pdf（参照 2024-10-15）

表 1-1-5 災害救助法が適用された地域（石川県）

都道府県	災害救助法適用市町
石川県	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

内閣府公表

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_49.pdf（参照 2024-10-15）に基づき作成

③ 石川県庁舎及び動物愛護管理業務関連施設の被害状況

能登半島地震では石川県庁舎に大きな被害はありませんでしたが、県の動物愛護管理業務関連施設ではひび割れや断水、機器損壊等の被害がありました。

- 石川県能登北部保健福祉センター
 - ・ ガラス破損、受水槽から水漏れ、断水、駐車場隆起、ひび割れ、正面玄関風除室が損傷
- 石川県能登中部保健福祉センター
 - ・ 窓ガラス 1 枚破損、断水、側溝のグレーチング損傷、検査器械倒壊等損傷 冷暖房燃料地下タンク付近隆起沈下、暖房運転不可

④ （公社）石川県獣医師会及び動物病院の被害状況

（公社）石川県獣医師会に所属する 76 の動物病院のうち、能登北部 3 件、能登中部 4 件の動物病院が被災しました。被災状況は家屋の一部損壊が 2 件、機器等の損傷が 5 件でした。

金沢市内にある（公社）石川県獣医師会の事務所に、損壊等の大きな被害はありませんでした。



動物病院の被災状況（輪島市内）

写真提供：（公社）石川県獣医師

(2) 被災地のペットの避難概況

① 避難所での同行避難の状況

環境省では、令和6年1月7日～2月14日の間、能登半島地震において開設された避難所を巡回し、ペットの避難状況を調査しました（環境省,2024）。緊急対策業務における巡回調査は令和6年1月23日～2月14日の間に輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町の2市3町における119カ所で実施し、このうち、同行避難が確認された避難所は56カ所でした（表1-2-1）。

巡視時における各市町でのペットの避難状況は、以下のとおりです。なお、車中泊による避難において、ペットのみ車中にいる場合は集計に含めていません（表1-2-2～1-2-3）。

- ・ 輪島市で巡視を行った避難所は45カ所でした。その内16カ所の避難所で計43組の飼い主が屋内に避難していました。また、車中泊による避難は、3カ所の避難所において計4組の飼い主の避難が確認されました。なお、避難所と車中泊の両方という回答があるため2件の重複があります。
- ・ 珠洲市で巡視を行った避難所は35カ所でした。その内4カ所の避難所で計10組の飼い主が屋内に避難していました。なお、車中泊による避難は確認されませんでした。
- ・ 志賀町で巡視を行った避難所は4カ所でした。その内2カ所の避難所で計2組の飼い主が屋内に避難していました。なお、車中泊による避難は確認されませんでした。
- ・ 穴水町で巡視を行った避難所は25カ所でした。その内2カ所の避難所で計2組の飼い主が屋内に避難していました。また、車中泊による避難は、1カ所の避難所において1組の飼い主の避難が確認されました。
- ・ 能登町で巡視を行った避難所は10カ所でした。その内2カ所の避難所で計3組の飼い主が屋内に避難していました。また、車中泊による避難は、1カ所の避難所において2組の飼い主の避難が確認されました。なお、避難所と車中泊の両方という回答があるため1件の重複があります。

表1-2-1 同行避難が確認された避難所数

	輪島市	珠洲市	志賀町	穴水町	能登町	総計
同行避難あり※	27	14	2	8	5	56
同行避難なし	18	21	2	17	5	63
計	45	35	4	25	10	119

※以前は同行避難者がいた（現在はいない）を含む

表1-2-2 飼い主とペットの車中泊が確認された避難所

	輪島市	珠洲市	志賀町	穴水町	能登町	総計
避難所数	3	0	0	1	1	5

表 1-2-3 避難している飼主とペットの組数

	輪島市	珠洲市	志賀町	穴水町	能登町	総計
避難所内	43	10	2	2	3	60
車中泊	4※	0	0	1	2※	7

※避難所と車中泊の両方を利用しているため重複

② 避難所での飼養状況

避難所巡視時に確認された避難したペットの数は犬が43頭、猫が22頭、その他4頭（ウサギ2頭、リス1頭、カメ1頭）であり、犬が最も多く避難をしていました。

飼養場所別の頭数では屋内での飼養が多く、犬は36頭、猫は16頭、その他、3頭が屋内飼養でした。屋外では車中での飼養が犬で5頭、猫で6頭、その他のペットで1頭が確認されました。車中以外の屋外飼養では、犬2頭が駐輪場で飼養されていることが確認されました（表 1-2-4）。

また、屋内で飼養している避難所では、飼い主と同じ部屋で飼養している避難所が17カ所、別部屋か玄関等で飼養している避難所が4カ所で確認されました。屋外飼養では車中の飼養が多く、10カ所の避難所で確認されています。その他、飼い主は避難所にいながらペットは飼い主宅で飼養している事例が5カ所の避難所で確認されました（表 1-2-5）。

表 1-2-4 ペットの避難数

	屋内（頭数）							屋外（頭数）						合計
	体育館	講堂	集会所	教室 会議室 等	廊下 ロビー	その他	小計	テント	シート	簡易建 築物	車中	その他	小計	
犬	8	0	8	11	1	8	36	0	0	0	5	2	7	43
猫	1	1	0	9	0	5	16	0	0	0	6	0	6	22
その他	0	0	1	0	0	2	3	0	0	0	1	0	1	4

表 1-2-5 ペットの飼養状況

ペットはどこで飼われているか	避難所数
飼い主と同じ部屋	17
屋内（別部屋か玄関等）	4
屋外	1
車中	10
飼主宅	5

※複数回答のため重複あり



屋内（避難所提供テント）



屋外（駐輪場の利用）



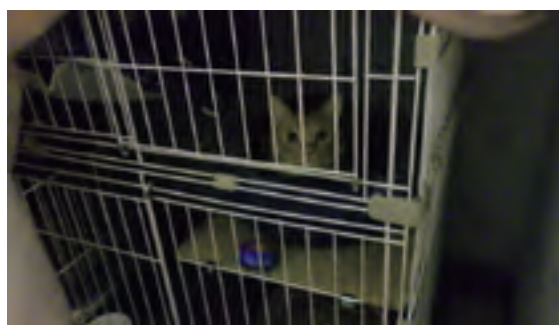
屋内（体育館）



屋内（段ボールハウス）



屋外（車中）



屋内（ケージでの飼養）

避難所での飼養状況

能登半島地震における関係機関別対応一覧（時系列）

能登半島地震における関係機関別対応一覧（時系列）

期間 *日付	2024年 月 日	石川県	石川県獣医師会	環境省
1日目	1月1日	・関係機関から被害状況等の情報収集 ・関係機関と支援体制の調整	・会員の安否確認	・環境省災害情報連絡室を設置 ・環境省特定災害対策本部を設置 ・環境省非常災害対策本部を設置
2日目	1月2日	・関係機関から被害状況等の情報収集 ・関係機関と支援体制の調整	・会員の安否確認と被害状況の確認	・中部地方環境事務所災害対策本部を設置 ・動物愛護管理室から新潟県、富山県、石川県、福井県、新潟市、富山市、金沢市、福井市に対し、被災状況について電子メールにて記の情報提供を依頼(1月2日)。 ①動物収容施設の被災状況 ②特定動物の逸走の有無 ③ペットの同行避難の状況等 ※避難所などで特に問題が生じている場合
3日目	1月3日	・関係機関から被害状況等の情報収集 ・関係機関と支援体制の調整		・第1回環境省非常災害対策本部を開催
4日目	1月4日	・関係機関から被害状況等の情報収集 ・関係機関と支援体制の調整	・石川県獣医師会能登地震災害対策会議 ・会員動物病院営業状況HP掲載	・第2回環境省非常災害対策本部を開催
5日目	1月5日	・関係機関から被害状況等の情報収集 ・関係機関と支援体制の調整	・石川県獣医師会能登地震対策会議	・第3回環境省非常災害対策本部を開催 ・以下の団体と今後の支援等の実施に関する情報共有の場を設置(1月5日) 日本獣医師会、ペットフード協会、ペット用品工業会、日本動物愛玩協会、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会
6日目	1月6日	・関係機関から被害状況等の情報収集 ・関係機関と支援体制の調整		・石川県輪島市等へ職員を派遣し、現場の状況確認
7日目	1月7日	・被災者向けペットの相談窓口を設置	・石川県、日本獣医師会、環境省との打合せ会議	・石川県輪島市等へ職員を派遣し、現場の状況確認
8日目	1月8日	「令和6年能登半島地震動物対策本部」を設置 ●ペット関連情報連絡会議 ※令和6年能登半島地震動物対策本部と関係機関との連絡会議 主な関係機関: 環境省、日本獣医師会、日本愛玩動物協会、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、ペットフード協会、日本ペット用品工業会、全国ペット協会、日本ペットサロン協会		・第4回環境省非常災害対策本部を開催 ・石川県輪島市等へ職員を派遣し、現場の状況確認 ●ペット関連情報連絡会議
9日目	1月9日		・対策本部立ち上げをHPIにて告知	・第5回環境省非常災害対策本部を開催 ・石川県珠洲市等へ職員を派遣し、現場の状況確認
10日目	1月10日			・新潟県・富山県に職員を派遣し、現場の状況確認等及び必要な助言等を実施
11日目	1月11日		・「令和6年能登半島地震動物対救済支援金」の募集開始 ・支援金募集をHPIにて告知	・新潟県・富山県に職員を派遣し、現場の状況確認等及び必要な助言等を実施 ・「仮設住宅等へのペット同居」について環境省から石川県に依頼。石川県から各市町に依頼。
12日目	1月12日		・会員動物病院の営業状況をHP掲載	・第6回環境省非常災害対策本部を開催 ・石川県珠洲市等へ職員を派遣し、現場の状況確認

日本獣医師会	民間団体A	民間団体B	2024年 月 日	期間 ※ 日目
・日本獣医師会危機管理室(以下「危機管理室」という。)による情報収集を開始。午後7時、「日本獣医師会令和6年能登半島地震緊急対策本部」を設置	・石川県獣医師会会長、石川県庁薬事衛生課に訪問	・避難所を回りながらペット同伴避難の現状調査	1月1日	1日目
・被災地域の地方獣医師会及び地方獣医師会会員獣医師向けに日本獣医師会危機管理室長及び危機管理統括からメッセージを发出。 ・5日獣発第307号「『日本獣医師会令和6年能登半島地震緊急対策本部』の設置について」を地方獣医師会会長あて通知。 ・情報収集等の協力を依頼。	・羽咋市、中能登町、七尾市において、避難所を訪問し、ペット世帯の避難状況調査及び物資提供を実施		1月2日	2日目
・日本獣医師会令和6年能登半島地震緊急対策本部(以下「対策本部」という。)による情報収集を継続。 ・午後3時から対策検討事務会議を開催。			1月3日	3日目
・第1回対策本部会議を開催			1月4日	4日目
・危機管理室による第1回災害対策委員会を開催			1月5日	5日目
			1月6日	6日目
・石川県、石川県獣医師会、環境省との打合せ会議	・珠洲市にて避難所調査開		1月7日	7日目
・対策本部及び事務局による現地視察。 ・石川県獣医師会(及び環境省中部地方環境事務所、石川県)より関係者から情報収集。 ●ペット関連情報連絡会議		・避難所への物資支援を行いながら、緊急性の高い飼い主さんと犬を対象に、半年ほどを目処に預かる支援を開始	1月8日	8日目
・第2回災害対策委員会を開催			1月9日	9日目
・5日獣発第309号「令和6年能登半島地震動物救護活動等の支援について」を地方獣医師会会長あて通知。 ・被災動物の救護及び被災地の獣医療提供体制の回復等のための支援金募集を開始。 ・危機管理室統括補佐を現地本部に派遣			1月10日	10日目
・農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長あて事務連絡「令和6年能登半島地震に係る動物救護活動等に対するご指導・ご支援のお願い」により、被災現地における当該診療等に要する動物用医薬品等の迅速かつ円滑な供給支援を要請			1月11日	11日目
・日本動物用医薬品協会理事長及び全国動物薬品器材協会理事長あて5日獣発第315号「令和6年能登半島地震に係る動物救護活動等に対するご支援・ご協力のお願」により被災現地の動物救護活動における診療等に要する動物用の医薬品、医療機器等の当面の無償提供を依頼			1月12日	12日目

期間 ※日付	2024年 月 日	令和6年度能登半島地震動物対策本部		環境省
		石川県	石川県獣医師会	
13日目	1月13日		・第2回動物対策本部会議開催	・石川県珠洲市等へ職員を派遣し、現場の状況確認
14日目	1月14日	●ペット関連情報連絡会議	●ペット関連情報連絡会議	・石川県珠洲市等へ職員を派遣し、現場の状況確認 ●ペット関連情報連絡会議
15日目	1月15日		・所有者の依頼に応じた動物病院でのペットの無料一時預かりを実施(1月15日から1ヶ月間、後に60日間または3月31日まで)。	
17日目	1月17日	・各市町に仮設住宅等へのペットの受入れ配慮を依頼。各市町においてペットを受け入れる方針であることを確認。	・一般からの支援物資受入一時停止	
18日目	1月18日	・ケージやフード等の物資について、市町の物流拠点及び避難所に対して、プッシュ型支援、プル型支援を実施。 (物資の確保について、日本獣医師会、ペット災害支援協議会等と連携) (物資の運搬について環境省と連携)	・ケージ、フード等の支援について、石川県、日本獣医師会、ペット災害支援協議会等と連携し、市町の物流拠点・避難所にプッシュ型・プル型で石川県や環境省が運搬して支援 会員動物病院の営業状況をHP掲載	・ケージ、フード等の支援について、石川県、日本獣医師会、ペット災害支援協議会等と連携し、市町の物流拠点・避難所にプッシュ型・プル型で石川県や環境省が運搬して支援 ・石川県珠洲市・輪島市等へ職員を派遣し、現場の状況確認
19日目	1月19日			・第7回環境省非常災害対策本部を開催 ・石川県珠洲市・輪島市等へ職員を派遣し、現場の状況確認
20日目	1月20日			・石川県珠洲市・輪島市等へ職員を派遣し、現場の状況確認
21日目	1月21日	・15次避難所においてトレーラーハウスを活用したペットの飼育スペースを確保	・岩手大学より移動診療車(ワンキャン号)到着	
22日目	1月22日		・動物病院でのペットの無料一時預かりを実施(1月15日～)	・石川県庁・能登中部保健福祉センター・能登北部福祉センターの業務支援(1月22日～4月22日)。
23日目	1月23日			・避難所の巡回活動(1月23日～2月14日) ・石川県庁に対して他自治体の公衆衛生獣医師等の派遣(1月23日～2月4日)
24日目	1月24日	●ペット関連情報連絡会議	●ペット関連情報連絡会議	●ペット関連情報連絡会議
25日目	1月25日		・動物対策本部に係る打合せ会議	
26日目	1月26日			・第8回環境省非常災害対策本部を開催
27日目	1月27日		・環境大臣視察対応	
28日目	1月28日		・石川県獣医師会による巡回診療を開始(輪島市)	
29日目	1月29日		・対策本部活動に係る金沢市との打合せ	・トレーラーハウスの設置による飼育スペースの確保(志賀町)
30日目	1月30日			
31日目	1月31日		・シェルター設置候補地調査	
32日目	2月1日	・保護収容した動物について、公示期間を延長する運用を開始(2日から14日間に延長)		
33日目	2月2日			
35日目	2月4日		・巡回診療(珠洲市)	・能登中部保健福祉センターに対して他自治体の公衆衛生獣医師等の派遣(2月4日～4月20日)
36日目	2月5日		・物資搬出等に係る県との打合せ	

日本獣医師会	民間団体A	民間団体B	2024年 月 日	期間 * 日目
・第2回対策本部会議の開催			1月13日	13日目
●ペット関連情報連絡会議			1月14日	14日目
・5日獣発第316号「令和6年能登半島地震動物救護活動に係る支援金の取扱い」について」を地方獣医師会会長あて通知 ・5日獣発第317号「令和6年能登半島地震に係る被災動物の一時預り支援について(依頼)」を地方獣医師会会長あて通知 ・5日獣発第318号「令和6年能登半島地震に係る被災動物一時預り支援施設の確保について(依頼)」を富山県及び福井県獣医師会会長あて通知 ・日本動物用医薬品協会に医薬品の支援を依頼(1回目)	・輪島市にて避難所調査開		1月15日	15日目
			1月17日	17日目
			1月18日	18日目
・ペットフード協会に犬猫用療法食の支援を依頼(1回目)			1月19日	19日目
			1月20日	20日目
			1月21日	21日目
・現地本部事務局支援要員1名を追加派遣 日本動物用医薬品協会に医薬品の支援を依頼(2回目)。 ・ペット災害支援協議会に資材及びびフードの支援を依頼(1回目)。			1月22日	22日目
			1月23日	23日目
●ペット関連情報連絡会議			1月24日	24日目
●危機管理室統括補佐を現地本部に派遣 ・第3回災害対策委員会を開催 ・ペット災害支援協議会に資材及びびフードの支援を依頼(2回目) ・被災動物診療支援のための診療券500部を現地本部に納品			1月25日	25日目
			1月26日	26日目
			1月27日	27日目
	・珠洲市にペット世帯専用避難所の開設(飯田公民館)	・珠洲市にペット世帯専用避難所の開設(飯田公民館)	1月28日	28日目
			1月29日	29日目
・日本動物用医薬品協会に医薬品の支援を依頼(3回目) ・事務連絡「能登半島地震動物救護活動の経過と支援金のお願」について」を地方獣医師会事務局長あて通知			1月30日	30日目
			1月31日	31日目
			2月1日	32日目
・日本動物用医薬品協会に医薬品の支援を依頼(4回目)			2月2日	33日目
			2月4日	35日目
			2月5日	36日目

期間 *日付	2024年 月 日	令和6年度能登半島地震動物対策本部		環境省
		石川県	石川県獣医師会	
37日目	2月6日	・保護収容動物の公示期間の延長(2月1日～)	・動物病院でのペットの無料一時預かりを実施(1月15日～)	・石川県庁・能登中部保健福祉センター・能登北部福祉センターの業務支援(1月22日～) ・避難所の巡視活動(1月23日～) ・トレーラーハウスの設置による飼育スペースの確保(志賀町 1月29日～) ・所有者とよまれた犬猫等の保護収容の支援として、県保健所の収容力確保のための広域譲渡を開始(2月6日～3月7日)
39日目	2月8日		・巡回診療(能登町)	
40日目	2月9日	・犬猫保護情報サイトの運用を開始(県やボランティアが保護した犬や猫の情報を一元的に掲載)	・犬猫保護情報サイトの運用を開始(県やボランティアが保護した犬や猫の情報を一元的に掲載)	・犬猫保護情報サイトの運用を開始(県やボランティアが保護した犬や猫の情報を一元的に掲載)
41日目	2月10日			・石川県庁に対し有識者を派遣(2月10日～2月12日)
42日目	2月11日		・巡回診療(志賀町)	
43日目	2月12日		・地震対応に係る県との打合せ	・トレーラーハウスの設置による飼育スペースの確保(珠洲市)
45日目	2月14日			
46日目	2月15日		・地震対応等に係る薬事衛生課との打合せ	
49日目	2月18日		・巡回診療(輪島市)	
52日目	2月21日		・シェルタースタッフ面接	・石川県庁に対し有識者を派遣(2月21日～2月23日)
54日目	2月23日			
56日目	2月25日		・巡回診療(珠洲市)	
57日目	2月26日		・シェルター設置に係る打合せ会議・シェルタースタッフ面接	
58日目	2月27日		・シェルター整備開始	
59日目	2月28日		・シェルター設置・運営責任者着任	
61日目	3月1日		・被災地における猫の避妊・去勢手術開始、HPI公開、チラシ配布・シェルター設置に係る打合せ	
62日目	3月2日			
63日目	3月3日		・巡回診療(能登町)	
67日目	3月7日		・巡回診療(輪島市)	
70日目	3月10日		・巡回診療(珠洲市)	
74日目	3月14日		・巡回診療(能登町)	
75日目	3月15日		・ワンちゃんハウス能登開談(6月30日まで)動物病院に周知	
76日目	3月16日			
77日目	3月17日		・巡回診療(輪島市・珠洲市) ・シェルター収容開始	
84日目	3月24日		・巡回診療(能登町)	
88日目	3月28日		・巡回診療(輪島市)	
91日目	3月31日		・巡回診療(珠洲市) ・動物病院での無料一・次預かり終了	
92日目	4月1日		・シェルター巡回診療	
95日目	4月4日		・シェルター巡回診療	
98日目	4月7日		・シェルター巡回診療	
99日目	4月8日			
102日目	4月11日		・シェルター巡回診療	
107日目	4月16日		・シェルター巡回診療	
109日目	4月18日			
110日目	4月19日		・シェルター巡回診療 ・県との打合せ	
111日目	4月20日			
112日目	4月21日		・シェルター巡回診療	
113日目	4月22日			
115日目	4月24日		・シェルター巡回診療	
116日目	4月25日	・各市町にペットの熱中症に関して注意喚起	・シェルター巡回診療	
119日目	4月28日		・シェルター巡回診療	
121日目	4月30日		・シェルター巡回診療	
126日目	5月5日		・シェルター巡回診療	
128日目	5月7日		・シェルター責任者着任	
130日目	5月9日		・シェルター巡回診療 ・小鳥の診療	
133日目	5月12日		・シェルター巡回診療	
138日目	5月17日		・シェルター巡回診療	
139日目	5月18日			
140日目	5月19日			
141日目	5月20日		・シェルター巡回診療	
144日目	5月23日		・シェルター巡回診療	
147日目	5月26日		・シェルター巡回診療	
150日目	5月29日		・小鳥の診療	
152日目	5月31日		・シェルター巡回診療 ・被災地における猫の無料避妊去勢手術終了	・トレーラーハウスの設置による飼育スペースの確保終了(志賀町)

日本獣医師会	民間団体A	民間団体B	2024年 月 日	期間 ※ 日目
			2月6日	37日目
			2月8日	39日目
・第4回災害対策委員会を開催			2月9日	40日目
・ペット災害支援協議会に資材及びフードの支援を依頼(3回目)			2月10日	41日目
・危機管理室統括補佐及び甲斐災害対策委員を現地本部に派遣			2月11日	42日目
		・飯田公民館の駐車場にトレーラーハウス(環境省支援)、コンテナハウスをそれぞれ設置し、犬猫の日常預かりを行う「わんにゃんデイケアハウス珠洲」を開設	2月12日	43日目
			2月14日	45日目
・第5回災害対策委員会を開催			2月15日	46日目
			2月18日	49日目
			2月21日	52日目
			2月23日	54日目
			2月25日	56日目
			2月26日	57日目
			2月27日	58日目
・被災動物治療支援のための診療券200部を現地本部に納品(2回目)。			2月28日	59日目
			3月1日	61日目
・危機管理室統括補佐を現地本部に派遣			3月2日	62日目
			3月3日	63日目
			3月7日	67日目
			3月10日	70日目
			3月14日	74日目
			3月15日	75日目
			3月16日	76日目
			3月17日	77日目
			3月24日	84日目
			3月28日	88日目
			3月31日	91日目
		・「わんにゃんデイケアハウス珠洲」を運営(2月12日～)	4月1日	92日目
			4月4日	95日目
			4月7日	98日目
・第3回対策本部会議を開催			4月8日	99日目
			4月11日	102日目
・危機管理室統括補佐を現地本部に派遣			4月16日	107日目
			4月18日	109日目
			4月19日	110日目
		・トリミングカーを依頼し支援を実施。以後、1、2カ月毎に一度のペースで実施。	4月20日	111日目
			4月21日	112日目
			4月22日	113日目
			4月24日	115日目
			4月25日	116日目
			4月28日	119日目
			4月30日	121日目
			5月5日	126日目
			5月7日	128日目
			5月9日	130日目
			5月12日	133日目
			5月17日	138日目
・危機管理室統括補佐を現地本部に派遣			5月18日	139日目
			5月19日	140日目
			5月20日	141日目
			5月23日	144日目
			5月26日	147日目
			5月29日	150日目
			5月31日	152日目

期間 *日付	2024年 月 日	令和6年度能登半島地震動物対策本部		環境省
		石川県	石川県獣医師会	
155日目	6月8日	・保護収容動物の公示期間の延長(2月1日～) ・保護情報サイトの運用(2月9日～)	・ワンキャンハウス能登開設(3月15日～) ・シェルター巡回診療	・トレーラーハウスの設置による飼育スペースの確保_終了(珠洲市 2月12日～) ・被災状況について電子メールにて下記の情報提供を依頼。 ①動物収容施設の被災状況 ②特定動物の逃走の有無 ③ペットの同行避難の状況等 ※避難所などで特に問題が生じている場合
161日目	6月9日		・シェルター巡回診療	
166日目	6月14日		・シェルター巡回診療	
169日目	6月17日		・シェルター巡回診療	
172日目	6月20日		・シェルター巡回診療	
175日目	6月23日		・シェルター巡回診療	
176日目	6月24日		・動物対策本部Zoom会議	
180日目	6月28日			
182日目	6月30日		・シェルター巡回診療 ・ワンキャンハウス能登開鎖	
183日目	7月1日		・シェルター前頭退所完了	
184日目	7月2日		・シェルター後片付け開始	
191日目	7月9日			・いしかわ動物愛護センターに対して有識者を派遣
207日目	7月25日		・災害対応中間報告会 日本獣医師会中部支部連合会 会長が参加	
213日目	7月31日		・シェルター使用倉庫返却手続き完了	・トレーラーハウスの設置による飼育スペースの確保_終了(珠洲市)
271日目	9月27日		・能登半島豪雨に係る被災ペットの無料一次預かり開始(原則2ヶ月間、12月27日まで)	
274日目	9月30日			

日本獣医師会	民間団体A	民間団体B	2024年 月 日	期間 * 日目
			6月8日	155日目
			6月9日	161日目
			6月14日	166日目
			6月17日	169日目
			6月20日	172日目
			6月23日	175日目
			6月24日	176日目
・災害見舞金を石川県獣医師会、富山県獣医師会、新潟県獣医師会に支給 ・「令和6年能登半島地震動物救護活動支援金」の募集を終了			6月28日	180日目
			6月30日	182日目
・第4回対策本部会議を開催			7月1日	183日目
			7月2日	184日目
			7月9日	191日目
・災害対応中間報告会 日本獣医師会中部支部連合会 会長が参加			7月25日	207日目
		・「わんにゃんデイクアハウス珠洲」の撤退により、ペット支援終了	7月31日	213日目
			9月27日	271日目
			9月30日	274日目

(3) 被災動物対応に関する取組の概況

① 災害に備えた被災動物対応体制の整備状況

(ア) ペットとの同行避難についての方針

【石川県】

石川県は能登半島地震の以前から、地域防災計画において、災害時のペット同行避難について方針を定めていました。

地域防災計画の他、市町村の担当部署との同行避難に関しての取り決めはありませんでした。

(イ) 避難所におけるペットの受け入れ方針

【石川県】

石川県は能登半島地震の以前から、地域防災計画において、災害時における避難所でのペットの受け入れについて方針を定めていました。

地域防災計画の他、市町村の担当部署との同行避難に関しての取り決めはありませんでした。

【市町】

対象 17 市町のうち、能登半島地震の以前から、災害時における避難所でのペットの受け入れについて方針を定めていたのは 13 自治体でした（図 1-3-1）。

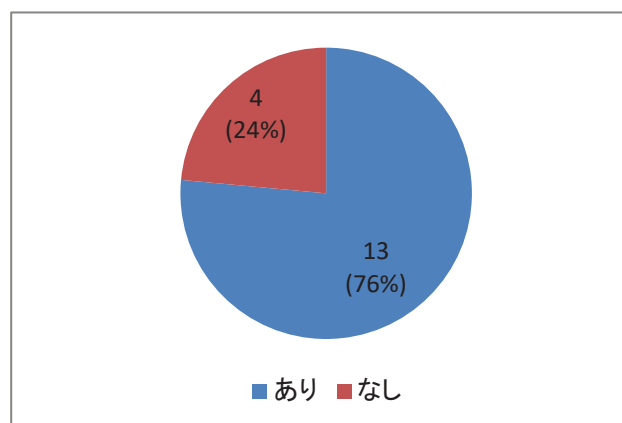


図 1-3-1 避難所でのペット受け入れ方針の有無

自治体名	避難所でのペットの飼養について方針の内容
能登町	ペットを同伴してきた避難者がいた場合は、補助犬・盲導犬・介助犬以外は原則として、避難所の居住部分では受け入れられないことを説明し、屋外の飼育専用スペースでの飼育を要請する。
珠洲市	ペット同伴の避難は可。ただし、屋内同伴は不可とし、ペットは駐輪場や避難所の軒下などの屋外とする。
羽咋市	盲導犬や介助犬等を除き、原則として同行したペットは屋外又は個人の車中での避難。
宝達志水町	ケージに入れて避難。餌、必要備品等持参。
輪島市	犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止。
かほく市	ペットの飼育及び飼育場所の衛生管理は、ペットを持ち込んだ避難者自身が実施する。
白山市	ペットは原則室内に入れず、専用スペースを設けるようにする。（避難所運営マニュアル）
内灘町	避難所運営マニュアルにおいて、ペットを同伴してきた避難者がいた場合は、補助犬・盲導犬・介助犬以外は原則として、避難所の居住部分では受け入れられないことを説明し、屋外の飼育専用スペースでの飼育を要請する。
小松市	ペット同行避難を制限していないが、アレルギー等の配慮から避難所室内へのペットの入室は禁止としている。
加賀市	学校はスペースも広く、ペット同伴でも対応可能であることから、受け入れを可としていた。
能美市	県及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
金沢市	ペットとともに同行避難することを基本としており、その際に必要となるペットフードやシーツ、ケージなどの家庭内備蓄を推奨している。

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

(ウ) 仮設住宅におけるペット飼養についての方針

【石川県】

石川県は能登半島地震の以前から、地域防災計画において、災害時における仮設住宅でのペットの飼養について方針を定めていました。一方で、市町村の担当部署との間で仮設住宅でのペットの飼養に関しての取り決めはしていませんでした。

【市町】

対象 17 市町のうち、能登半島地震の以前から、災害時における仮設住宅でのペットの飼養について方針を定めていたのは 7 自治体でした（図 1-3-2）。

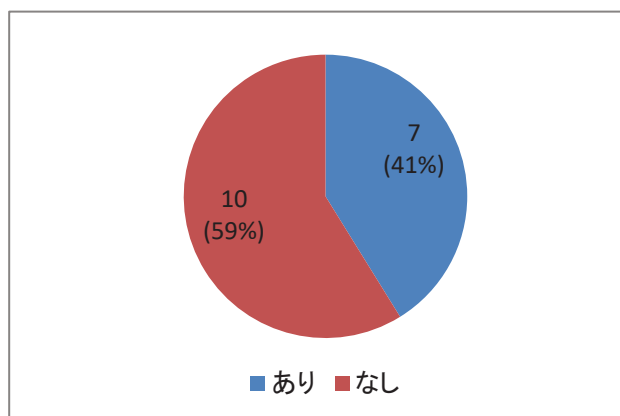


図 1-3-2 仮設住宅でのペット受け入れ方針の有無

自治体名	仮設住宅でのペットの飼養について方針の内容
能登町	入居要件にペットがいるいないを考慮しないこととしていた。
宝達志水町	ケージに入れて避難。餌、必要備品等持参。
志賀町	必要に応じて受け入れに配慮する。
小松市	地域防災計画では、「必要に応じてペットの受入に配慮する」と記載あり。

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

(エ) 避難所または仮設住宅の運営マニュアル

【市町】

対象 17 市町のうち、能登半島地震の以前から、避難所または仮設住宅の運営マニュアルにペットに関する記載があったのは 11 自治体でした（図 1-3-3）。

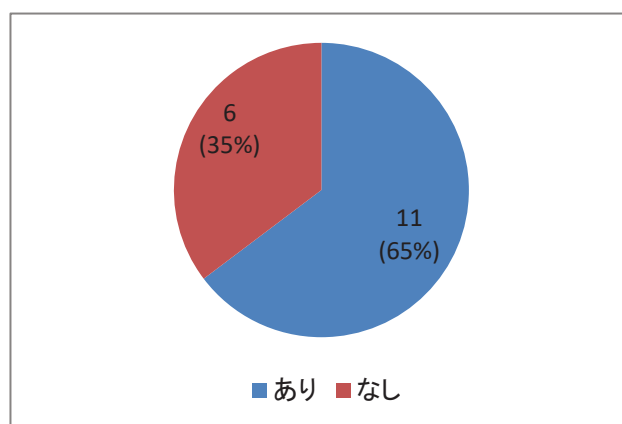


図 1-3-3 避難所または仮設住宅の運営マニュアルでのペットに関する記載

自治体名	記載内容
珠洲市	一般・福祉避難所設置・運営マニュアルにおいて、ペットの場所は、廊下・踊り場・屋外などを決定し、飼育者及び避難者に通知することとしている。
能登町	<避難所開設マニュアルへの記載> ・ ペットを同伴してきた避難者がいた場合は、補助犬・盲導犬・介助犬以外は原則として、避難所の居住部分では受け入れられないことを説明し、屋外の飼育専用スペースでの飼育を要請します。 ・ ペット飼育場所：原則として、屋外に設ける。 <避難所運営マニュアルへの記載> ① 避難所の居住部分には、原則としてペットの持込みを禁止し、屋外にペットの飼育スペースを設けます。 ② ペットに係る責任は、原則飼育者にあることを伝え、避難所ペット登録台帳への登録を依頼します。 ③ 迷い犬にならないように、首輪に名札を付けてもらうよう促します。 ④ 飼育場所や飼育ルールを掲示し、避難者へ周知徹底を図ります。 ⑤ ペットの救援活動情報を収集し、飼育者へ提供します。 ⑥ 身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）については同伴・飼養を認めます。
羽咋市	<避難所運営マニュアル> （7）ペット対策 ・ 施設管理者及び施設管理班と協議し、屋内・外にペットの飼育場所を設けます。なお、咬傷事故等を防ぐため、飼い主や関係者以外の立ち入り

	を禁止します。また、原則的に飼い主とは住み分けとし、飼育専用のスペースとします。 ・ 様式 12「ペット登録票」により、飼い主にペットの登録を依頼します。また、迷い犬にならないように、首輪などに名札をつけてもらうよう依頼します。 ・ 文案 3「避難所におけるペットの飼育ルール」により、飼育場所や飼育ルールを掲示し、飼い主及び避難者へ周知します。 ・ ペットの飼育及び飼育場所の衛生管理は、ペットを持ち込んだ避難者自身が実施します。 ・ ペットを一時預かる施設や機関、ボランティア団体の情報を集め、飼い主に提供します。 ・ 身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）については、原則的に屋内への同伴を認めますが、犬が苦手な方やアレルギー体質の方に配慮します。
かほく市	避難所については避難所運営マニュアル参照 仮設住宅についてはマニュアル等なし。
白山市	白山市避難所運営マニュアル（基本モデル）
津幡町	ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。
能美市	・ 避難者が同伴したペットについては、原則、別途定める保護区域へ収容 ・ 居住区域へのペットの持ち込みは禁止を徹底 ・ ペットの保護区域を設置、できるだけ個体管理ができる体制を確保
金沢市	・ ペットの同行避難を呼びかけます。 また屋内へのペット持ち込みは、原則禁止する。 ・ ペットの同行避難時には、次のことに留意すること。 ・ ペットの餌やケージ等の飼育用品は、原則自助によるものとする。 ・ 飼育場所は、駐輪場、別棟の空き倉庫等において、繋ぐなどし、糞等は飼い主が始末する。 ・ ペット台帳に記録するとともに、飼育ルールの周知・徹底を図る。

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

(オ)「地域防災計画」における‘避難所でのペットの受入れ’に関する記載

【石川県】

石川県は能登半島地震の以前から、地域防災計画において、災害時における避難所でのペットの受入れに関する記載がありました。

【市町】

対象 17 市町の全てで、能登半島地震の以前から、地域防災計画において、災害時における避難所でのペットの受入れに関する記載がありました。

自治体名	記載内容
輪島市	(12) ペット動物の飼育場所の確保等 市は、必要に応じてペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受け入れられるよう、連携に努める。
珠洲市	市は、指定避難所におけるペット動物の飼育場所等について検討し、避難所におけるペット動物の適正な飼育について、指導や支援、環境衛生等の維持に努める。また、飼育者は、ペット動物との同行避難や避難所での飼養について平常時から準備する。
穴水町	(2) 指定避難所 ペット動物の飼育場所等について検討すること。 (12) ペット動物の飼育場所の確保等 町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。
能登町	(2) 指定避難所 ペット動物の飼育場所等について検討すること。 (14) ペット動物の飼育場所の確保等 町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。
七尾市	市は、県、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 市は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。
羽咋市	愛玩用家庭動物のためのスペースの確保 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

志賀町	必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。
宝達志水町	避難所を設置したときは、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
中能登町	中能登町地域防災計画・地震災害対策編 第 23 節 防疫、保健衛生活動 6 ペット動物の保護対策 (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 町は、県及び獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) ペット動物の保護 町は、県及び獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。
かほく市	市は県や動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
白山市	市は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努める。
津幡町	ペット動物の飼育場所の確保等 町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。
内灘町	平時について、ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 緊急避難場所・避難所について、ペット動物の飼育場所等について検討する。
小松市	平常時の心得として、「ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する」と記載あり。
加賀市	ペット動物のための避難スペースの確保等を記載している。
能美市	ペット動物の飼育場所等について検討する。
金沢市	必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。また、災害発生時における被災者及び感染症のまん延による感染症罹患患者等から犬及び猫を一時的に預かるために動物収容設備を整備する。

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

(カ)「地域防災計画」における‘仮設住宅でのペットの飼養’に関する記載

【市町】

対象 17 市町のうち、能登半島地震の以前から、災害時における仮設住宅でのペットの飼養について方針を定めていたのは 10 自治体でした（図 1-3-4）。

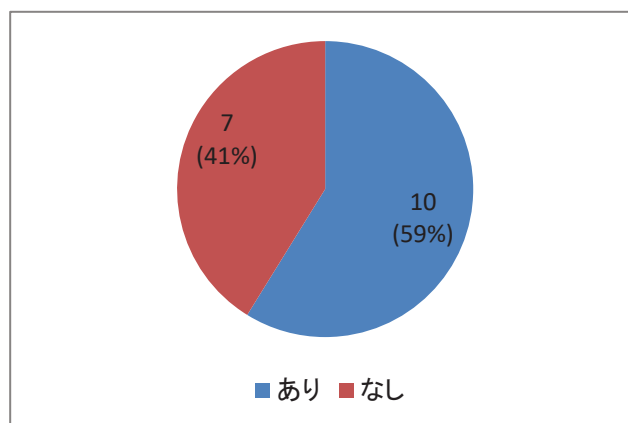


図 1-3-4 地域防災計画への仮設住宅におけるペット受け入れに関する記載の有無

自治体名	記載内容
輪島市	必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮する
能登町	2 実施体制 （２）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 応急住宅の建設は町が実施する。ただし、災害救助法を適用した場合は県が実施し、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町が実施する。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 県及び町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。
七尾市	設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティの形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。
かほく市	必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する

白山市	地震災害対策編 第3章 地震災害応急対策計画 第30節 住宅の応急対策 2 実施体制 (3) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 「（前略）必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、（後略）」
津幡町	応急仮設住宅の建設、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、避難行動要支援者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。
小松市	地域防災計画では、「必要に応じてペットの受入れに配慮する」と記載あり。
加賀市	仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮等、記載あり

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

（キ）「地域防災計画」における‘平常時からの飼い主責任・役割’等に関する記載

【石川県】

石川県は能登半島地震の以前から、地域防災計画において、平時からの飼い主の責任・役割、避難訓練でのペット同行等に関する記載がありました。

（ク）地方自治体におけるマニュアル策定

【石川県】

石川県では能登半島地震の以前に、災害に備えた動物救護に関するマニュアルは策定していませんでした。

（ケ）地方獣医師会におけるマニュアルの策定等

【県獣医師会】

（公社）石川県獣医師会では、能登半島地震の以前に、災害に備えた動物救護に関するマニュアルは策定していませんでした。

（コ）地方自治体と地方獣医師会等との協定締結

石川県と（公社）石川県獣医師会は、令和元年10月30日に、「災害時における被災動物救護活動に関する協定」を締結していました。この協定は、「県内で発生した災害時において、被災した動物の救護活動を実施し、被災した動物やその飼養者に対して必要な支援を行う」というものです。この協定は、石川県地域防災計画に基づき甲が行う動物の救護対策と、乙

が行う動物救護活動との相互協力に関し、必要な事項を定めたものであり、相互協力の内容は以下のとおりです。

- (1) 負傷した被災動物への応急手当に関すること
- (2) 被災動物の保護及び管理（避難所における適正飼養指導を含む。）に関すること
- (3) 被災動物に関する情報提供に関すること
- (4) 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務に関すること

(サ) 獣医師間の連携

【県獣医師会】

(公社)石川県獣医師会では、災害時のペットや飼い主への支援に関する他地域の獣医師会との連携または(公社)石川県獣医師会所属会員の獣医師間の連携方法について、事前の取り決め等はありませんでした。

(シ) 拠点施設の取り決め

【石川県・県獣医師会】

石川県と(公社)石川県獣医師会ともに、災害時に動物救護活動の拠点となる施設（放浪動物や負傷動物を保護・収容するための施設）については、取り決め等はありませんでした。

(ス) 物資の備蓄

【石川県・県獣医師会】

石川県と(公社)石川県獣医師会ともに、災害に備えたペットや飼い主への支援に必要な物資の備蓄等はありませんでした。

② 避難所におけるペット同行避難者の受入れ状況

(ア) 避難所におけるペット受け入れの際のルールの設定

【市町】

対象 17 市町のうち、9 自治体においてペットを受け入れる（飼養する）にあたっての条件やルール等が設定されている避難所がありました（図 1-3-5）。そのうち、屋外（車中含む）での飼養を条件としたのは 1 自治体、室内で避難者とペット飼養スペースを分けることを条件としたのは 5 自治体でした。また、ケージに入れて飼養することを条件としたのは 2 自治体でした。

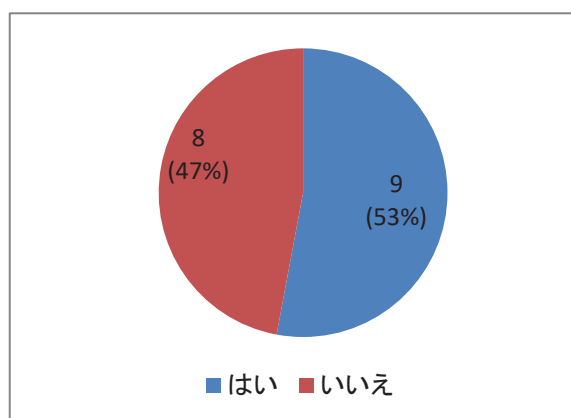


図 1-3-5 避難所におけるペットの受け入れの際のルール設定の有無

自治体名	受け入れの際のルール等
珠洲市	一般の指定避難所への屋内同伴は不可とする。ただし、ペット同伴を認めた避難所では可とする（飯田公民館）。
穴水町	複数の部屋が整備されている避難所では、ペット連れの避難者と一般避難者をゾーニングして過ごす空間を分けた。
七尾市	ペット同伴の避難者用スペースにて受入。
羽咋市	車での避難者は、ペットは車内で飼養管理していただく。
かほく市	ペットはケージに入れて飼育する。世話などは飼い主が行う。
小松市	ペットともに避難所屋内への避難を禁止とする。
能美市	適正飼育。
金沢市	ペット飼養スペースでの動物飼養は基本的にケージ飼いとする。

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

(イ) 避難所におけるペットの飼養頭数

【市町】

対象 17 市町における避難所でのペットの飼養頭数は、自治体が把握できている限りでは犬 20 頭、猫 15 頭、その他 1 頭でした（表 1-3-1）。ただし、ペットの飼養頭数について避

難所より市町の担当者に情報が共有されていない事例もみられ、避難所での飼養頭数の実態は把握できていません。

表 1-3-1 避難所でのペットの飼養頭数 ※自治体が把握している頭数

犬	猫	その他
20 頭	15 頭	1 頭

(ウ) 避難所におけるペット飼養のための配慮や支援

【市町】

対象 17 市町のうち、8 自治体において被災者が避難所でペットを飼養するための特別な配慮や支援として、ペット飼養者と非飼養者の避難所内でのエリア分けや動物専用スペースの設置等を行っていました（図 1-3-6）。

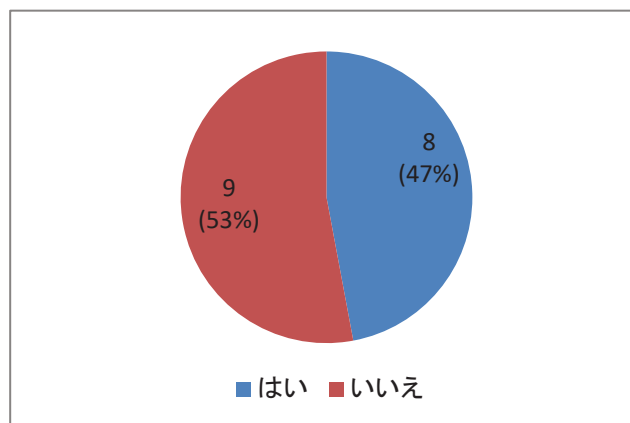


図 1-3-6 避難所におけるペット飼養のための配慮や支援の有無

自治体名	配慮・支援内容
珠洲市	指定避難所は室内への同行避難を可とした（専用とした）。民間団体がペット同行避難者の支援（物的・ペットの治療の機会提供等）を実施。
七尾市	動物飼育者とそうでない人の居住空間を分けた。
羽咋市	避難所のそばに動物専用スペースを設置した。
かほく市	避難所敷地内に動物専用スペースを設置した。 ※実際の利用はなし
内灘町	狭い部屋での生活となったため、同伴家族のみがその部屋を使用することとなった。本来は、複数名避難できるスペースとなる場所である。
金沢市	人の居住スペースと別に、体育館用具庫にペット飼養スペースを設けた。

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

(エ) 避難所におけるペットに関するトラブル

【市町】

対象 17 市町のうち、5 自治体において避難所でのペットに関するトラブルがあったことが分かっています（図 1-3-7）。その内容は、犬、猫アレルギーの避難者とのトラブルのほか、避難所施設内での放し飼いや糞尿の処理に関するものでした。

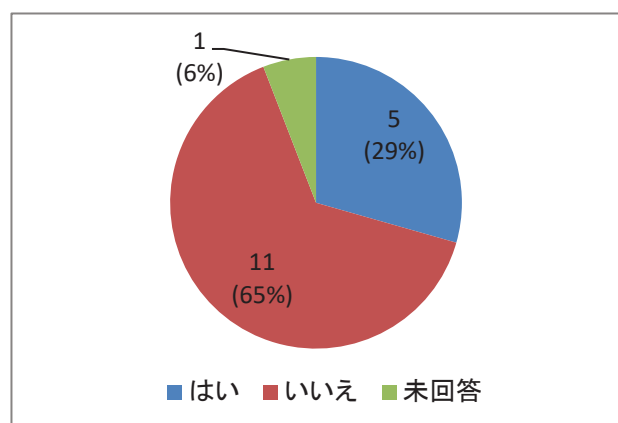


図 1-3-7 避難所におけるペットに関するトラブルの有無

自治体名	事例	対処
輪島市	犬、猫アレルギーの避難者とのトラブル	テントを設置した。 別室を用意した。
志賀町	避難所内での放し飼い	
	動物専用スペースについての苦情	施設内での同伴は出来ないことを説明した。 後日、トレーラーハウスを案内。
宝達志水町	避難所の施設で放し飼いされたケースがあった。	施設内では、ケージの中で飼ってもらうよう案内する。
	避難所敷地の外で、糞の処理がなされていなかった。	はっきり断定できないが、飼っている犬の場合は、管理してもらうよう案内する。
内灘町	糞、尿による臭い	退出時に特別清掃の依頼

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

③ 在宅避難者の状況

(ア) 在宅避難者のペットや飼い主への支援

【石川県】

市町の物資保管庫や避難所にペット用物資を配布することにより、在宅避難者に対しても物資の支援を行いました。

【県獣医師会】

(公社) 石川県獣医師会では、巡回診療による獣医療や物資の支援のほか、ペットの一時預かり等を実施しました。

【市町】

対象 17 市町のうち、3 自治体で在宅避難者への支援を行っていました。支援の内容は飼養に必要なペットケージの配付やペットホテルの情報提供に関するものでした。

	支援内容
石川県	市町の物資保管庫や避難所にペット用物資の配布
(公社) 石川県 獣医師会	巡回診療による獣医療と物資の配付 ペットの一時預かり
七尾市	ペットケージの支給
志賀町	ペット用トレーラーハウスの設置
内灘町	ペットホテル（犬）の無料開放について情報提供

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

(イ) 在宅避難者の状況

能登半島地震におけるペット飼養者の在宅避難状況について、民間団体へのアンケート調査を通して得た情報を整理しました。なお、記載データは民間団体が避難所調査が完了した 1 月末時点（能登町のみ 2 月末）での数値となります。

A) 在宅避難者の把握方法

- ・ 聞き込み（避難者や地域住民）
- ・ チラシの掲示や問い合わせ先の開示による問合せから把握
- ・ 避難所の責任者やペット飼養者に、情報をもらう
- ・ 社会福祉協議会からの情報提供
- ・ 他団体からの情報提供

B) 調査対象自治体

調査は珠洲市、輪島市、能登町の 2 市 1 町で実施されました。

C) 在宅避難者の自治体別内訳

調査により把握された在宅避難をしているペット飼養世帯の総数は、珠洲市で 35 世帯、輪島市で 75 世帯、能登町で 21 世帯でした（表 1-3-2）。

表 1-3-2 在宅避難者の自治体別内訳

自治体名	犬飼養世帯数	猫飼養世帯数	その他飼養世帯数	複数種飼養世帯数（犬と猫、猫と鳥など）
珠洲市	12	10	1	3
輪島市	75			
能登町	6	15	0	0

D) 在宅避難の選択理由

- 避難所はペット不可と断られたから
- 避難所にいたが、ペットがいることで気を遣うから（吠える・鳴くから）
- ケージに入ったことがない、しつけができていない
- 自宅の方がペットのストレスが少ないから
- 避難所での集団生活が嫌だから

E) 民間団体が在宅避難者へ行った支援内容

- ペット用品の物資支援
- 犬のしつけ対応
- 困りごと調査及び対応

④ 仮設住宅におけるペット同行避難者の受入れ状況

(ア) 仮設住宅におけるペットの受け入れ方針

【市町】

対象 17 市町のうち、8 自治体において仮設住宅が設置されており、仮設住宅設置自治体全体での仮設住宅設置総戸数は 3,248 戸（令和 6 年 9 月 30 日現在）となっています。そのうちペットの飼養戸数は 8 自治体の 326 戸となっています（図 1-3-8、表 1-3-3）。また、仮設住宅を設置した全ての自治体で仮設住宅におけるペットの飼養ルールについて説明を行っており、そのうち 5 自治体では室内飼養を入居の条件としていました。なお、仮設住宅でのペットを受け入れる（飼養する）にあたって届出書、誓約書等の取り交わしを行っていたのは 1 自治体でした。

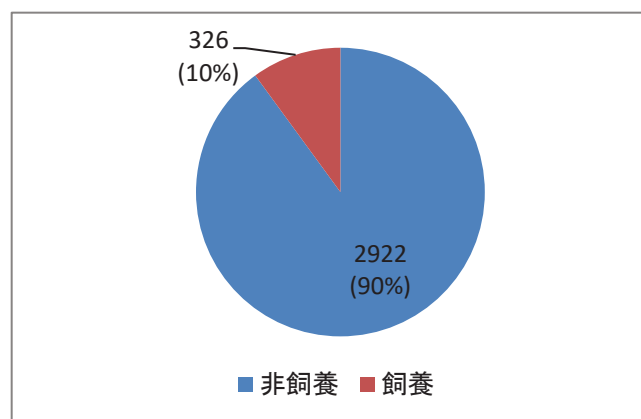


図 1-3-8 仮設住宅におけるペット飼養戸数の割合（N=3248）

表 1-3-3 仮設住宅におけるペット飼養戸数等

自治体名	地区内戸数	ペット飼養戸数	入居時の飼養 ルールの説明	入居条件
輪島市	不明	不明	実施	室内飼育
珠洲市	1,531	153	実施	室内飼育
穴水町	506	40	実施	室内飼育
能登町	881	99	実施	室内飼育
七尾市	145	16	実施	室内飼育
羽咋市	77	10	実施	室内飼育
志賀町	65	7		
宝達志水町	4	0		
中能登町	30	2		
かほく市	0	0	実施	
白山市	0	0		
津幡町	0	0		
内灘町	95	13	実施	室内飼育
小松市	仮設住宅設置なし	0		
加賀市	対応実績なし	0		
能美市	仮設住宅設置なし	0		
金沢市	仮設住宅設置なし	0		
合計	3,334	340		

(イ) 仮設住宅におけるペット飼養頭数

【市町】

対象 17 市町のうち、仮設住宅におけるペットの飼養頭数は、自治体で把握できている限りでは犬 94 頭、猫 146 頭、その他 23 頭でした（図 1-3-9，表 1-3-4）。

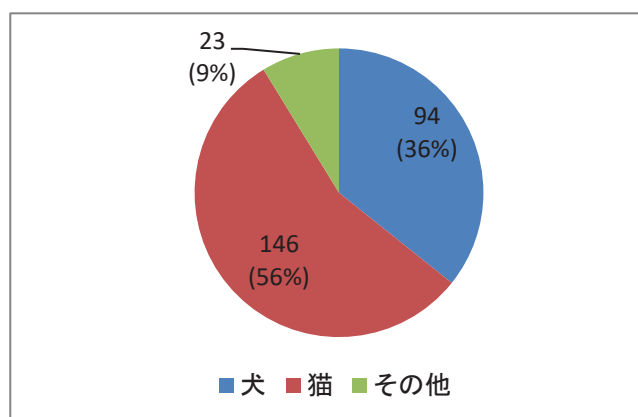


図 1-3-9 仮設住宅におけるペット飼養頭数の内訳

表 1-3-4 仮設住宅におけるペット飼養頭数

自治体名	ペット飼養戸数	犬	猫	その他
輪島市	不明	不明	不明	不明
珠洲市	153	71	88	8
穴水町	40	14	24	13
能登町	99	不明	不明	不明
七尾市	16	8	8	2
羽咋市	10	不明	不明	不明
志賀町	7	1	23	0
宝達志水町	0	0	0	0
中能登町	2	0	3	0
かほく市	仮設住宅の設置なし			
白山市	仮設住宅の設置なし			
津幡町	仮設住宅の設置なし			
内灘町	13	4	9	1
小松市	仮設住宅の設置なし			
加賀市	仮設住宅の設置なし			
能美市	仮設住宅の設置なし			
金沢市	仮設住宅の設置なし			
合計	340	98	155	24

(ウ) 仮設住宅におけるペット飼養に係る連携、支援

【市町】

対象 17 市町について、建設型仮設住宅を設置した 12 市町において仮設住宅でのペットの飼養にあたって石川県が入居者への普及啓発等について支援を行っていました。

自治体名	石川県との連携・調整内容
穴水町	ペットの入居世帯と種類をわかる範囲で情報共有した
能登町	ペットの飼育のチラシをもらった
七尾市	保険福祉センターにペットを飼養している住民のリストを提供し、定期的に現場を巡回していただいている
志賀町	仮設住宅での飼い主のルールについて、県（能登中部保健福祉センター）の専門家が飼い主に対してアドバイスをし、ペットの把握をして情報共有している

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

(エ) 入居者間のペットに関する問題等把握方法

【市町】

対象 17 市町村のうち、仮設住宅における入居者間のペットに関する問題等について、見回りや自治会の結成など措置をとっているのは 3 自治体でした。

自治体名	ペットに関する問題等把握方法
穴水町	自治会からの報告や見回り担当からの報告
中能登町	入居者からの連絡
志賀町	個人からの報告

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

(オ) 仮設住宅におけるペットに関するトラブル

【市町】

対象 17 市町村のうち、仮設住宅においてこれまでに入居者間のペットに関するトラブルについて把握している自治体はありませんでした（令和 6 年 9 月 30 日時点）。

(カ) 仮設住宅における適正な飼養管理等についての広報・普及啓発活動

【市町】

対象 17 市町のうち、仮設住宅における適正な飼養管理等について 3 自治体が、仮設住宅入居時の説明だけでなく、インターネットのホームページや SNS の活用のほか、自治体の広報誌の活用、ペットの適正飼育に係るチラシの配布や掲示、ボランティアを活用した広報等を行っていました。

自治体名	仮設住宅におけるペット飼養者への適正な飼育管理等に関する普及啓発
能登町	自治体の広報誌を活用 ポスター・チラシを作成して避難所等に掲示 インターネットを活用（ホームページ等） インターネットを活用（SNS 等） ボランティアの協力による巡回・声かけ等
七尾市	インターネットを活用（ホームページ等） インターネットを活用（SNS 等）
中能登町	入居説明会

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

(キ) 仮設住宅におけるペットとの飼養にあたって、今後必要と感じた措置や課題

【市町】

能登半島地震を踏まえ、今後の災害に備えた仮設住宅でのペットの飼養にあたっては、各町において以下の措置の必要性や課題があると考えています。

また、仮設住宅への入居申し込みの際に、ペットを飼育している旨を記載すると、入居が遅れるとの情報が一部飼い主間で流れていたことから、実際にはペットを飼育しているが申請時に省略する、ペットを飼育しているために申請を躊躇する事例が散見されました。

このような事例は、仮設住宅への入居が遅れたり、仮設住宅での飼育状況を把握する際の支障となることから、正しい情報を被災者に届ける広報手段の検討が課題となります。

自治体名	仮設住宅におけるペット飼養にあたって、今後必要と感じた措置や課題
穴水町	追加の入居申し込みにおいて、ペットを同伴する場合、被災者の仮設への入居を優先させるため、ペットのゾーニングを考慮できなくなり、今後苦情が発生する可能性がある。

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

⑤ 行政による放浪動物・負傷動物の保護活動

【石川県】

石川県では災害対応による保護収容活動を平常時の行政活動の一環として位置付け、平常時から行っていた「放浪動物・負傷動物の保護収容」及び「犬・猫の引取り」、所有権の保護の観点から「石川県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく「公示」を行いました。

保護収容活動は主に県職員が実施したほか、震災対応として環境省より派遣された他都道府県の自治体応援職員も動員されました。

石川県が保護収容した数は、犬 110 頭、猫 291 頭で、このうち元の飼い主が見つかった頭数は犬 46 頭、猫 2 頭で、その全てが元の飼い主に返還されました（表 1-3-5）。

表 1-3-5 保護収容した数（令和 6 年 1 月 1 日～9 月 30 日）（金沢市を除く県内全域）

	犬			猫		
	保護収容	飼い主判明	返還	保護収容	飼い主判明	返還
石川県	110 頭	46 頭	46 頭	291 頭	2 頭	2 頭

⑥ 飼い主からの一時預かり

【県獣医師会】

（公社）石川県獣医師会では、令和 6 年能登半島地震動物対策本部の活動として、飼い主からの一時預かり依頼を受け付け、県獣医師会所属の動物病院及び、新設したシェルター「ワンにゃんハウス」にて一時預かりを行いました。

預かり数は犬 270 頭、猫 539 頭で、猫 1 頭を除き全ての預かり動物が返還されています（表 1-3-6）。各月の一時預かりのべ数（日・頭数）は 2 月をピークに徐々に減少していました（表 1-3-7）。一時預かりに係る費用は令和 6 年能登半島地震動物対策本部が負担し、飼い主の負担はありませんでした。

表 1-3-6 飼い主からの一時預かり頭数

	動物病院		シェルター	
	一時預かり頭数	返還頭数	一時預かり頭数	返還頭数
犬	270 頭	270 頭	41 頭	41 頭
猫	539 頭	539 頭	68 頭	67 頭
その他	7 頭	7 頭	18 頭	18 頭

※発災から令和 6 年 9 月末日現在

表 1-3-7 飼い主からの一時預かりのべ数（シェルター・動物病院合算）

預かり月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
犬（日・頭数）	724	1615	965	229	117	99	101	93	81
猫（日・頭数）	804	2476	280	793	605	266	227	212	180

※発災から令和 6 年 9 月末日現在

【市町】

金沢市では、令和 4 年 4 月より動物愛護管理センター一時保護設備の供用を開始し、災害発生時に避難所等での飼養が困難となったペットを一時預かりすることとしていました。今回の能登半島地震では、被災地域から金沢市内に避難してきた方のペットの一時預かりを実施しました。飼い主からの預かり数は、犬 3 頭、猫 1 頭で、すべての預かり動物が返還されています（表 1-3-8）。

表 1-3-8 金沢市での一時預かり頭数（令和 6 年 9 月末まで）

	飼い主より
犬	3 頭
猫	1 頭

⑦ 一時預かり動物の返還状況

【県獣医師会】

令和 6 年能登半島地震動物対策本部の活動における（公社）石川県獣医師会の一時預かりでは、飼い主より一時預かりを依頼されたペットのうち、猫 1 頭について飼い主への返還が困難となり所有権放棄された事例がありました。飼い主が所有権放棄した理由については、飼い主が病気・怪我等により飼養することが困難になったことが挙げられました。

⑧ 所有明示の状況

【石川県】

石川県において、飼い主不明として保護収容された動物のうち、所有者を明示する表示物等を装着していたのは犬 10 頭であり、猫では装着していた個体はありませんでした。装着物の内訳は、犬においてマイクロチップを装着していたものが 10 頭であり、鑑札または狂犬病予防注射済票を装着していたものや、迷子札付きの首輪をしていたものはいませんでした（表 1-3-9）。

マイクロチップを装着していた犬 10 頭のうち、3 頭については飼い主が判明し返還されました。また、マイクロチップは装着していましたが、飼い主情報が登録されていないため、飼い主が判明しなかった事例がみられました。

表 1-3-9 所有明示等の表示物の装着状況

所有明示の種類		装着頭数	装着により 飼い主が判明した 頭数と割合	
犬	迷子札	0	0	(0%)
	鑑札・狂犬病予防注射済票 (どちらか一方または両方)	0	0	(0%)
	マイクロチップ	10	3	(33%)
猫	首輪のみ(迷子札なし)	0	0	(0%)
	迷子札	0	0	(0%)
	マイクロチップ	0	0	(0%)

⑨ 現地動物対策本部の状況

【石川県・県獣医師会】

能登半島地震では、能登地震により被災したペットの救護やその飼い主を支援するため、石川県、(公社)石川県獣医師会が連携し、令和 6 年 1 月 8 日に「令和 6 年能登半島地震動物対策本部」を設置しました（図 1-3-10）。環境省や(公社)日本獣医師会、ペット災害支援協議会等の支援を受け、支援活動を実施しました。

事務局は(公社)石川県獣医師会が担い、主な事業として令和 6 年 1 月 15 日から県獣医師会所属の動物病院及び新設したシェルター「ワンにゃんハウス」において、被災ペットの一時預かりを行いました。シェルターにて預かるペットが不妊手術やワクチン接種等を行っていない場合には、預かり期間中に実施するよう飼い主に促し、実施した費用については令和 6 年能登半島地震動物対策本部が負担しました。

なお、令和 6 年能登半島地震動物対策本部は現在（令和 7 年 1 月 31 日時点）も活動を続けています。

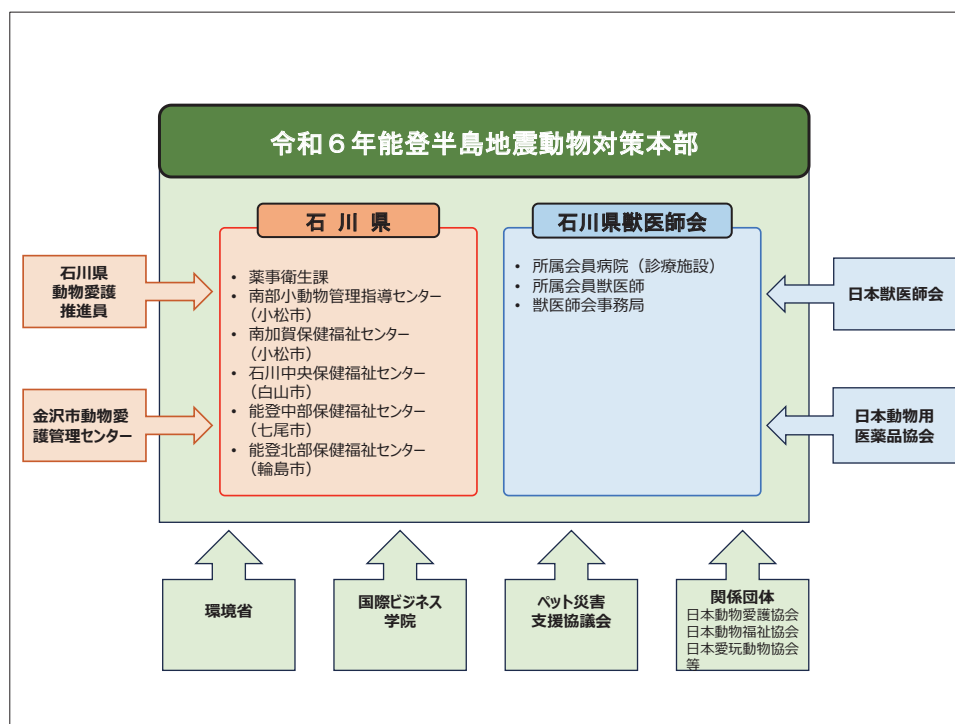


図 1-3-10 令和 6 年能登半島地震動物対策本部及び各団体の関係図

⑩ ボランティアの確保

石川県では、ペットの救護活動や被災した飼主への助言や物資支援にあたって、動物の適正飼養に知識を有する石川県動物愛護推進員に対して無償でのボランティア協力を依頼していました。

また、（公社）石川県獣医師会では、令和 6 年能登半島地震動物対策本部の活動として、シェルターでの動物の飼養管理を行う人材を安定的に確保するため、動物の飼養管理経験を有する者を有償でのアルバイトとして募集・雇用していました。

	有償・無償	役割
石川県	無償	被災地における活動報告、飼い主への助言、物資支援
石川県獣医師会	有償	シェルターでの動物の飼養管理

⑪ 物資等の受入れ、提供体制

【石川県・県獣医師会】

石川県と（公社）石川県獣医師会では、ペットの救護活動の一環として被災者や避難所、仮設住宅に対して物資の提供を行っていました。

物資は主に環境省、（公社）日本獣医師会、ペット災害支援協議会を通して調達しました。また、保管場所は県の施設を活用し、物資の搬送は民間業者に依頼した他、石川県動物愛護推進員に協力を依頼しました。

物資の中で要望が多く不足したものとして、発災当初の避難所における飼育に用いるペッ

トシートやオムツなどの衛生用品が挙げられます。受入れ物資で被災者のニーズに合わなかったものとしては、対象が限定されるフード（大型犬用のドッグフード、ミルク等）が挙げられます。

提供物資について	
不足して困ったもの	・ 発災当初の避難所における飼育に用いる衛生用品（ペットシートやオムツなど）
役だったもの	・ 衛生用品（ペットシートやオムツなど）
ニーズに合わなかったもの	・ 対象が限定されるフード（大型犬用のドッグフード、ミルク等） ・ 中古の物品や消費期限切れのフード

【市町】

金沢市では、ペット用支援物資を一般に募集しました。物資の受入はペットフード、ペットシート、オムツ、猫用トイレ砂、古新聞など、物品を指定する形で、動物愛護管理センターへの直接持ち込みまたは配送としました。

受け入れた支援物資は、動物愛護管理センターと金沢市保険福祉センターで被災者へ配布しました。

支援物資の受入では、配送での受入も可能であったため、募集対象外の物品（賞味期限切れのフードや療法食など）が混載された物品も届き、仕分けや廃棄に手間取りました。また、物資の保管場所も不足しました。

物資の配布では、猫用物品の需要が高かったものの、犬用物品が余る傾向にありました。

⑫ 資金の確保

【石川県・県獣医師会】

石川県では、シェルター（一時預かり施設）の運営経費の一部や、1.5次避難所におけるペット飼育用トレーラーハウスを設置するための費用として、発災後新たに自治体予算を確保しました。

（公社）石川県獣医師会では、令和6年能登半島地震動物対策本部の活動資金として、一般からの募金を集めたほか、（公社）日本獣医師会等から資金の援助を受けました。募金の収支報告は、今後ホームページ等で公表される予定です。

⑬ 広報・普及啓発活動

【石川県・県獣医師会・市町】

被災者に対する動物救護（飼い主不明のペットの保護情報や、避難所等における適正な飼養管理等）に関する広報・普及啓発については、石川県、（公社）石川県獣医師会、対象17市町のいずれにおいてもチラシやポスター等による周知のほか、インターネットの活用、ボラ

ンティアの協力による広報を行っていました。石川県ではその他に石川県動物愛護推進員や民生委員、保健師等の協力による広報も行っていました。

また、対象 17 市町での広報・普及啓発の方法としては、インターネットの活用が多くみられました（表 1-3-10、図 1-3-11）。

なお、石川県が保護した飼い主不明のペットの返還においては、飼い主からの自己申告により返還されたケースが多かったほか、インターネットのホームページ掲載から返還に結び付いてケースが確認されています。一方、避難所でのポスターやチラシの掲示が返還に結び付いたケースはありませんでした。

表 1-3-10 普及・啓発活動の方法

普及・啓発活動の方法	石川県	県獣医師会	該当自治体
①自治体の広報誌を活用			○
②ポスター・チラシを掲示	○	○	○
③インターネットを活用（HP 等）	○	○	○
④インターネットを活用（SNS 等）	○	○	○
⑤ボランティアの協力による広報	○	○	○
⑥動物愛護推進員の協力による広報	○		
⑦民生委員、保健師等の協力による広報	○		
⑧相談会・講習会の開催			○
⑨その他			○

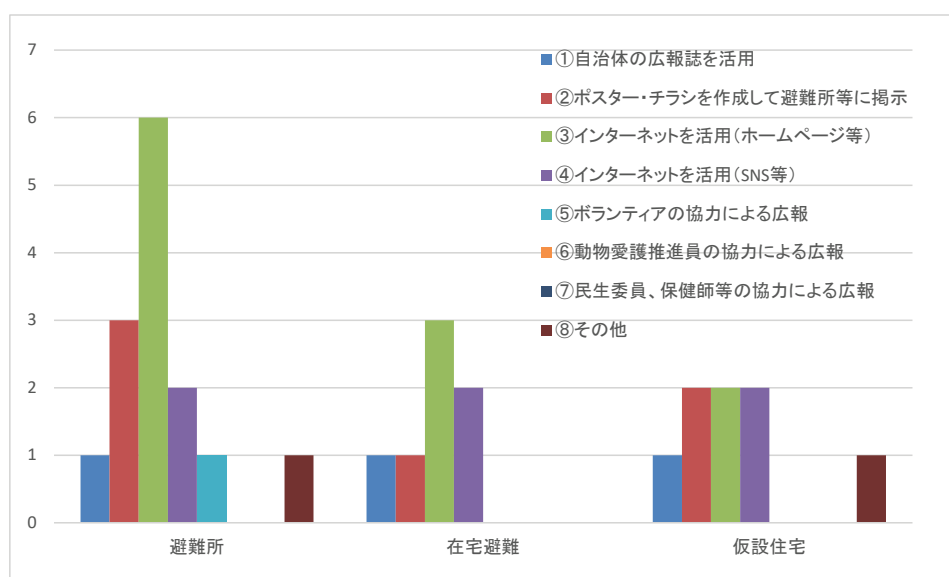


図 1-3-11 対象 17 市町の避難所等における広報・普及啓発活動の方法
(数値は該当自治体数(複数回答))

⑭ 「人とペットの災害対策ガイドライン」等の活用状況

石川県では環境省が平成 30 年 3 月に発行した「人とペットの災害対策ガイドライン」(以下、「災害対策ガイドライン」という。)に基づき、対応や体制整備を検討しました。

一方、対象 17 市町では、11 自治体が発災以前から災害対策ガイドラインの存在を認識していましたが、4 自治体はペット救護ガイドラインの存在を認識していませんでした(図 1-3-12)。また、ペット救護ガイドラインを実際に活用した自治体は 2 自治体でした(図 1-3-13)。

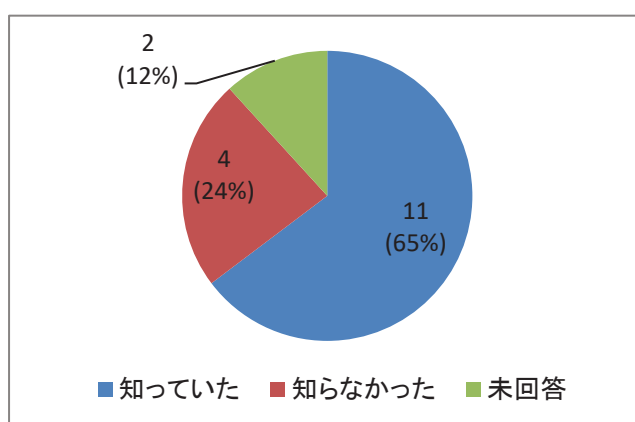


図 1-3-12 「ペット救護ガイドライン」の自治体認知度(対象 17 市町)

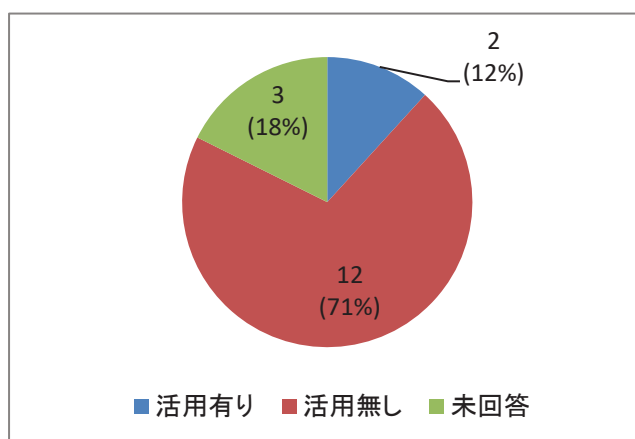


図 1-3-13 「ペット救護ガイドライン」の活用の有無(対象 17 市町)

自治体名	「ペット救護ガイドライン」を活用して役だった内容	不足と感じたこと
石川県	他自治体の具体的な対応事例 仮設住宅でのペットの受入配慮	他自治体の対応事例がより充実(対応の概要が一覧で分かると良い)

加賀市		動物の種類に応じたガイドラインがなく、参考にならなかった より具体的な指針を示してほしい
能美市	環境省のガイドラインに沿った自治体としての役割を行うことで、ペットを同行した避難者等への対策を充分に行うことができた	ペット動物関連団体・ボランティア団体等の地震等の大規模災害が発生した際に、具体的な役割が明確化されていない 不足している具体的な役割の明確化を早急に改定する必要がある

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

自治体名	過去の災害対応記録を活用して役だった内容
石川県	発災直後の応急的な対応から、避難所における対応、仮設住宅における対応等、時系列で行うべき対応について把握することができた
金沢市	避難所におけるペット受付簿の様式、ペット飼養に関するルール

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

⑮ 今後の災害に備えて

【市町】

能登半島地震を踏まえ、対象 17 市町のうち 2 市町では、関係機関とのペット同伴避難所に関する協定の締結や、仮設住宅におけるペットの受入れに配慮、ペット動物のための避難スペースの確保、ペットの一時預かり等において関係機関との連携に努めることなどを新たに規定しています。また、8 市町では、地域防災計画でのペットに関する記載内容の追加や見直しを行うことを予定しています。（図 1-3-14）。

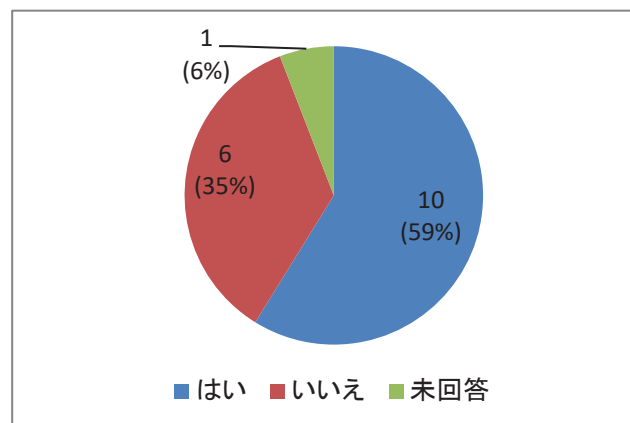


図 1-3-14 能登半島地震を踏まえたマニュアル等の見直し予定

自治体名	ペットに関する記載内容の追加や見直し内容
輪島市	R7年度以降に地域防災計画全般を見直す予定
志賀町	同伴避難（同じ居住スペースでの生活）についての可能性検討
中能登町	具体的な場所（部屋）、必要な備蓄品について検討を行う予定
かほく市	ペット避難場所等の再検討
白山市	ペット関連の学校法人と「ペット同伴避難所に関する協定」を締結
津幡市	ペットの受入可能な避難所の選定及びペットについてのマニュアルの検討
小松市	避難所マニュアルの見直しを予定しており、ペット同行避難等について、どのように対応するか検討中
能美市	必要に応じて、仮設住宅におけるペット動物の受入れに配慮すると規定した。
金沢市	同行避難を原則とし、飼い主等に向けた災害時ペット対策事例集を作成するとともに、同伴避難については、受入可能な施設の選定などについて検討する

【アンケート調査での各市町からの回答について、原文のまま記載】

2. 各地の被災動物対応活動

2. 各地の被災動物対応活動

(1) 石川県（行政）における被災動物対応活動

本項は、環境省が石川県の動物愛護管理行政の担当部署を対象に実施した能登半島地震における被災動物対応活動に関するアンケートとの回答結果を基に、被災動物対応に関する取組内容をまとめたものです。アンケートは令和6年9月末時点の情報を記入する形式としています。

《本項の項目》

- (ア) 発災前（平時）の被災地域のペット及びその他の動物の状況
- (イ) ペットの避難・救護の経緯
- (ウ) 災害に備えた動物対応体制の整備状況
- (エ) 地域防災計画における動物対策の記載状況
- (オ) 現地動物対策本部等の立ち上げ及び動物対応体制
- (カ) 放浪動物・負傷動物の保護収容活動
- (キ) 所有明示等の実施状況
- (ク) 飼い主からの一時預かり
- (ケ) 新しい飼い主への譲渡
- (コ) 避妊去勢、ワクチン接種等の支援の実施状況
- (サ) ボランティアの活動状況
- (シ) 支援物資の受入れ、提供体制
- (ス) 資金の確保、寄付金の募集、配布
- (セ) 広報・普及啓発活動
- (ソ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用
- (タ) 災害時のペットや飼い主への支援における他自治体との連携について
- (チ) 環境省からの支援について
- (ツ) 他機関からの支援、情報提供について
- (テ) 総括と今後の備えについて

（ア）発災前（平時）の被災地域のペット及びその他の動物の状況

石川県内の令和4年度の狂犬病予防法に基づく犬の登録数は47,629頭。猫は、一般社団法人ペットフード協会による令和5年度全国犬猫飼育実態調査によると、推定飼育頭数が73,488頭に上ると考えられています。石川県の報告によると、令和6年度能登半島地震において被害が甚大であった能登北部・能登中部地域では、ペット及びその他の動物の平常時の状況として下記の状態であったとされています。

【飼い犬】

- ・ 外飼いの中型犬が比較的多くみられる
- ・ クレートトレーニング等のしつけがされていない場合が多くみられる
- ・ 家の敷地が広い場合が多いためか、鳴き声等の苦情は県内の他の地域と比較すると多くはない（能登北部）
- ・ 所有明示がされていない場合が多い
- ・ 避妊去勢手術は未実施である場合が多い

【飼い猫】

- ・ 室内外に自由に出入りできるような飼い方をしている場合が多い
- ・ 避妊去勢手術が未実施である場合が多い
- ・ 飼い猫であるのか、野良猫へのエサやりであるのかについて、世話をしている地域住民の認識が曖昧である事例が多い

【野犬】

- ・ 一部の地域に一定数生息している（能登北部）
- ・ 地域住民がエサやりをしている事例がある（能登北部）

【野良猫】

- ・ 地域住民がエサやりをし、避妊去勢手術をしていない事例が多い

(イ) ペットの避難・救護の経緯

表 2-1-1 石川県（行政）におけるペットの避難・救護の経緯

月日	動物の避難・救護に係る対応状況
1月1日 ～ 1月6日	関係機関から被害状況等の情報収集 関係機関と支援体制の調整
1月7日	被災者向けペットの相談窓口を設置
1月8日	「令和6年能登半島地震動物対策本部」を設置 ペット関連情報連絡会議（環境省、日本獣医師会等との連絡会議）
1月14日	ペット関連情報連絡会議（環境省、日本獣医師会等との連絡会議）
1月17日	各市町に仮設住宅等へのペットの受入れ配慮を依頼。各市町においてペットを受け入れる方針であることを確認。
1月18日	ケージやフード等の物資について、市町の物流拠点及び避難所に対して、プッシュ型支援、プル型支援を実施。 （物資の確保について、日本獣医師会、ペット災害支援協議会等と連携）（物資の運搬について環境省と連携）
1月21日 ～ 4月30日	1.5次避難所においてトレーラーハウスを活用したペットの飼育スペースを確保
1月24日	ペット関連情報連絡会議（環境省、日本獣医師会等との連絡会議）
2月1日	保護収容した動物について、公示期間を延長する運用を開始 （2日から14日間に延長）
2月9日 ～ 10月31日	被災犬猫保護情報サイトの運用開始 （県やボランティアが保護した犬や猫の情報を一元的に掲載）
4月25日	各市町にペットの熱中症に関して注意喚起

(ウ) 災害に備えた動物対応体制の整備状況

石川県では、災害時の同行避難や避難所におけるペットの受入れ方針について、石川県地域防災計画に記載していました。また、(公社)石川県獣医師会との間で災害時のペットや飼い主への支援に関する協定を締結していました。一方で、災害時のペットや飼い主への支援に関するマニュアル等の策定やペットや飼い主への支援に必要な物資の備蓄、市町の担当部署との間での同行避難や避難所・仮設住宅におけるペットの受入れに関する取り決め等は行っていませんでした。

（エ）地域防災計画における動物対策の記載状況

石川県地域防災計画にはペットの受入れ等に関して以下の記載がされていました。

【石川県地域防災計画】

＜県民のとるべき措置（平常時の心得）＞

ペット動物の同行避難や避難所での飼養について準備する

＜指定避難所＞

ペット動物の飼育場所等について検討すること

＜避難者の誘導＞

県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける

＜避難所の開設及び運営＞

市町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

＜避難所におけるペットの動物の適正な飼育＞

県は、避難所を設置する市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

＜ペット動物の保護＞

県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。

＜応急仮設住宅の建設及び運営管理＞

必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受入れに配慮する

（オ）現地動物対策本部等の立ち上げ及び動物対応体制

石川県は、野々市市と川北町を除く県内全域が災害救助法の対象区域に指定され、被災地域でのペットや飼い主への支援活動のため、令和6年1月8日に、関係機関の連携により「令和6年能登半島地震動物対策本部」（以下、「動物対策本部」という。）を立ち上げました。

なお、動物対策本部の事務局は（公社）石川県獣医師会が担いました。

【構成団体名（役割）】

■ 石川県

- ・ 避難所での被災動物の飼育支援（トレーラーハウスを活用した飼育場所の設置を含む）
- ・ 仮設住宅での被災動物の飼育支援

- ・ 飼い主不明の被災動物の保管と返還及び譲渡
- ・ 所有権放棄された被災動物の保管と譲渡
- ・ フード、飼育用品支援 等

■ 公益社団法人石川県獣医師会

- ・ 被災動物の一時預かり
- ・ 避難所での被災動物の獣医療支援（巡回）
- ・ フード、飼育用品支援
- ・ 物資管理、寄付金募集 等
- ・ 診療補助券の配布
- ・ 不妊手術補助（繁殖制限）
- ・ マイクロチップ挿入

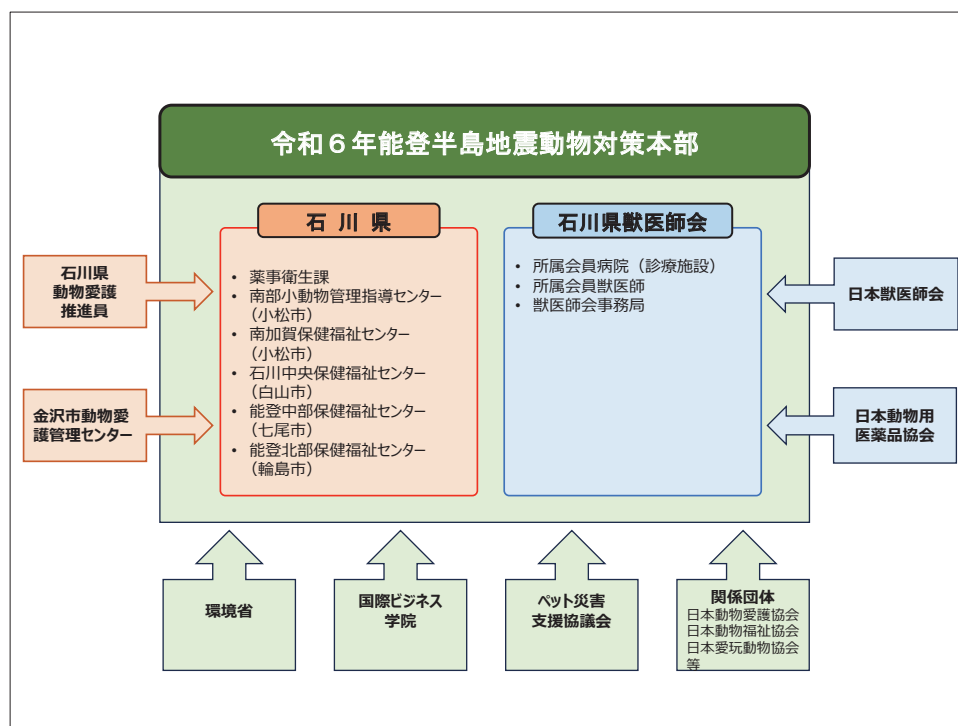


図 2-1-1 令和 6 年能登半島地震動物対策本部及び各団体の関係図

（カ）放浪動物・負傷動物の保護収容活動

石川県では災害対応による保護収容活動を平常時の行政活動の一環として位置付け、平常時から行っていた「放浪動物・負傷動物の保護収容」及び「犬・猫の引取り」、所有権の保護の観点から「石川県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく「公示」を行いました。この保護収容活動には、震災対応として環境省より派遣された他都道府県の自治体応援職員も動員されました。

令和元年 1 月から 9 月末までに保護収容した犬、猫の各延べ頭数は犬 110 頭、猫 291 頭であり

(表 2-1-2)、この頭数については、令和 6 年 4 月のいしかわ動物愛護センターの開所に伴う影響もあると考えられ、震災影響による収容頭数の増減を確認することはできていませんが、発災後に飼い主からの申し出による引き取りとして犬 22 頭、猫 110 頭が収容されており、少なからず震災の影響により飼養が困難となったペットがいたことが分かっています。

期間中に保護収容された動物については、南部小動物管理指導センター（1/1～3/31）及びいしかわ動物愛護センター（4/1～）に収容され、返還に繋げる機会をより多く設けるため公示期間を平常時の 2 日間から 14 日間に延長し、石川県のホームページや被災動物保護情報掲載サイトに情報を掲載して所有者を探したほか、必要に応じて収容場所を管轄する市役所・町役場への掲示や近隣の避難所への掲示、所有者への周知が期待される施設等への掲示を行いました。その結果、所有者に返還された頭数は、犬 46 頭、猫 2 頭でした。

表 2-1-2 行政活動としての収容頭数（R6.1.1～R6.9.30）※金沢市を除く県内全域

犬	保護収容頭数								
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
捕獲	14	10	8	13	4	5	16	4	12
飼い主不明の引取	1	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷動物の保護	0	1	0	0	0	0	0	0	0
飼い主からの引取	7	1	2	2	1	0	2	7	0
返還（負傷含む）	9	11	2	4	3	2	9	2	4

猫	保護収容頭数								
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
飼い主不明の引取	2	0	6	11	36	24	44	26	15
負傷動物の保護	2	1	0	1	4	1	5	3	0
飼い主からの引取	2	27	17	14	21	12	9	6	2
返還（負傷含む）	0	0	0	0	0	1	0	1	0

（キ）所有明示等の実施状況

保護収容された動物のうち、マイクロチップの装着がされていた頭数は犬 10 頭、猫 0 頭でした。一方で、迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票等により所有明示がされていた犬や猫はいませんでした。また、迷子札がなく首輪のみを装着していた犬や猫の頭数については不明となっています（表 2-1-3）。なお、マイクロチップが装着されていた犬のうち、3 頭が飼い主に返還されました。（表 2-1-4）。

表 2-1-3 所有明示がされていた犬や猫の頭数（R 6. 1. 1～R 6. 9. 30）※金沢市を除く県内
全域

	首輪のみ （迷子札なし）	迷子札 （迷子札付き首輪）	鑑札	注射済票	マイクロチップ
犬	集計していない	0 頭	0 頭	0 頭	10 頭
猫	集計していない	0 頭			0 頭

表 2-1-4 所有明示により飼い主に返還された犬や猫の頭数（R 6. 1. 1～R 6. 9. 30）
※金沢市を除く県内全域

	首輪のみ （迷子札なし）	迷子札 （迷子札付き首輪）	鑑札	注射済票	マイクロチップ
犬	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭	3 頭
猫	0 頭	0 頭			0 頭

（ク）飼い主からの一時預かり

令和 6 年能登半島地震動物対策本部の活動として（公社）石川県獣医師会が実施し、石川県によるペットの一時預かりは行われませんでした。

（ケ）新しい飼い主への譲渡

a. 返還・所有権放棄

石川県では、発災から令和 6 年 9 月末までに収容した動物（犬 110 頭、猫 291 頭；平常時の行政活動の一環としての収容頭数）のうち、犬 46 頭、猫 2 頭については元の飼い主が見つかり、返還することができました。一方で、返還に至らない及び所有権放棄により譲渡対象となった動物は犬 50 頭、猫 245 頭でした。

b. 譲渡

石川県では、震災を受けて収容後の公示期間を 14 日間に延長（平常時は 2 日間）し保護収容したペットの情報掲示を行いました。期間を経過しても所有者が判明しなかった動物は譲渡対象とし、譲渡対象となった犬 50 頭、猫 245 頭すべてが新たな飼い主に譲渡されました。石川県では、譲渡を促進するために、譲渡対象者の要件を県外在住者まで拡大したほか、動物愛護団体等のボランティアへの譲渡や広域譲渡モデル事業（環境省）への参加を通して広く譲渡を行いました。

なお、譲渡後に元の飼い主が判明した場合に備え、新たな飼い主への譲渡時には、元の飼い主が判明した場合は、元の飼い主へ返還する旨の誓約書を交わしています。

（コ）避妊去勢、ワクチン接種等の支援の実施状況

石川県では、動物対策本部の活動として、（公社）石川県獣医師会が不妊手術、ワクチン接種等の支援を行っており、石川県による支援は行われませんでした。

（サ）ボランティアの活動状況

石川県では、被災地域におけるペットや飼い主への支援活動を行うボランティアとして、石川県動物愛護推進員（令和6年9月末時点46名）に対して石川県動物愛護推進員設置要綱（活動）第2条による協働を依頼しました。ボランティアの役割は、被災者及び被災地で活動するボランティアへの情報発信、飼い主への助言、物資等の支援に関する対応でした。

（シ）支援物資の受入れ、提供体制

石川県では、環境省、（公社）日本獣医師会、ペット災害支援協議会、石川県動物愛護推進員等の協力により支援物資を調達しました。支援物資は、県施設を拠点として、民間業者への依頼や石川県動物愛護推進員の協力により被災市町の物流拠点や避難所に対して支援が行われました。

支援物資のうち、衛生用品（ペットシート、オムツ、ペット用ウェットティッシュ、消臭スプレー）やケージが役立った一方、対象が限定されるフード（大型犬用のドッグフード等）は現地のニーズと合わない場合があったほか、発災当初に需要が多かった衛生用品（ペットシートやオムツ）について速やかに手配することが困難であったことが分かっています。

また、物資の備蓄や調達、提供に関して苦労した点や課題として、下記の報告がされています。

【苦労した点】

- ・ 県に寄せられた相談内容等から必要な物品を予測して対応したが、ニーズを的確に把握することが困難であった
- ・ 物資の保管場所の確保、在庫管理に苦慮した
- ・ 物資の搬送方法に苦慮した
- ・ 避難所の他、市町の物資保管拠点に対して支援を行ったが、市町の保管拠点に受入れのキャパシティがない場合もあった

【課題】

- ・ 事前の物資の保管場所の確保
- ・ 発災時に物資の搬送等に協力いただくボランティアとの、平常時からの関係性づくり

（ス）資金の確保、寄付金の募集、配布

石川県によるペットや飼い主への支援活動は県の予算を確保することにより行われました。また、石川県では活動資金調達のための募金などは行っていませんでした。

（セ）広報・普及啓発活動

A. 広報・情報発信

石川県では、発災時（発災後1～2週間程度）は避難所及び在宅避難者向けに下記の方法による広報・情報発信を行っていました。

【避難所】

- ・ ポスター・チラシを作成して避難所等に掲示
- ・ インターネットを活用（ホームページ、SNS等）
- ・ ボランティアの協力による広報
- ・ 石川県動物愛護推進員の協力による広報

【在宅避難】

- ・ ポスター・チラシを作成して避難所等に掲示
- ・ インターネットを活用（ホームページ、SNS等）
- ・ ボランティアの協力による広報
- ・ 石川県動物愛護推進員の協力による広報

また、発災後から現在までの被災地域のペット飼養者への支援に関する広報手段として、避難所、在宅避難、仮設住宅のそれぞれについて、前述の手段の他に民生委員や保健師等の協力による広報活動も行っています。

B. 普及啓発活動

石川県では、被災地域のペット飼養者への適正な飼育管理等に関する普及啓発活動として、避難所等におけるポスター・チラシの掲示、ボランティアの協力による避難所等の巡回及び被災者への声かけ等を行っていました。

石川県では、広報・普及啓発活動を行うにあたって、工夫した点、効果的だったと感じた点、苦労した点、課題となった点について下記の項目をあげています。

【工夫した点】

- ・ 避難所への掲示
- ・ SNS（県公式LINE）を用いた啓発
- ・ 動物愛護推進員に対して県民への周知の協力の呼びかけ
- ・ 仮設住宅の入居者説明会において、ペット飼育者以外の者もいる場で啓発を行うことにより、

ペット飼育者に対する周囲の理解を得た

【効果的だった点】

- ・ SNS による情報の拡散（県公式 LINE への掲載、動物愛護推進員による SNS への掲載）
- ・ 入居者説明会における啓発

【苦労した点】

- ・ インターネットを閲覧することができない県民への情報の周知

【課題】

- ・ インターネットを閲覧することができない被災者にどのように紙媒体で情報を拡散するか
- ・ 紙媒体での情報の拡散は路面状態が悪い中、配布手段、マンパワーともに不足している中、対応が難しいが、インターネットなどデジタルによる情報を享受しにくい高齢者に情報を提供しやすい利点もある。

（ソ）「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

石川県では、環境省が平成 30 年 3 月に発行した「人とペットの災害対策ガイドライン」を活用して県民、市町への普及啓発を行いました。ガイドラインの内容のうち、他自治体の具体的な対応事例や仮設住宅でのペットの受入配慮に関する事項等が役立った一方で、他自治体の対応事例をより充実してほしいとの意見がありました。また、過去の災害対応記録集についても、発災直後の応急的な対応から、避難所における対応や仮設住宅における対応まで等の時系列の把握に活用されました。

（タ）災害時のペットや飼い主への支援における他自治体との連携について

石川県では、災害時のペットや飼い主への支援に関する他自治体との連携等について事前の取り決めはありませんでしたが、発災後、福井県による支援物資の仕分けや搬送等の協力や、環境省からの応援職員の派遣を受けていました。

石川県では、他自治体との連携を機能させる上で工夫した点、効果的だったと感じた点、苦労した点、課題となった点について下記の項目をあげています。

【工夫した点】

- ・ 応援職員に依頼する業務の引き継ぎ書の作成

【苦労した点】

- ・ 応援職員の交代時の引継ぎ

（チ）環境省からの支援について

石川県では、環境省から応援職員の派遣を受け、発災当初に避難所の巡回等の協力を得ていました。また、環境省を通して提供を受けたケージについて、各市町の応急仮設住宅入居者に貸し出す対応を行いました。石川県では、環境省からの支援で役立ったものについて下記の項目をあげています。

【役立ったもの】

- ・ ボランティア団体と連携した収容動物の搬送支援
- ・ 珠洲市、志賀町における避難所でのペットの飼育場所（トレーラーハウス）の設置
- ・ ケージの物資支援
- ・ 他自治体職員の派遣
- ・ 県外ボランティアへの譲渡支援（広域譲渡モデル事業）

（ツ）他機関からの支援、情報提供について

石川県では、他機関からの支援として金沢市動物愛護管理センターや学校法人国際ビジネス学院に収容動物の一時預かりについて協力を得ていたほか、学校法人国際ビジネス学院からはペットシート、フード等の物資支援も受けていました。

石川県では今回の震災での経験から、今後災害が起こった際に有効と考えられる派遣人材のスキルについて、現地自治体職員と派遣職員間の調整（業務内容の伝達、派遣職員の意見の取りまとめ）をあげています。

（テ）総括と今後の備えについて

石川県では今回の震災での経験を踏まえ、ペットや飼い主への支援活動全体を通して効果的だった点、苦勞した点、課題、今後必要な備えについて下記の項目をあげています。

【効果的だった点】

- ・ 相談窓口の設置による電話相談対応
- ・ 避難所の巡回

【苦勞した点】

- ・ 道路状況が悪い等の理由で立入が困難な地域の状況把握
- ・ 被災者のニーズに沿った支援の提供
- ・ 支援情報等の周知
- ・ 支援を被災者の元へ届けるための手段の確保（搬送等）

【課題】

- ・ 適正飼養、災害対策に係る普及啓発

- ・ ボランティアとの連携体制の構築
- ・ 避難所におけるペットの受入に関する、避難所管理者等への技術的助言

（２）災害救助法が適用された地域（石川県）における被災動物対応活動

本項は、環境省が地方自治体を対象に実施した能登半島地震における被災動物対応活動に関するアンケートの回答結果を基に、石川県内で災害救助法が適用された市町ごとに、被災動物対応に関する取組内容をまとめたものです。また、アンケートは令和６年９月末時点の情報を記入する形式としました。

なお、内容別に参照する際の利便性を考慮し、いずれの自治体についても項目記号と項目名を以下の（ア）～（ケ）に統一しています。ただし、一部の質問については回答が得られなかった自治体もあることから、必ずしも項目名にある内容が全て本文に記されていない場合があります。

《本項の項目》

- （ア） 平時の飼養管理状況
- （イ） 災害に備えた動物救護体制の整備
- （ウ） 避難所におけるペットの受入れ・支援状況
- （エ） 仮設住宅における受入れ・支援状況
- （オ） 広報・普及啓発活動
- （カ） 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用
- （キ） 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について
- （ク） 他機関からの支援、情報提供について
- （ケ） 今後の備えについて

① 輪島市



図 2-2-1 輪島市位置図

(ア) 平時の飼養管理状況

輪島市におけるペットの飼養管理状況について犬は小型犬の室内飼いが多く、予防接種への意識・接種率は高い状況でした。猫は室内・室外の出入りが自由な個体が多く、避妊去勢処置については情報を得ることが出来ませんでした。野良猫は餌やりがあることや個体数が増加していたことがわかっています。野良犬は目撃情報がなくほとんどいないと考えられています。

(イ) 災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

輪島市では災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・ ペット動物の飼養場所の確保、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受入れられるよう連携に努める
- ・ 仮設住宅においては必要に応じてペット動物の受入に配慮する
- ・ 飼養者については、ペット動物との同行避難や避難所での飼養について平常時から準備

する

なお、能登半島地震を機に地域防災計画全般を見直す予定があります。

➤ 防災訓練

輪島市では、市の総合防災訓練や地区の防災訓練時に、避難所管理者および地域住民等を対象として避難所開設訓練を年1回定期的に実施していました。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

輪島市では、避難所におけるペットの受入れ方針を定めており、避難所運営マニュアルに以下の記載がされています。

- ・犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止
- ・ペットを飼っている避難者には、万一のトラブルや、アレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、ペット登録台帳にて登録し、所定の飼育場所でペットを飼育するよう周知する。

ただし、受入れ方針は避難所管理者など地域への共有などはありませんでした。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

輪島市では、避難所運営マニュアルにおいて以下のルールを定めていました。

- ・ペットの居住スペースへの持ち込みは禁止
- ・ペット連れの避難者に対し、文案3「避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）」を説明又はコピーをして配布し、管理を徹底する。
- ・ペットの飼育場所は、施設管理者のアドバイスのもと、居住スペースから離れた場所に設置する。ただし盲導犬等はペット以外として扱う。
- ・別途動物アレルギー等の避難者がいないことが確認できた場合には、居住スペースへの同伴を承諾する。
- ・ペットの管理は、様式12「ペット登録票」により実施する
- ・ペットの飼育は、ペットを持ち込んだ避難者自身が実施
- ・衛生班は、ペットを一時預かる施設や機関、ボランティア団体の情報を集め、適宜ペット連れの避難者へ情報提供を実施

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ・支援状況

輪島市では、発災当初、避難所における受入れルールを定めませんでしたが、動物アレルギー対応のため徐々に避難所内のスペースを区分けしていました。

輪島市が把握する避難所での同行避難者の受入れ状況及びペットの頭数は次の通りでした。

- ・鵜巣小学校避難所（同行者延べ20名、犬5頭）
- ・輪島高校避難所（同行者延べ30名、犬10頭、猫10頭）

- ・大屋小学校避難所（同行者延べ 10 名、猫 5 頭）
- ・河原田公民館（同行者延べ 3 名、犬 1 頭）

世帯数や世帯ごとの飼養頭数について情報は得られませんでした。また、発災当初から同伴避難を実施していたが車中泊も多数見られたようです。

避難所における飼い主への支援としては、居住空間の区分け、動物専用のスペースの設置、民間団体による物資配布、（公社）石川県獣医師会による相談会を実施しました。また、車中泊避難者に対して飼い主への声かけ、弾性ストッキング等の配布等の支援を実施していました。

一方、避難所におけるペットに関するトラブルも報告されました（表 2-2-1）。

（エ）仮設住宅における受入れ・支援状況

輪島市では仮設住宅におけるペット飼養に関するルールの説明を実施し、ペット飼養者のゾーニングを行いました。入居後の飼い主への支援については石川県と連携を図り、飼い主にむけてペット飼養物資の配布やケージ等の貸出等を行いました。また、ペットについて飼養の報告があり次第、支援活動を行っている団体へ情報提供し、見回り等の支援を依頼しました。

表 2-2-1 避難所におけるペット関係のトラブル事例

事例	対応
犬、猫アレルギーの避難者とのトラブル	テント、別室を用意した。

（オ）広報・普及啓発活動

輪島市では、発災当初から現在に至るまで避難所、在宅避難、仮設住宅において自治体の広報誌、インターネット（ホームページ、SNS 等）、ボランティア、愛護推進員の協力による広報を実施しておりました。ただし、発災当初は在宅避難された方には情報提供できていない状態でした。

（カ）「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

輪島市では「人とペットの災害対策ガイドライン」の内容を把握しており、体制整備などに活用していました。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

輪島市では災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について、事前の取り決めはありませんでしたが、物資の配布、ペット受入れ先の紹介、仮設住宅への入居説明、ペット飼養者への適正飼養に関する普及啓発などを連携して実施しました。

(ク) 他機関からの支援、情報提供について

輪島市では、民間団体からのペットとの生活サポート等の人的支援やペット用品の配布が実施されていました。また（公社）石川県獣医師会による野良猫の避妊・去勢手術の支援が有用であったという報告がありました。

② 珠洲市



図 2-2-2 珠洲市位置図

(ア) 平時の飼養管理状況

珠洲市におけるペットの飼養管理状況について、犬は躰された個体は少なく、ノミ・ダニ等の予防接種への意識も高くない状況でした。猫は室外の出入りが自由な個体が多く、不妊手術済の個体は少ない状況であったようです。

また、野良犬・野良猫についてはどちらも相当数いると考えられており、野良犬による被害等の報告が確認されました。野良猫は不妊手術されておらず餌やりが行われていることがわかっています。

(イ) 災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

珠洲市では、災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・ 指定避難所におけるペット動物の飼育場所等について検討し、避難所におけるペット動物の適正な飼育について、指導や支援、環境衛生等の維持に努める。また、飼育者は、ペット動物との同行避難や避難所での飼養について平常時から準備する。

➤ 防災訓練

珠洲市では市内全域を対象に、地震、津波、土砂災害を想定した避難行動・避難訓練の避難所開設・運営訓練などについて市民を対象に年1回定期的な訓練を実施していました。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

珠洲市ではペット同行避難について受入れ方針を事前に定めていました。方針では屋内同伴は不可とし、ペットは駐輪場や避難所の軒下などの屋外としていました。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

珠洲市では一般・福祉避難所設置・運営マニュアルにおいてペットに係るルールや注意事項等についての記述があります。マニュアルではペットの飼養場所は、廊下・踊り場・屋外などとし、飼育者及び避難者に通知することとしていました。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ・支援状況

珠洲市では、避難所における受入れに際しては、他の避難者の迷惑になる可能性があるためルールを定めてペットの受入れを行っていました。具体的には、高齢者をはじめ、他の避難者への配慮のため、一般の指定避難所への屋内同伴は不可とし、ペット同伴を認めた避難所（飯田公民館）のみ室内同伴を可としていました。

ペット同伴が認められていた飯田公民館では、15名（犬8頭、猫2頭）の避難者を受入れていたことが分かっています。

また、避難所において被災者がペットを飼育するために、飯田公民館をペット同伴専用避難所とした他、民間団体に依頼して避難所の運営とペット同行避難者の支援（物的・ペットの治療の機会提供等）を行っていました。

(エ) 仮設住宅における受入れ・支援状況

珠洲市では仮設住宅におけるペット飼養に関する説明を実施しましたが、届出書や誓約書等は取り交わしませんでした。説明ではペット飼育者のゾーニングとペット飼育のルール普及を行いました。入居後の飼い主への支援状況については石川県と連携を図り、飼い主にむけてペットシート・リード・ケージ等の配布・貸出等の物的支援を行いました。

仮設住宅設置地区ごとのペット飼養状況は表2-2-2のとおりです。

表 2-2-2 仮設住宅ごとのペット飼養状況

仮設住宅設置地区	地区内戸数	ペット飼養 戸数	飼養頭数内訳	入居条件※
宝立町第 1 団地	153 戸	9 戸	犬 3 頭、猫 6 頭、 その他（小鳥 1 頭）	室内飼養のみ可
宝立町第 2 団地	135 戸	11 戸	犬 6 頭、猫 7 頭	室内飼養のみ可
宝立町第 3 団地	15 戸	1 戸	猫 1 頭	室内飼養のみ可
宝立町第 4 団地	43 戸	5 戸	犬 3 頭、猫 3 頭、 その他（兎 1 頭）	室内飼養のみ可
上戸町第 1 団地	33 戸	1 戸	猫 1 頭	室内飼養のみ可
上戸町第 2 団地	30 戸	2 戸	犬 1 頭、猫 1 頭	室内飼養のみ可
上戸町第 3 団地	9 戸	2 戸	猫 3 頭	室内飼養のみ可
上戸町第 4 団地	8 戸			室内飼養のみ可
飯田町第 1 団地	66 戸	9 戸	犬 7 頭、猫 2 頭	室内飼養のみ可
飯田町第 2 団地	17 戸	1 戸	猫 1 頭	室内飼養のみ可
飯田町第 3 団地	7 戸			室内飼養のみ可
飯田町第 4 団地	19 戸	3 戸	犬 2 頭、猫 2 頭	室内飼養のみ可
飯田町第 5 団地	6 戸	1 戸	猫 1 頭	室内飼養のみ可
若山町第 1 団地	61 戸	8 戸	犬 3 頭、猫 6 頭、 その他（兎 1 頭）	室内飼養のみ可
若山町第 2 団地	4 戸			室内飼養のみ可
若山町第 3 団地	29 戸	1 戸	犬 1 頭	室内飼養のみ可
若山町第 4 団地	23 戸	2 戸	犬 1 頭、猫 1 頭	室内飼養のみ可
野々江町第 1 団地	19 戸	1 戸	猫 1 頭	室内飼養のみ可
野々江町第 2 団地	26 戸	1 戸	猫 1 頭	室内飼養のみ可
野々江町第 3 団地	19 戸	1 戸	犬 1 頭	室内飼養のみ可
野々江町第 4 団地	6 戸			室内飼養のみ可
野々江町第 5 団地	13 戸	3 戸	猫 3 頭	室内飼養のみ可
野々江町第 6 団地	12 戸	2 戸	猫 2 頭	室内飼養のみ可
野々江町第 7 団地	8 戸			室内飼養のみ可
正院町第 1 団地	76 戸	11 戸	犬 6 頭、猫 8 頭 その他（兎 1 頭）	室内飼養のみ可
正院町第 2 団地	28 戸	1 戸	犬 1 頭	室内飼養のみ可
正院町第 3 団地	19 戸	1 戸	猫 1 頭	室内飼養のみ可
正院町第 4 団地	27 戸	3 戸	犬 1 頭、猫 2 頭	室内飼養のみ可
蛸島町第 1 団地	117 戸	10 戸	犬 7 頭、猫 3 頭 その他（兎 1 頭）	室内飼養のみ可
蛸島町第 2 団地	42 戸	5 戸	犬 3 頭、猫 3 頭	室内飼養のみ可

仮設住宅設置地区	地区内戸数	ペット飼養 戸数	飼養頭数内訳	入居条件※
蛸島町第3団地	48戸	3戸	犬1頭、猫2頭	室内飼養のみ可
蛸島町第4団地	51戸	9戸	犬5頭、猫2頭 その他（小鳥2頭）	室内飼養のみ可
蛸島町第5団地	40戸	1戸	猫1頭	室内飼養のみ可
蛸島町第6団地	102戸	12戸	犬6頭、猫9頭	室内飼養のみ可
三崎町第1団地	50戸	8戸	犬5頭、猫6頭	室内飼養のみ可
三崎町第2団地	60戸	10戸	犬4頭、猫7頭	室内飼養のみ可
三崎町第3団地	20戸	5戸	犬4頭、猫1頭	室内飼養のみ可
三崎町第4団地	12戸	3戸	犬2頭、猫1頭	室内飼養のみ可
唐笠町第1団地	1戸			室内飼養のみ可
折戸町第1団地	42戸	5戸	犬1頭、猫3頭 その他（亀1頭）	室内飼養のみ可
狼煙町第1団地	16戸	1戸	猫1頭	室内飼養のみ可
高屋町第1団地	19戸	1戸	猫1頭	室内飼養のみ可

（オ）広報・普及啓発活動

珠洲市では、今後災害が生じた場合はリーフレットの配布などで広報活動が有効としています。

（カ）「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

珠洲市では、「人とペットの災害対策ガイドライン」の内容を把握していたが、発災時に活用はされていませんでした。

（キ）災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

石川県と連携を図り、保健所とペットの飼い主のリスト共有、定期的な現場の巡回、ペットケージの支給を連携して実施しました。

（ク）他機関からの支援、情報提供について

珠洲市では民間団体がペット同行避難者に物的支援やペットの治療の機会提供等の支援を行っていました。

③ 穴水町（鳳珠郡）



図 2-2-3 穴水町位置図

（ア）平時の飼養管理状況

穴水町におけるペットの飼養管理状況について、犬は狂犬病予防注射の実施有無については把握していました。猫、野良犬、野良猫については把握されていません。

（イ）災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

穴水町では、災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・ 必要に応じて、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう連携に努めること
- ・ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備
- ・ 仮設住宅でのペット受入れの配慮
- ・ ペット飼養者はペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備すること

➤ 防災訓練

穴水町では町防災訓練は毎年実施しています。その中で避難所管理者、地域住民、ペット

飼養者を対象にしてペットの同行避難訓練などを数年に1度実施していました。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

穴水町では、ペットの受入れ方針について、事前の取り決め、地域への共有などはありませんでした。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

穴水町では、運営管理マニュアルにおいてペットに係るルールや注意事項等についての記述はありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ・支援状況

穴水町では、ルールを定めてペットの受入れを行っていました。具体的には、避難所における受入れに際しては、アレルギー対応等のため、ペット飼育者と一般避難者の部屋の区分や、避難所では飼い主にむけてペットシート・リード等の配布・貸出などを実施してありました。職員も被災しているため人手不足により対応出来ない場合があるなど課題もありました。

(エ) 仮設住宅における受入れ・支援状況

穴水町での仮設住宅におけるペット飼養に関する説明を実施しました。また自治会からの報告や見回りによりペットに関する問題が無いか把握に努めていました。入居予定者にペット飼育者のゾーニングとペット飼育のルールの普及、仮設住宅での飼養者による共助体制（「飼い主の会」等）の構築を促しました。入居後の仮設住宅において飼い主にむけてペットシート・リード等の配布・貸出を実施していました。

課題としては職員の人手不足により対応出来ない部分があったことがあげられました。

仮設住宅設置地区ごとのペット飼養状況は表2-2-3のとおりです。

表 2-2-3 仮設住宅ごとのペット飼養状況

仮設住宅設置地区	地区内戸数	ペット飼養戸数	飼養頭数内訳	入居条件※
川島第 1 団地	15 戸	2 戸	犬 2 頭	室内飼養のみ可
川島第 2 団地 A～F	96 戸	9 戸	犬 4 頭、猫 4 頭、その他（ハムスター 1 匹）	室内飼養のみ可
川島第 3 団地	43 戸	3 戸	猫 1 頭、その他（イコ 1 羽、不明 3 戸）	室内飼養のみ可
由比ヶ丘団地	180 戸	10 戸	犬 2 頭、猫 7 頭、その他（不明 3 戸）	室内飼養のみ可
港町団地 A～D	36 戸	5 戸	犬 2 頭、猫 9 頭	室内飼養のみ可
下唐川第 1 団地	11 戸	1 戸	猫 1 頭	室内飼養のみ可
志ヶ浦 1 団地 志ヶ浦 2 団地	26 戸	5 戸	犬 1 頭、その他（不明 4 戸）	室内飼養のみ可
住吉団地 1～3	41 戸	1 戸	猫 2 頭	室内飼養のみ可
兜団地	26 戸	2 戸	犬 1 頭、猫 1 頭	室内飼養のみ可
諸橋団地	10 戸	1 戸	犬 1 頭	室内飼養のみ可
白山団地	22 戸	1 戸	その他（不明 1 戸）	室内飼養のみ可

（オ）広報・普及啓発活動

穴水町では広報活動に限らず、災害時は十分な支援ができる状況ではなくなるため、平時から自助を軸に考えていただくよう周知を行う予定です。また広報・普及啓発活動について人手不足が課題であるという報告がありました。

（カ）「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

穴水町では、「人とペットの災害対策ガイドライン」について内容の把握はしていましたが、発災時に活用はされていませんでした。

（キ）災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

穴水町では、災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について事前の取り決めはありませんでしたが、仮設入居時にペットの入居世帯と種類をわかる範囲で情報共有し、石川県の協力を得てペット入居世帯への訪問を実施しました。

(ク) 他機関からの支援、情報提供について

穴水町において、他機関からの特段の支援等はありませんでした。支援が必要だったものとして人員支援を望む報告がありました。

(ケ) 今後の備えについて

穴水町では、今後の備えとして、飼育者に公助ではなく自助で乗り切る意識と物的備えの必要性を発信する予定です。

④ 能登町（鳳珠郡）



図 2-2-4 能登町位置図

（ア）平時の飼養管理状況

能登町におけるペットの飼養管理状況については、犬はほとんどが室内飼いで狂犬病予防接種率は 90%ほどです。猫、野良猫については地域によっては野良猫と区別のつかない外猫が多く、エサやりも行われていたという報告があります。野良犬はほとんどいないと考えられています。

（イ）災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

能登町では、災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・避難所では、ペット動物の飼育場所等について検討することや、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。
- ・仮設住宅ではペット動物の受入に配慮する。平時のペット飼養者に対する役割の記述があり避難所などの把握に努める。
- ・町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

➤ 防災訓練

能登町では、ペットの同行避難訓練などを避難所管理者、地域住民、ペット飼養者、ペッ

トを対象に年1回定期的に実施していました。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

能登町では、避難所、仮設住宅での受入れ方針について、以下のように定めていました。

- ・ ペットを同伴してきた避難者がいた場合は、補助犬・盲導犬・介助犬以外は原則として、避難所の居住部分では受入れられないことを説明し、屋外の飼育専用スペースで飼育する
- ・ 仮設住宅では入居要件にペットの有無に関わらない

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

能登町では、避難所運営マニュアルにおいて以下のルールを定めていました。

- ・ ペットの飼育スペースを設置し、一般の避難者と空間を分ける
- ・ 仮設住宅では入居者にルール説明をする

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ・支援状況

能登町では、避難所でのペットの受入れ実績はありませんでした。

(エ) 仮設住宅における受入れ・支援状況

能登町では、仮設住宅におけるペット飼養に関するルールの説明を実施し、ペット飼養者のゾーニングを行いました。

仮設住宅設置地区ごとのペット飼養状況は表2-2-4のとおりです。

表2-2-4 仮設住宅ごとのペット飼養状況

仮設住宅設置地区	地区内戸数	ペット飼養戸数	飼養頭数内訳	入居条件※
うかわ団地	81	9戸	不明	室内飼育のみ可
しろまる団地	42	4戸	不明	室内飼育のみ可
みずほ団地	12戸	5戸	不明	室内飼育のみ可
おぎ第1団地	26戸	4戸	不明	室内飼育のみ可
かんまち団地	346戸	3戸	不明	室内飼育のみ可
いわいど団地	22戸	2戸	不明	室内飼育のみ可
ふじなみ第1団地	123戸	6戸	不明	室内飼育のみ可
おぎ第2団地	40戸	1戸	不明	室内飼育のみ可
しあけがおか団地	30戸	4戸	不明	室内飼育のみ可
まつなみ第1団地	76戸	13戸	不明	室内飼育のみ可
まつなみ第2団地	22戸	42戸	不明	室内飼育のみ可
やなぎだ第1団地	38戸	4戸	不明	室内飼育のみ可
やなぎだ第2団地	20戸	2戸	不明	室内飼育のみ可
やなぎだ第3団地	3戸	0戸	不明	室内飼育のみ可

(オ) 広報・普及啓発活動

能登町では、発災直後の広報等はありませんでした。在宅避難者については広報誌、ポスター・チラシ、インターネット（HP、SNS）をもちいて情報を発信し、避難所や仮設住宅においてはこれらに加えてボランティアの協力による広報も実施していました。

(カ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

能都町では「人とペットの災害対策ガイドライン」の内容を把握していませんでした。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

能都町で、災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について、事前の取り決めや連携はありませんでした。

(ク) 他機関からの支援、情報提供について

資金援助については民間団体より飼い主とペット再建支援金（5,000 円）の支援がありました。その他の支援はありませんでした。

⑤ 七尾市



図 2-2-5 七尾市位置図

(ア) 平時の飼養管理状況

七尾市におけるペットの飼養管理状況について、犬及び猫は室内飼育が多いと考えられていますが、詳細な状況についての情報は得られませんでした。野良犬は基本的にいない、野良猫については不妊手術のされていない個体が多い状況と考えられています。

(イ) 災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

七尾市では災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・ 他団体（県、獣医師会、動物愛護ボランティア等）と協力して、飼養者への適正飼育の指導、環境衛生の維持、必要に応じたペットのための避難スペースの確保やペットの一時預かり等、必要な支援が行われるよう努める

また、ペット飼育者に対して平常時の心得として、ペットとの同行避難や避難所での飼養について準備するよう記載がありました。

➤ 防災訓練

七尾市では、定期的な訓練は実施していませんでした。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

七尾市では、避難所におけるペットの受入れ方針を定めており、避難所ではペットの受入れスペースを確保できるように避難所管理者へ情報が共有されていました。

仮設住宅設置及び運営管理に関しては、ペット受入れについて、配慮する旨の記載がありました。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

七尾市では、運営管理マニュアルにおいてペットに係るルールや注意事項等についての記述があります。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ・支援状況

七尾市では、避難所におけるペットの受入れは、マニュアルの記載通り、ペット同伴者用のスペースを設け、アレルギー対応などにより空間を分けていました。七尾市では2～3施設ほどでペット受入れが確認されたため、その旨を保健所に報告し、現場判断にて対応していました。ペット同室避難者の有無は確認できましたが、飼養状況の詳細は確認できませんでした。

なお、ペット飼養者への支援は県から市町に支給されたペットケージの支給を実施しました。

(エ) 仮設住宅における受入れ・支援状況

七尾市では、仮設入居に関する説明会を実施し、ペット飼養に関するルール説明を実施しました。

仮設住宅設置地区ごとのペット飼養状況は表2-2-5のとおりです。

表2-2-5 仮設住宅ごとのペット飼養状況

仮設住宅設置地区	地区内戸数	ペット飼養戸数	飼養頭数内訳	入居条件※
小島第二団地	50 戸	4 戸	犬 3 頭、猫 1 頭、その他（インコ 2 羽	室内飼養のみ可
中島町第一団地	60 戸	6 戸	犬 2 頭、猫 4 頭	室内飼養のみ可
万行第一団地	35 戸	6 戸	犬 3 頭、猫 3 頭	室内飼養のみ可

(オ) 広報・普及啓発活動

七尾市では広報・普及啓発については避難所、仮設住宅においてインターネット（HP,SNS）を用いて実施していました。

(カ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

七尾市では「人とペットの災害対策ガイドライン」の存在は把握していましたが、発災時に活用はされていませんでした。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

七尾市では、災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について、事前取り決めはありませんでしたが、発災時は保健所とペット飼養者のリスト共有、定期的な現場の巡回、ペットケージの支給を連携して実施しました。

(ク) 他機関からの支援、情報提供について

七尾市における他機関からの支援、情報提供について、石川県以外の他機関からの支援はありませんでした。

⑥ 羽咋市



図 2-2-6 羽咋市位置図

(ア) 平時の飼養管理状況

羽咋市におけるペットの飼養管理状況について、飼い犬、飼い猫についての情報は得られませんでした。野良犬は目撃情報がなく、ほぼいないと考えられています。野良猫についてはボランティア団体への避妊去勢補助 139 件（令和 5 年度）を実施していました。

(イ) 災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

羽咋市では災害時のペット対応方針について、地域防災計画には必要に応じて避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めると記載しています。

また、能登半島地震を受けて地域防災計画の見直しを行っています。

➤ 防災訓練

羽咋市では、避難所管理者および地域住民等を対象として避難所開設訓練を年 1 回定期的に実施していました。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

羽咋市では、避難所におけるペットの受入れ方針について、盲導犬や介助犬等を除き、原

則として同行したペットは屋外又は個人の車中での避難と定めていましたが、避難所管理者など地域へ共有はされていませんでした。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

運営管理マニュアルにおいてペットに係るルールや注意事項等についての記述はありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ・支援状況

羽咋市では、避難所においてペットを受入れる際のルールを設定しており、ペット同伴者のスペースを設ける対応がされていました。しかし、スペースに限りがある為、車中避難の方は車内で飼養管理していました。その他、ペットの同伴避難によりトラブルも生じたことが報告されていますが、詳細な情報を得ることは出来ませんでした。

支援にあたる課題として、避難者人数及び避難ペット数と、施設ごとの収容限界に応じて、避難場所以外を避難場所として選考する必要性についてあげられました。

(エ) 仮設住宅における受入れ・支援状況

羽咋市では、仮設住宅の入居時にペット飼養に関する説明を行い、飼育者のゾーニングを実施しました。入居後は石川県からのペットケージと衛生用品の提供制度について紹介していました。

仮設住宅設置地区ごとのペット飼養状況は表 2-2-6 のとおりです。

表 2-2-6 仮設住宅ごとのペット飼養状況

仮設住宅設置地区	地区内戸数	ペット飼養戸数	飼養頭数内訳	入居条件※
眉丈団地	90 戸	9 戸	不明	室内飼養のみ可 種別、頭数は、 把握していない
石野団地	13 戸	1 戸	猫、頭数不明	室内飼養のみ可 種別、頭数は、 把握していない

(オ) 広報・普及啓発活動

羽咋市では、避難所での広報、普及啓発活動はインターネット（HP）にて実施されてい

ました。仮設住宅に関する広報等は避難所内に掲示板や張り紙などで周知していました。その他、平時にはペットとの同行避難に関わるチラシの作成を実施していました。

(カ)「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

羽咋市では「人とペットの災害対策ガイドライン」の内容を把握し、住民への普及啓発に活用されていました。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

羽咋市では、災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について、事前の取り決めなどはありませんでしたが、発災後は、県からの支援物資のニーズ調査等により連携して支援体制を構築していました。また、県から助言を受け仮設住宅におけるゾーニングを実施しました。

⑦ 志賀町（羽咋郡）



図 2-2-7 志賀町位置図

（ア）平時の飼養管理状況

志賀町におけるペットの飼養管理状況について、犬の飼養状況について詳細な情報を得ることはできませんでしたが、狂犬病予防接種が 70%程度と報告されています。また、猫は室内外の出入り自由な個体が多いことがわかっています。また、野良猫は不妊手術されていない個体がほとんどで近所の住民による餌やり平時からあることがわかっています。野良犬は基本的にいないと考えられています。

（イ）災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

志賀町では災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・ 必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める
- ・ ペット飼養者はペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する

- ・ 仮設住宅では必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受入に配慮する
なお、能登半島地震を機に同伴避難（同じ居住スペースでの生活）についての見直しが検討されています。

➤ 防災訓練

志賀町では定期的な防災訓練などは実施していませんでした。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

志賀町では、避難所におけるペットの受入れ方針を定めており、避難所ではペット連れの被災者がいる場合、屋外に飼育場所を設けること、状況に応じて必要なスペースを設けること、仮設住宅では必要に応じて受入に配慮することが定められています。

また、避難所の施設管理者（町）、自主防災組織や地区にマニュアル等の配布により、これらの情報、方針は共有されています。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

志賀町では、避難所運営マニュアルにおいて以下のルールを定めていました。

- ・ 避難所では動物類を室内に入れることは、原則禁止であり、飼養者自身が世話をを行う
- ・ 仮設住宅ではペットは屋内で清潔に飼育し散歩時は必ずリードを付け、排泄の後始末の徹底
- ・ 犬の登録・狂犬病予防注射の接種

（ウ）避難所におけるペットの受入れ・支援状況

志賀町では避難所においてペット受入れなどに関する条件を定めませんでした。受入数・状況については詳細な情報を得ることはできませんでした。

避難所での支援状況では、ペットトレーラーハウスの設置や飼養者のゾーニング、2次避難所等の紹介、物資配布や巡回診療（表2-2-7）が行われました。

一方、避難所におけるペットに関するトラブルも報告されました（表2-2-8）。

支援に関する課題としては、ペットと同室できる居住スペースの確保があげられました。

表2-2-7 志賀町における支援実施状況

年月日	被災自治体としての対応状況
R6. 1	一部の避難所にペット飼育スペースを確保
R6. 1. 27	富来活性化センターにペット用のトレーラーハウス設置（環境省支援）
R6. 2. 10	ペット用トレーラーハウス 受入れ開始
R6. 2. 11	ペット専用移動診療車「ワンにゃん号」
R6. 3. 13	ペットサロン巡回（R6. 4. 27 嗚呼!!みんなの動物園でTV放送）

表 2-2-8 志賀町の避難所におけるトラブル事例

事例	対応
避難所内での放し飼い	放し飼いはあったと聞いているが、頭数等は把握していない。特に苦情等はなかったが、避難者の中には我慢している方がいたのではないかな。
動物専用スペースについての苦情	施設内での同伴は出来ないことを説明した後日、トレーラーハウスを案内

(エ) 仮設住宅における受入れ・支援状況

志賀町では、仮設住宅入居時には入居時にペット説明に関する説明を石川県と連携して実施し、飼養者のゾーニング、飼い主の共助会の構築などを促しました。入居後の問題については入居者の報告により把握しています。

仮設住宅設置地区ごとのペット飼養状況は表 2-2-9 のとおりです。

表 2-2-9 仮設住宅ごとのペット飼養状況

仮設住宅設置地区	地区内戸数	ペット飼養戸数	飼養頭数内訳	入居条件※
とぎ第 2 団地	65 戸	7 戸	犬 1 頭、猫 23 頭	記述無

(オ) 広報・普及啓発活動

志賀町における広報活動については、インターネット（HP,SNS）を用いて情報を発信のほか、避難所ではチラシやポスターを掲載しました。

仮設住宅においては、飼い主にチラシを配布することで情報発信を実施しました。

(カ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

志賀町では「人とペットの災害対策ガイドライン」内容を把握していましたが、体制整備、発災時に活用はされていませんでした。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

志賀町では災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について、事前の取り決めはありませんでしたが、物資の配布、ペット受入れ先の紹介、仮設住宅への入居説明、ペット飼養者の共助会構築の促進などを連携して実施しました。

(ク) 他機関からの支援、情報提供について

環境省よりペットトレーラーハウスの設置の支援がありました。

(ケ) 今後の備えについて

災害時の支援について以下のような課題があげられました。

- ・ 避難所での同行避難ができた場合でも、感染症対策等の観点から、居住スペースの分離について強い指導を受ける場合があるが、専用スペースを設けても、飼養者心理から、同室生活ができないことに対しての苦情や専用スペースの使用を拒否されることがあった。

⑧ 宝達志水町（羽咋郡）



図 2-2-8 宝達志水町位置図

（ア）平時の飼養管理状況

宝達志水町におけるペットの飼養管理状況について、犬猫（野良犬猫含む）の平時の状況は特に確認していませんが、犬の飼養状況については、令和5年度の狂犬病予防注射の接種率は75.9%であり、野良犬等はほとんどいないことが考えられます。

猫については、野良猫の避妊去勢手術の助成制度を設けており、室内外に自由に出入りする飼い方の個体も多く、一定数の野良猫がいることを認識しています。

（イ）災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

宝達志水町では災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・ 避難所設置時、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持を目指す

➤ 防災訓練

宝達志水町では、町防災訓練において、ペット飼養者を対象としたペットの同行避難および同室飼養について年1回定期的な訓練を実施していました。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

宝達志水町では、避難所におけるペットの受入れ方針を定めています。具体的にはケージに入れての避難。餌、必要備品等を持参することとしていました。

地域へ受入れ方針の共有もされていましたが、なお、ペットの種類に関しては、特段の断りはないが一般的に犬・猫を飼養する者を対象としていました。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

宝達志水町では、運営管理マニュアルにおいて、ペットと一緒に避難している避難者がいることについて、一般の避難者から理解が得られるようにルール設定に努めていました。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ・支援状況

宝達志水町では、避難所における特段、飼い主への支援などは必要ありませんでした。

2つの避難所においてペット同行避難が行われましたが、ペットの種類や頭数に関する情報を得ることはできませんでした。

なお、避難所におけるペットに関するトラブルも報告されました（表2-2-10）。

表2-2-10 避難所におけるペット関係のトラブル事例

事例	対応
避難所の施設で放し飼いされたケースがあった。	施設内では、ケージの中で飼ってもらうよう案内する。
避難所敷地の外で、糞の処理がなされていなかった。	はっきり断定できないが、飼っている犬の場合は、管理してもらうよう案内する。

(エ) 仮設住宅における受入れ・支援状況

宝達志水町ではペット飼養世帯の仮設入居はありませんでした。

(オ) 広報・普及啓発活動

宝達志水町での避難所における広報活動は、チラシの配布やHPへの掲載にて実施していました。

(カ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

宝達志水町では「人とペットの災害対策ガイドライン」の内容は把握しており、対応に活用しました。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

宝達志水町では、災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について、事前の取り組みがなされていました。具体的には、避難所（施設）用、貼り紙チラシの提供、ペットや飼い主へ避難所でのペットの飼い方等の生活支援、相談窓口について連携するものとしていました。

今後の備えとして飼い主へ災害発生時にとるべき行動と、普段からの準備やペットのしつけ等の準備に関する普及啓発の必要性があげられました。

(ク) 他機関からの支援、情報提供について

宝達志水町では、他機関からの支援、情報提供の必要は特にありませんでした。

(ケ) 今後の備えについて

宝達志水町では、災害時、避難者が避難所でペットと同室飼養で生活出来ることを追及しており、そのため、今後の備えとして災害時、同行避難した場合、一般の避難者らと快適に生活するうえで、避難所内での生活ルールを、予めある程度決めておく必要があるとしています。

⑨ 中能登町（鹿島郡）



図 2-2-9 中能登町位置図

（ア）平時の飼養管理状況

中能登町におけるペットの飼養管理状況について、飼い犬の排泄物の放置の苦情がある状態でした。狂犬病の予防接種状況について情報は得られませんでした。猫は室内・室外の出入りが自由な個体が多く、外で糞をする苦情があり、野良猫と区別がつかない個体も多いことがわかっています。野良犬は基本的にいないと考えられています。

（イ）災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

中能登町では災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・県及び獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力し避難所におけるペット動物の適正な飼育、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置
- ・仮設住宅に関してはペット受入れについて、配慮する。また、ペット飼育者に対して平常時の心得として、ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する

➤ 防災訓練

中能登町では、町地域防災計画に基づいた各種配備体制や避難者受入の体制の構築、一次避難所（集会所等）の開設などについて避難所管理者、地域住民、防災士、民生児童委員、区

長を対象に年1回定期的な訓練を実施していました。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

中能登町では避難所におけるペットの受入れ方針を定めており、避難所ではペットの受入れスペースを確保できるように避難所管理者へ情報が共有されていました。

仮設住宅設置及び運営管理に関しては、ペット受入れについて、配慮する。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

中能登町では、運営管理マニュアルにおいてペットに係るルールや注意事項等についての記述はありませんでした。

能登半島地震を機に具体的な場所（部屋）、必要な備蓄品について見直す予定です。

（ウ）避難所におけるペットの受入れ・支援状況

中能登町では、避難所でのペットの受入れについて条件などは定めませんでした。

避難所でのペット受入れは1ヵ所中能登中学校（最大460人、ペット同行3世帯、犬1頭、猫7頭）のみであり、飼養管理は家族ごとに個別で実施していました。ペット飼養に関する特段の支援などは実施しませんでした。

（エ）仮設住宅における受入れ・支援状況

中能登町では、仮設住宅に関して入居者へのペット飼養に関するルール説明を実施しました。その他特段の支援などは実施していません。

仮設住宅設置地区ごとのペット飼養状況は表2-2-11のとおりです。

表2-2-11 仮設住宅ごとのペット飼養状況

仮設住宅設置地区	地区内戸数	ペット飼養戸数	飼養頭数内訳	入居条件
良川	10戸	2戸	猫3頭	不明
二宮あおば台	10戸	0戸		不明
能登部下	10戸	0戸		不明

（オ）広報・普及啓発活動

中能登町では、発災直後から避難所において民間団体のチラシを掲示して情報発信を実施しました。仮設住宅に関する情報は説明会にて情報発信を実施しました。

（カ）「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

中能登町では「人とペットの災害対策ガイドライン」の内容は把握していませんでした。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

中能登町では災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について、事前の
取り決め等はありませんでした。

(ク) 他機関からの支援、情報提供について

中能登町では他機関からの支援はありませんでした。

⑩ かほく市



図 2-2-10 かほく市位置図

(ア) 平時の飼養管理状況

かほく市におけるペットの飼養管理状況について、犬は狂犬病予防注射未接種犬への督促などにより、接種率が高いことが報告されています。野良犬に関する問題は発生しておりません。野良猫については市民団体により不妊手術が進み、地域猫への移行が進んでいます。

(イ) 災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

かほく市では災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・ 市は県や動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導
- ・ 動物の愛護及び環境衛生の維持
- ・ 必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する

かほく市では、能登半島地震を機にペット避難場所等の再検討を行う予定です。

➤ 防災訓練

かほく市では、拠点避難所開設・運営訓練を市民や市職員対象に定期的な訓練を実施していました。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

かほく市では、避難所におけるペットの受入れ方針を定めており、避難所運営マニュアルに以下の記載がされています。

- ・ ペットの飼育及び飼育場所の衛生管理は、ペットを持ち込んだ避難者自身が実施する
この方針は、施設管理者に対する共有もされていました。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

かほく市では、運営管理マニュアルにおいて、飼育及び衛生管理を飼い主が行う前提で受入れることが記載されています。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ・支援状況

かほく市では、避難所においては飼養者が飼養管理できる場合のみ受入れました。

発災当初、避難者が多く、避難所内が混乱していたためペット避難場所ではなく、通常の避難スペースで受入れていました。アレルギー対策のためペットはケージに入れて飼養し世話などは飼い主が行うようにしていました。

かほく市ではペットや飼い主のための備蓄を実施していなかった点が課題としてあげられました。

(エ) 仮設住宅における受入れ・支援状況

かほく市における仮設住宅の入居者にペット飼養のルール説明などは実施がされています。

(オ) 広報・普及啓発活動

かほく市の今後の対策としては、平時より県などの関係機関と連携した取り組みを実施することがあげられました。

(カ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

かほく市ではガイドラインの存在は把握していましたが、発災時の活用することはできませんでした。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

かほく市では、災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について、事前に取り組みはなされておらず、今後の対策として平時より県などの関係機関と連携した取り組みを実施することがあげられました。

(ク) 他機関からの支援、情報提供について

かほく市では他機関からの支援、情報提供については特にありませんでした。

(ケ) 今後の備えについて

かほく市では、今後の備えについて、災害時には、「人」への支援の方が優先されて「ペット」への支援は後回しになってしまうことが課題としてあげられました。災害時においては避難者の完璧な把握すら困難である中で、ペットに対して場所を提供する以外の支援を行うことが出来るのか担当者の不安の声がありました。

今後の市民にも普及・啓発するなかで国や県との連携の必要性があげられました。

⑪ 白山市



図 2-2-11 白山市位置図

(ア) 平時の飼養管理状況

白山市におけるペットの飼養管理状況について、犬は小型犬が多いが、外飼いの大型犬もみられ、鳴き声等の苦情があったことが報告されています。猫は室内・室外の出入りが自由な個体も多いと思われ、野良猫は不妊手術のされていない個体が多く、餌やりをしていることがわかっています。なお、令和6年度より飼い主のいない猫の不妊手術に対する助成を実施しています。

(イ) 災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

白山市では災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・ 市は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努める。
- ・ 飼い主はペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する

また、対応方針などは能登半島地震を機に見直されており、具体的には令和6年9月に学校法人国際ビジネス学院と「ペット同伴避難所に関する協定」を締結しました。

➤ 防災訓練

白山市では、定期的な訓練などは実施していませんでした。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

白山市では、避難所におけるペットの受入れ方針を定めており、避難所運営マニュアルに以下の記載がされています。

- ・ 避難所ではペットは原則室内に入れず、専用スペースを設ける

なお、この方針はコミュニティセンターや小中学校などの施設管理者に共有されていました。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

白山市では、運営管理マニュアルにおいてペットに係るルールや注意事項等についての記載があり、避難所ではペットは原則室内に入れず、専用スペースを設けるとしていました。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ・支援状況

令和6年1月上旬、県の二次避難施設扱いとして輪島市からの広域避難者（3世帯5人、犬3頭）を受入れ、市内のペット同室可の宿泊施設へ移動しました。その他実際のペット同行避難の受入れについては、ルールなどは定められていませんでした。

白山市内には避難所が50カ所（合計収容人数計5000人程度）ありますが、ペットの受入れ状況や世帯数は把握されていませんでした。

(エ) 仮設住宅における受入れ・支援状況

白山市での仮設住宅の設置はありませんでした。

(カ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

白山市では「人とペットの災害対策ガイドライン」の存在は把握していましたが、内容は把握されていませんでした。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

白山市では中能登町では災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について、情報を得ることはできませんでした。

(ク) 他機関からの支援、情報提供について

白山市では他機関からの支援、情報提供について、情報は得られませんでした。

(ケ) 今後の備えについて

白山市における今後の備えについて、情報は得られませんでした。

⑫ 津幡町



図 2-2-12 津幡町位置図

(ア) 平時の飼養管理状況

津幡町におけるペットの飼養管理状況について、野良猫は不妊手術のされていない個体が多く、特定の飼い主はいないが近所の住民による餌やりが平時からあることがわかっています。

(イ) 災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

津幡町では災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・ 避難所においてペット動物の飼育場所の確保等、
- ・ 町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援に関する獣医師会や動物取扱業者等との連携
- ・ 仮設住宅でのペットの受入れ配慮

➤ 防災訓練

津幡町では、地震等を想定し災害対策本部設置訓練、炊き出し訓練、仮設トイレ訓練、救出訓練等を町職員、地域住民、地域自主防災クラブ等を対象に年1回定期的な訓練などは実施していました。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

津幡町では、ペット受入れ方針について、事前の取り決めなどはありませんでした。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

津幡町では、運営管理マニュアルにおいて記述があり、以下のルールを定めていました。

- ・ ペットのための避難スペースの確保等
- ・ ペットの一時預かり等必要な支援に関する獣医師会や動物取扱業者等との連携

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ・支援状況

津幡町では避難所において受入れについて条件などは定められていませんでした。避難所における同行避難状況については把握されておりませんでした。

特段の支援などは実施しませんでした。

(エ) 仮設住宅における受入れ・支援状況

津幡町では仮設住宅の設置はありませんでした。

(オ) 広報・普及啓発活動

津幡町では、ペット飼養・同行避難等などに関する特段の情報発信は実施していませんでした。今後、広報活動に有益な準備としてペット同行避難可能な避難所準備、NPO法人との連携があげられました。

(カ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

津幡町ではガイドラインの内容は把握していましたが、活用はされていませんでした。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

津幡町では、災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について、事前に取り組みはなされていませんでした。

⑬ 内灘町



図 2-2-13 内灘町位置図

(ア) 平時の飼養管理状況

内灘町におけるペットの飼養管理状況について、令和5年度の犬の狂犬病予防注射の接種率は71.3%でした。猫については、野良猫、飼い猫を対象とした不妊去勢手術の助成金制度を設けています。

(イ) 災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

内灘町では災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・ 緊急避難場所・避難所について、ペット動物の飼育場所等について検討する
- ・ ペット飼育者に対して平常時の心得として、ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する

➤ 防災訓練

内灘町では、災害発生時における各防災関係機関の適切な役割分担の確認などを地域住民、防災関係団体を対象に年1回定期的な訓練を実施していました。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

内灘町では、避難所におけるペットの受入れ方針を定めており、避難所運営マニュアルに

以下のように記載しています。

- ・ ペット同行避難は、補助犬・盲導犬・介助犬以外は原則として、一般の避難所と居住部分を分けて屋外の飼育専用スペースでの飼育を要請する

この方針は全自主防災組織、避難所施設にマニュアルを配布し共有していました。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

内灘町では、避難所運営マニュアルにおいて、ペット同行避難は、補助犬・盲導犬・介助犬以外は原則として、一般の避難所と居住部分を分けて屋外の飼育専用スペースでの飼育を要請するよう記載していました。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ・支援状況

ペット受入れのルールは定めていましたが受け入れ時に徹底されておらず当初のルールとは異なる状況での受け入れとなりました。具体的な受け入れ状況は内灘町防災コミュニティセンターにて2世帯（計犬2頭、猫2頭）が同行避難していました。

ペット受け入れのルールとして、飼養管理は室外飼養のみ可としていたが、ルール共有の不備により、室内飼養の状態でした。急遽、対策として一般の避難所と分けるため同伴家族のみに1室割り当てましたが、本来は複数名避難できる部屋であったためスペースを有効活用できませんでした。

ペット飼養に関するトラブルも報告されています（表2-2-11）。

その他、避難所における飼い主への支援としてペットホテル（犬）の無料開放に関する情報を共有した。

表2-2-11 避難所におけるトラブル事例

事例	対処
糞、尿による臭い	退出時に特別清掃の依頼

(オ) 広報・普及啓発活動

内灘町が実施した広報・普及啓発活動について情報を得ることはできませんでした。

(カ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

内灘町における「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用については、情報を得ることが出来ませんでした。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

内灘町における災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について、情報を得ることはできませんでした。

⑭ 小松市



図 2-2-14 小松市位置図

(ア) 平時の飼養管理状況

小松市におけるペットの飼養管理状況について、犬はほとんどが室内飼育であることがわかっています。猫は登録などがいないため詳細は把握されていませんでした。野良犬は基本的にいないと考えられています。野良猫については地域猫活動の補助を昨年から実施し避妊去勢手術のされていない野良猫の減少に努めている状況であることが報告されています。

(イ) 災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

小松市では災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・ 避難所、仮設住宅においては、必要に応じてペットの受入に配慮する
- ・ ペット飼育者に対して平常時の心得として、ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する

➤ 防災訓練

小松市では、各自主防災組織が主体になり定期的な訓練は実施していました。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

小松市では、ペット受入れ方針についての具体的な取り決めはありませんでした。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

小松市では、避難所運営管理マニュアルにおいてペットに係るルールや注意事項等の記述はありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ・支援状況

小松市では、避難所におけるペット受入れについては条件を定め、ペットの屋内同伴はアレルギー対策の観点から禁止としていました。

避難所においてペット・飼養者に対する支援を実施した例はありませんでした。

(エ) 仮設住宅における受入れ・支援状況

小松市では仮設住宅の設置はありませんでした。

(カ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

小松市では「人とペットのガイドライン」の内容は把握していましたが、活用した例はありませんでした。また、ガイドラインに基づいた支援などは実施した例はありませんでした。

⑮ 加賀市



図 2-2-15 加賀市位置図

(ア) 平時の飼養管理状況

加賀市におけるペットの飼養管理状況について、犬猫の詳細は把握されていませんでした。室内飼育が多いと考えられています。野良犬は基本的にいないとされ、野良猫については不妊手術のされていない個体が多く、エサやりなどもある状況と考えられています。

(イ) 災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

加賀市では災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・ 避難所におけるペット動物のための避難スペースの確保等
- ・ 仮設住宅でのペット受入れ配慮

また、ペット飼育者に対して平常時の心得について記載があることがわかっています。

➤ 防災訓練

加賀市では定期的な防災訓練などは実施していませんでした。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

加賀市では、ペット受入れ方針において事前取り決めがなされ、避難所として学校はスペースも広く、ペット同伴でも対応可能であることから、受入れは可能と定めています。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

加賀市では、運営管理マニュアルにおいてペットに係るルールや注意事項等についての記述はありませんでした。

ただし、避難所マニュアルは見直しを予定しており、ペット同行避難等について検討する予定です。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ・支援状況

加賀市では、避難所におけるペット受入れについて条件などは定めませんでした。また、ペットへの特段の支援等はありませんでした。

(エ) 仮設住宅における受入れ・支援状況

加賀市では、仮設住宅でのペット受入れの対応実績はありませんでした。

(オ) 広報・普及啓発活動

加賀市では、発災直後から現在までペット飼養に関わる広報・普及活動などの対応実績はありませんでした。

(カ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

加賀市ではガイドラインの内容は把握していましたが、活用は把握されていませんでした。

ガイドラインの不足として動物の種類に応じた記述がないこと、より具体的な指針の提示があげられました。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

加賀市では、災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について、事前取り決めはありませんでした。また、連携対応した例もありませんでした。

(ク) 他機関からの支援、情報提供について

加賀市では、他機関から支援等の対応実績はありませんでした。

(ケ) 今後の備えについて

加賀市では、避難所に同伴避難者と一般の避難者との区分け、学校のように避難所スペースを広く活用できる場合でも、授業が再開する場合や広い避難所スペースが確保できない場合の受入れ体制が課題と考えられました。

加賀市では対応実績はありませんでしたが、ペット同伴者が車中泊する例があり、対応方法や連携について、関係部局と協議を進めていく必要があると考えられました。

⑩ 能美市



図 2-2-16 能美市位置図

(ア) 平時の飼養管理状況

能美市におけるペットの飼養管理状況について、犬は小・中型犬の室内飼いがほとんどであり、狂犬病予防接種率は高い状況であることがわかっています。猫は室内・室外の出入りが自由な個体も見受けられ、避妊去勢処置済の個体は増えてつありますが、野良猫・地域猫の区別がなく、エサやりも見られる状況と報告されています。野良犬は基本的にいないと考えられています。

(イ) 災害に備えた動物救護体制の整備

➤ 対応方針、防災基本計画への記載

能美市では災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・ 避難所におけるペット動物の適正な飼育として、県及び獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防指導、その他必要な措置を講ずる
- ・ 広域的な観点から避難所のペット動物の飼育状況の把握等

- ・ 仮設住宅では必要に応じてペット動物の受入に配慮すること
- ・ ペット飼育者に対してペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備

➤ 防災訓練

定期的な訓練などは実施していませんでした。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

受入れ方針について、地域防災計画に記載がされています（詳細は①参照）。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

運営管理マニュアルにおいて記述があり、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助・共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成することと規定されています。

（ウ）避難所におけるペットの受入れ・支援状況

能美市では辰口福祉会館を広域避難所と設定し、同運営マニュアルを作成し、運営を行うこととしました。受入れの際は適正飼育の条件を元に受入れていました。

能美市における支援実施状況の経緯は表 2-2-12 のとおりです。

広域避難所運営マニュアルの記載内容

（12）ペット

- ・ ペット同伴者がいた場合、ペットは以下の場所で過ごします。

犬 → 交流ホール下駐車場（外）

猫 → 1 階やすらぎの間の横

表 2-2-12 能美市における支援実施状況

年月日	被災自治体としての対応状況
令和 6 年 1 月初旬	今回の地震発生直後は、獣医師会や石川県の保健所が機能していないことから、当市に避難している方が飼っていた猫を市が指定した避難所で飼うことができなかった。よって、急遽対応するため、当市の職員の中で、猫を飼っている方を選定し、避難者の同行ペットを預かることになった。
令和 6 年 1 月 11 日	今回の地震で避難所になっている旅館（たがわ龍泉閣）に避難している方が飼っていた猫を避難所で飼うことができないということから、急遽対応するため、当市の職員の中で、猫を飼っている方を選定し、避難者の同行ペットを預かることになった。
令和 6 年 1 月 11 日	県より避難所におけるペットケージ等、必要数調査があった。
令和 6 年 1 月 16 日	動物ボランティア団体から無償でケージやフード、缶詰など、避難所でのペットの受入れに必要な物資をある程度受け取ることができたことから、ペットの受入れ準備がほぼ整った。
令和 6 年 1 月 19 日	ペット同伴の避難所として辰口福祉会館が機能したことから、市職員をはじめ関係者への広報を開始するとともに、獣医師会における一時預かり支援の広報も開始した。
令和 6 年 9 月 15 日	ペット同伴の避難所としての辰口福祉会館（広域避難所）については、避難者がいなくなったことで閉鎖された。

（エ）仮設住宅における受入れ・支援状況

能美市では、仮設住宅の設置はありませんでした。

（オ）広報・普及啓発活動

能美市では、発災直後は避難所での広報活動はインターネット（HP）での掲載、産業交流班（発災後に立ち上げた作業班）による対応、現在では HP、チラシの配布などを実施しました。

今後の対応として災害時は個々の職員がそれぞれ与えられた業務をこなしながら、ペット同行避難者を受入れることが充分想定されるので、日頃からの準備・各職員の役割を自覚し、対応がしっかりできるように、シミュレーションを行い、練度を上げることの重要性があげられました。

(カ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

能美市では「人とペットのガイドライン」の内容は把握しており、活用した飼い主への支援等を実施しました。環境省のガイドラインに沿った自治体としての役割を行うことで、同行避難の対策を充分に実施できました。

ガイドラインで不足に感じた部分は地震等の大規模災害が発生した際、ペット動物関連団体・ボランティア団体等の具体的な役割が明確化されていない点があげられました。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

能美市における災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について、能美市地域防災計画には、ペットの保護対策として県などと協力することが規定されていました。実際に県と連携しペット動物の必要物資の調達を行い、必要数を調達することができました。ただし、メーカーや機種が統一されたものではなく、寄せ集めであり、廃品に近いものもあったようです。ただ、市で独自に調達することはできないことから県が率先して必要数を市に確認し、即座に対応できたことは有効であったと考えています。

石川県への要望としては、具体的に災害の規模により、説明のタイミングは決まらないことが多いと思うが、発災直後からペット対応は始まっていることから、発災直後の即座の対応。防災センターのように災害対応を一括してできる場所・係、機関の必要性があげられました。また常日頃から県との連携を密に行うことで常時連携出来る体制作りを構築することの必要性もあげられています。

(ク) 他機関からの支援、情報提供について

環境省からの特段の支援はありませんでしたが、発災直後の対応・体制づくりを即座に支援してもらえるような環境（熊本地震で経験した、市対市単位での支援など）整備の要望があげられています。

物資支援では、2件の支援があり、具体的には地元ボランティア団体から猫用のペット用品、民間企業から犬用ケージの支援がありました。

支援要望として、物資支援としては避難所でのペット生活物資（保温用電気ストーブ、消毒用アルコール、延長コード、プラスチックのバケツ、給水機など）があげられた、人的支援としては発災直後のペットの対応ができる人の支援があげられました。

（ケ）今後の備えについて

能美市では、能登半島地震を機に避難所・仮設住宅のマニュアルを改訂しており、具体的には必要に応じて、仮設住宅におけるペット動物の受入に配慮することを取り入れ、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペット一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努めると新たに規定しました。

さらに今後の備えとして早急に各自治体に少なくとも1つ以上のペット同行避難者とペットが同じ場所・空間で避難生活できるような公共の宿（箱もの）の必要性、人材育成について提案されており、各自治体にペット対応できる人材が育つことで、日本中、どこで災害が発生してもすぐに対応・派遣できる体制の構築を提案しています。

ペット飼養者への支援について ～能美市からのコメント～

＜市職員による対応について＞

飼養者への支援として必要物資の提供を実施していた。避難者のペットを市の職員が預かった際は、最初のうちは飼養者（避難者）が準備したエサをやっていたが、その後、市の備蓄した（県やボランティア団体から無償支給された）ものを支給していた。

震災直後、獣医師会やペットボランティア等による受入れ態勢ができていない状態で、ペット同行避難を受入れることになり、急遽対応する必要があったことから、市職員の中で動物（同じ種類の動物）を飼っている職員を選択し対応（一人の職員のみ）・受入れを行ったが、その際、必要物資（ペットシートやトイレ用品、爪とぎなど）をすぐに準備することができず、飼養者からの提供品で対応、市職員による自費での負担という緊急避難的な対応になってしまった。

受入れ自治体としては、日頃から準備をしておけばという考えはあるものの、実際には、一職員の負担が大きかった。（職員への説明は、2～3日程度預かってほしいとの説明だったが、実際は、4月までの3か月間に及んだ）

苦労した点はペットの種類が事前情報等ほとんどなく、どのような準備をすればよいかなど、切迫した状況での対応が迫られたこと、犬・猫以外の動物（リス・爬虫類や両生類など）への対応も含めて検討することが課題としてあげられた。

⑪ 金沢市



図 2-2-17 金沢市位置図

(ア) 平時の飼養管理状況

金沢市におけるペットの飼養管理状況について、犬の登録数は令和5年度末時点で約18,000頭、そのうち小型犬の割合が最も多く、近年は外飼いが少ない傾向にあります。猫は近年、室内飼養が多い傾向ですが、年に数件程度多頭飼養に起因する苦情があることがわかっています。野良犬の目撃情報はなく、放浪犬が年10頭程度捕獲されますが、ほぼ飼い主に返還されています。野良猫は地域により多い場所があり、餌やりや糞尿被害による苦情は年間20件程度あるようです。金沢市では平成27年度から飼い主のいない猫の避妊去勢の助成制度を実施しており、昨年度はメス229頭、オス158頭の合計387頭の助成を実施しています。

(イ) 災害に備えた動物救護体制の整備

- 対応方針、防災基本計画への記載

金沢市では災害時のペット対応方針について、地域防災計画に以下のように記載しています。

- ・ 必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努める

- ・ ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める
- ・ 災害発生時における被災者及び感染症のまん延による感染症罹患者等から犬及び猫を一時的に預かるために動物収容設備を整備する
- ・ ペット飼養者に対して平常時の心得として、普段からペットの基本的なしつけや健康管理を行いペット同行避難の訓練参加などにより備えること

なお、仮設住宅に関しては記載がありませんでした。

金沢市では、能登半島地震を機に地域防災計画を見直す予定であり、見直し項目は同行避難を原則とし、飼い主等に向けた災害時ペット対策事例集を作成するとともに、同伴避難については、受入可能な施設の選定などについて行う予定です。

➤ 防災訓練

金沢市では、毎年3地区において、地元の自主防災組織が主体となる地域主導型の訓練を、地元自主防災組織（地元住民を含む）、施設管理者、市職員、県警、自衛隊等を対象に年1回定期的な訓練を実施していました。

➤ ペット受入れ方針、地域への共有

金沢市では、避難所におけるペット受入れ方針を定めています。具体的には、避難所ではペットとともに同行避難することを基本としており、その際に必要となるペットフードやシート、ケージなどの家庭内備蓄を推奨していました。

➤ 避難所マニュアル、ルールの設定

金沢市では、運営管理マニュアルにおいて以下のルールを定めていました。

- ・ 同行避難の呼びかけ
- ・ 屋内へのペット持ち込みは、原則禁止する
- ・ 飼育用品等は原則自助による
- ・ 飼育場所は駐輪場、別棟の空き倉庫等において繋ぐ
- ・ 糞等は飼い主が始末する
- ・ ペット台帳に記録するとともに、飼育ルールの周知・徹底を図る

（ウ）避難所におけるペットの受入れ・支援状況

金沢市では輪島市からの避難者に対し額谷ふれあい体育館 1.5 次避難所（最大避難者 143 人、ペット同行 14 世帯、犬 9 頭、猫 6 頭、その他 1 匹）にて同伴避難を受入れました。避難所では人の居住スペースと別に、体育館用具庫のペット飼養スペースにてケージ飼養としていました。ケージ飼養できない場合は車中飼養として対応していました。

避難所でのペット対応は当初市職員のみで対応しており、動物愛護管理センターとの移動

距離の問題から継続が難しい状況でしたが、地元ボランティアの加入により緩和されました。

車中泊避難者へはペット用支援物資の配布を実施していました。その他の支援についてはペットホテル等のペット受入協力要請、動物愛護管理センターでのペット一時預かり等を実施しています（表 2-2-13）。

ペット飼養者への支援の課題として平時のボランティア受入れの仕組みづくりがあげられました。

表 2-2-13 飼い主への支援

活動名	内容	自己評価
支援物資の受入と配布【物資等の支援】	ペット用支援物資を、物資の内容を限定する形で募集し、被災者へ配布した。	【受入】 動物愛護管理センターへの持ち込みまたは配送としたところ、配送で募集対象外物品や混載物品の送付があったため、仕分けや廃棄に手間取った。大量の物資が届き、保管場所が不足した。平時に保管場所の検討、受入物資の明確化を検討する必要有。 【配布】 猫用フードやトイレ砂など、猫用物品の需要は高かったが、犬用物品は余り、需要と供給にミスマッチがあった。短期間で受入れと配布を繰り返すなどの実施が必要と考えられた。
ペットホテル等のペット受入協力要請【その他の支援】	金沢市内第一種動物取扱業者のうち、飼養施設のある保管業者を対象に避難者のペット受入協力要請と、避難者の利便性向上のためホームページへの掲載可否を確認し、掲載可とした事業所を金沢市公式ホームページに一覧掲載した。 市内 63 事業所へ依頼を发出し、可能と回答があった 14 事業所を掲載した。	受入頭数が少ない等の理由により受入れ困難との回答や、受入れにあたり資金援助を求める要望あり。 料金については無料での預かりを要請したわけではなかったが、無料であずかれといふのかという苦情もあった。 平時からの災害時協力に関する検討が必要。

活動名	内容	自己評価
動物愛護管理センターでのペット一時預かり【その他の支援】	金沢市内へ避難したペット飼養被災者のペットの一時預かり実施 飼い主より犬3頭受入 県より猫5頭受入	令和4年度に供用開始した動物愛護管理センター一時保護設備を活用し、避難先で飼養困難となったペットの一時預かりを実施した。 1.5 次避難所でのペット受入時にも、もしスペースでの飼養が困難になったとしてもセンターで一時預かりできる安心感があった。

(エ) 仮設住宅における受入れ・支援状況

金沢市では仮設住宅の設置はありませんでした。

(オ) 広報・普及啓発活動

金沢市では、発災直後から現在までは避難所ではポスター・チラシの掲示、インターネット（HP）による情報発信、被災地域のペット飼養者にはポスターとボランティア巡回等の声掛けを実施していました。

広報等の課題として、平時から SNS の利用及び非常時の活用があげられました。

(カ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

金沢市では「人とペットのガイドライン」の内容は把握していましたが、活用はしていませんでした。

また、過去の災害対応記録集については、「避難所におけるペット受付簿の様式」や「ペット飼養に関するルール」を活用し、飼い主への支援を実施しています。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について

金沢市では、災害時のペットや飼い主への支援における石川県との連携について事前の取り決めはありませんでしたが、県で収容しきれなくなった猫の一時預かりを実施しました。

今後の連携について、災害発生時の動物救護支援についての情報共有ができる体制づくり、県と市町、獣医師会や愛護推進員など関係各機関との連絡体制構築、事前取り決めの必要性が課題としてあげられました。

(ク) 他機関からの支援、情報提供について

金沢市では、他機関からの支援、情報共有などはありませんでした。

(ケ) 今後の備えについて

金沢市では、能登半島地震での課題として、飼い主への平時からの防災対策普及啓発の不足をあげています。また、今後の備えとしては、平時からの関係機関との連携、連絡体制の構築の必要性、ペット同伴避難、同室避難について、トレーラーハウスを使用した同伴避難、同室避難ができるような協力体制を備える必要性などがあげられました。

（３）他自治体における被災動物対応活動

本稿では、石川県と同様に災害救助法が適用された富山県、福井県、新潟県における活動状況について記述しています。

① 富山県

（ア） 発災前（平時）の被災地域のペット及びその他の動物の状況

富山県内の令和５年度末の狂犬病予防法に基づく犬の登録数は 42,085 頭でした。猫については把握されていません。また、マイクロチップの登録件数は、犬が 2,431 頭、猫が 1,000 頭でした。富山県内でのペット以外の動物の発災前の状況は、下記の状態であったことがわかっています。

【野良犬】

- ・ 近年は、野良犬の通報はない

【野良猫】

- ・ 不妊手術のされていない野良猫が多い。近所の住民が餌やりをしている状況もある。

（イ） 災害に備えた動物救護体制の整備状況

富山県では、災害時の同行避難や避難所におけるペットの受入れ方針について、富山県地域防災計画に記載していました。また、（公社）富山県獣医師会との間で災害時のペットや飼い主への支援に関する協定を結んでいました。

一方で、災害時のペットや飼い主への支援に関するマニュアル等の策定やペットや飼い主への支援に必要な物資の備蓄、市町の担当部署との間での同行避難や避難所・仮設住宅におけるペットの受入れに関する取り決め等は行っていませんでした。

（ウ） 地域防災計画における動物対策の記載状況

富山県の地域防災計画には、ペットの受入れ等に関し以下のとおり記載されています。

【富山県地域防災計画】第３章 地震・津波災害応急対策

○第８節 避難活動 第８ 飼養動物の保護等 １ 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部）

（２）避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

○第 19 節 応急住宅対策等 第 1 応急仮設住宅の確保 4 応急仮設住宅の管理（県土木部、県厚生部、県関係部局、市町村）

（前略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

（エ） 現地動物対策本部等の立ち上げ及び動物救護体制

富山県では、能登半島地震において、現地動物対策本部等を行っていません。ペットや飼い主への県としての対応状況は以下のとおりです。

- ・被害状況の確認
- ・相談対応
- ・一時保管可能な団体の把握及び利用希望者との連絡調整

（オ） 支援物資の受入れ、提供体制

富山県では、令和 6 年能登半島地震におけるペットや飼い主への支援では物資や資金等の支援はおこなっていません。

（カ） 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

富山県では、「人とペットの災害対策ガイドライン」について把握していましたが、活用などはされていませんでした。

（キ） 災害時のペットや飼い主への支援における他自治体との連携について

富山県では、災害時のペットや飼い主への支援に関する他自治体との連携等について事前の取り決めはありませんでした。能登半島地震においても、他自治体と連携して行ったペッ

トや飼い主への支援活動は行っていません。

今後、他自治体との連携を機能させる上で効果的と思われる備えとしては、平時の連携体制構築をあげています。

(ク) 総括と今後の備えについて

富山県では、能登半島地震を踏まえ、地域防災計画に新たにペットや飼い主の支援に関し、以下の内容を追加する予定です。

追加内容：家庭動物の飼い主への災害対策啓発、家庭動物と同行避難した被災者の避難所における適切な受入れ及び受入状況等の把握(市町村)

また、今回の震災での経験を踏まえ、ペットや飼い主への支援活動全体を通して苦労した点、課題、今後必要な備えについて下記の項目をあげています。

【苦労した点】

- ・ 避難所でのペット同行避難や必要な支援に関する情報収集

【課題】

- ・ 避難所でのペット同行避難や必要な支援に関する情報収集
- ・ ペットの支援物資の受入場所、保管場所及び配布方法
- ・ 飼い主へのペットの災害対策の周知
- ・ 関係団体との連携体制構築、役割の確認

【必要な備え】

- ・ 協定の運用方法の確認
- ・ 動物対策本部の運営方法の確認
- ・ ペット支援物資の受入場所、保管場所及び配布方法

② 福井県

(ア) 発災前（平時）の被災地域のペット及びその他の動物の状況

福井県内の令和5年度末の狂犬病予防法に基づく犬の登録数は30,803頭でした。猫については把握されていません。また、マイクロチップの登録件数は、犬が3,4451頭、猫が1,619頭でした。

(イ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

福井県では、災害時の同行避難や避難所におけるペットの受入れ方針について、福井県地域防災計画に記載していました。一方で、県獣医師会との間で災害時のペットや飼い主への支援に関する協定や、災害時のペットや飼い主への支援に関するマニュアル等の策定やペットや飼い主への支援に必要な物資の備蓄、市町の担当部署との間での同行避難や避難所・仮設住宅におけるペットの受入れに関する取り決め等はありませんでした。

(ウ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

福井県の地域防災計画には、ペットの受入れ等に関し以下のとおり記載されています。

【避難所】

被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県は、避難所を設置する市町に協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。

【仮設住宅】

必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする

(エ) 現地動物対策本部等の立ち上げ及び動物救護体制

福井県では、能登半島地震において、現地動物対策本部等はありません。ペットや飼い主への県としての対応状況は以下のとおりです。

- ・ 県動物愛護センターの被害状況の確認

- ・ 県内特定動物の飼養保管状況の確認
- ・ 県内市町の避難所開設状況およびペットに関する問題の発生の有無を電話にて確認

(オ) 支援物資の受入れ、提供体制

福井県では、令和6年能登半島地震におけるペットや飼い主への支援では物資や資金等の支援はおこなっていません。

(カ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

福井県では、「人とペットの災害対策ガイドライン」について把握していましたが、活用などはされていませんでした。

(キ) 災害時のペットや飼い主への支援における他自治体との連携について

福井県では、災害時のペットや飼い主への支援に関する他自治体との連携等について事前の取り決めはありませんでした。

能登半島地震においては、石川県に対し、以下の支援を行いました。

- ・ ペット物品等の支援
- ・ 支援物品の仕分け作業および避難所への運搬
- ・ 体制支援（マニュアルやペット飼育ルール等の作成等）

なお、ペット物品の調達の際には、県での購入の他、Amazon社の保護犬・保護猫支援プログラムにて一般の方からの物品支援を募りました。

今後、他自治体との連携を機能させる上で効果的と思われる備えとしては、以下をあげています。

- ・ 近隣県同士で平常時より災害時に協力可能な職員派遣
- ・ ペット物品の提供または貸与・被災動物の一時預かり
- ・ 譲渡等の取り決めに応援協定により行い、定期的な連絡訓練等を行う

(ク) 総括と今後の備えについて

福井県では、能登半島地震を踏まえ、地域防災計画に新たにペットや飼い主の支援に関し、以下の内容の追加・修正を検討しています。

検討中の項目：

- ① 防災訓練を実施する際、「家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする」とを追加
- ② 指定避難所に関して、住民への周知徹底を図る内容に「家庭動物の受入れ方法について」を追加
- ③ 避難所の運営に関して、「市町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。」を追加
- ④ 避難所に関して、「市町は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。」を追加
- ⑤ 物資の備蓄・調達に関して、「家庭動物の飼養に関する資材」を追加
- ⑥ 飼い主に関し、「飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は市町、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。」を「市町（県）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。」へ修正。

また、今回の震災での経験を踏まえ、ペットや飼い主への支援活動全体として、今後必要な備えについて下記の項目をあげています。

- ・動物対策本部設置に関する獣医師会との事前協議
- ・避難所で使用するケージ等物品の備蓄
- ・支援物品の運送ルートを検討
- ・災害時のボランティア・動物愛護推進員の活動内容の検討

③ 新潟県

新潟県では、地域防災計画において、災害に備えた動物救護体制の整備や現地動物対策本部等の立ち上げ及び動物救護体制について、以下のとおり定めています。

新潟県地域防災計画 震災対策編

第33節 愛玩動物の保護対策

【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

2 飼い主の役割

- (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
- (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3 県の役割

- (1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。
- (2) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。
- (4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。
- (5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。
- (6) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- (7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び一般財団法人ペット災害対策推進協会への連絡調整及び要請を行う。

(中略)

7 動物救済本部の役割

必要に応じ、一般財団法人ペット災害対策推進協会に応援を要請し、次の活動を行う。

- (1) ペットフード等支援物資の提供

避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市町村の災害対策本部に物資

を提供する。

(2) 動物の保護

県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。

(3) 相談窓口の開設

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

(4) 動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。

(5) 飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。

(6) 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

(7) 被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

(8) ボランティア及び募金の受付・調整・運営

募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。

8 組織体系

県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ一般財団法人ペット災害対策推進協会に支援を要請する。

能登半島地震では、新潟県管轄の避難所の大部分は1月3日に閉鎖し、1月8日には全て避難所が閉鎖していたこと、また、新潟県と新潟市では、震災当日から情報共有し連携をとっていたことがわかっています。

なお、連携する新潟市では、避難所が開設されたときに、同行避難の案内や受付をするスターターキットを新潟市動物愛護センターが市内300ヵ所以上に配布していること、飼養ケージも全て自治体で設置済みであることが報告されています。

3. 避難生活の状況

3. 避難生活の状況

(1) ペット同行避難者の状況

1) 避難所巡視による避難状況の確認

① 確認方法

環境省は石川県と協働し、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町の5市町の各避難所を巡回し、避難状況の聞き取り調査を行いました(図3-1-1～2)。避難所巡視は令和6年1月23日～2月14日の間に実施し、避難所での同行避難の概況、個々のペットの状況、支援物資の配置状況、支援要請の有無等のほか、公衆衛生や感染症対策の観点からトイレや手洗いの状況等について確認しました。また、一部のペットの飼い主に対し、物資や獣医療等の支援の要・不要や一時預かりの希望等について聞き取り調査を行いました。



図3-1-1 巡視調査対象市町



図3-1-2 避難所巡視調査の実施状況

② 避難所でのペットの飼養状況

聞き取り調査を実施した避難所数の合計は5市町で延べ119ヵ所であり、この内、調査時及びそれ以前に同行避難があったとされる避難所は56ヵ所(48%)であり、調査を実施した避難所の約半数で同行避難があったことが確認されました(1.(2)①「避難所での同行避難の状況」参照)。一方、聞き取り調査時にペットの同伴避難が確認された避難所は27ヵ所(23%)であり、発災時に同行避難情報があったとされる避難所(56ヵ所)の半数程度でした。これには飼養者が他の避難者に配慮して避難所から退所したり、ペットだけを家に置いてくるケースや、避難所の飼養条件である別室での飼養やケージでの飼養が出来ないことが退所の要因であることが確認されています。

2) ペット用物資の支援要請等

避難所運営者の意向として、ペット同行避難者が新規で避難してきた場合に屋内にペットを入れられるスペースがあるか（表3-1-6）、屋内にペットを入れられるようにするにはどのような支援が必要か（表3-1-7）、またペットについての困りごとはあるか（表3-1-8）について聞き取り調査を行いました。その結果、半数以上の避難所で新規の飼養スペースはないとの意見であり、受入れが可能と回答があった避難所は全体の15%でした。また、多くの避難所でペットを受入れるための支援については特に必要性を感じていないこと、ペットについての困りごとも多くないことが確認されました。

これは、避難所運営者に対し、避難所でのペットの飼養に必要な物資や運営方法について、十分に周知されていないことが要因の一つであると考えられました。

表3-1-6 屋内に同行避難者を受入れるスペースの有無

屋内ペット飼養スペース	避難所数	割合
ある	18	15%
ない	77	65%
わからない	24	20%

表3-1-7 屋内にペットを入れられる支援の要否

屋内飼養での必要な支援	必要あり	必要なし
ケージ・サークル等	6	113
飼養スペース	4	115

表3-1-8 ペットについて困りごとの有無

ペットについて困り事	困っている	意見なし	不明
フードの不足	5	113	1
ペットシーツの不足	3	115	1
療養食、薬	1	117	1
一次預かりの相談	3	115	1

3) 課題の整理

今回の聞き取り調査の結果を基に、能登半島地震における避難所でのペット同行避難状況の課題を整理しました。

① 避難所でのペット飼養スペースと受入れ体制

- 同行避難後に、避難したペットの約半数は避難所から自宅や車中泊に移っていることが確認された。理由として、避難所でのペット受入れが可能であっても他の避難者に気兼ねをした

という意見が多かった。また、別室での飼養が受入れられず避難所を退所したなど、避難所での飼養ルールに理解が得られないケースも確認された。

- ・ 災害時を想定し、ペット同行避難者も含めた空間整理やルール作りが避難所において不十分で、どのようにペット飼養スペースを確保すべきか、避難所の管理者が検討する余裕がなかった。
- ・ ペット受入れ可能な避難所の情報が、被災者に届かなかった。（ペット受入れ可能な避難所について、避難所毎に確認が必要で一元的に情報を確認する仕組みがなかった。）

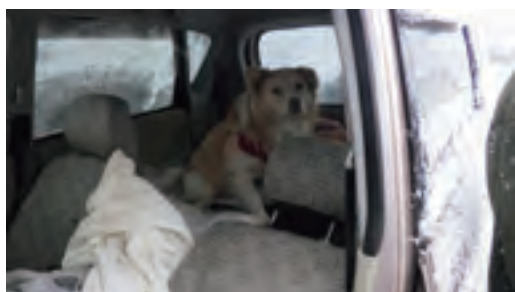


避難所での飼養環境

（小学校の玄関を段ボールで間仕切りペットと同居）

② 在宅避難者、車中泊等の把握と対応

- ・ 巡視調査では主に避難所管理者に聞き取りを行ったことから、同行避難している飼い主や在宅避難ペット飼養者、ペット同伴車中泊などから直接情報を把握できないため、必要な支援等のニーズが把握しにくかった。
- ・ 在宅避難者や車中泊等の避難所に行かない（行けない）理由がペットである場合、そのような避難者を受入れるための飼養スペースや支援物資の確保等、飼い主のニーズに対応することを検討した避難所は少なかった。



車内でのペットの飼養（犬）



車内でのペットの飼養（猫）

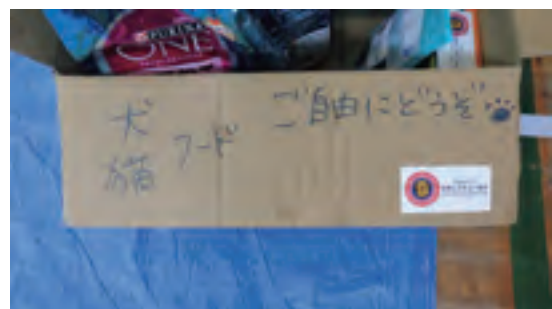
③ 物資支援（ケージ）

- ・ 多くの被災者が持っていなかったが、以下の理由から必要性が低いことが考えられた。一方で、避難所における人とペットのすみわけという観点で課題がみられた。
 - 半外飼いや広い空間で飼われていた個体が多く、狭いケージに入れる（心情：閉じ込める）ことに抵抗がある。
 - 慣れないケージに入れることで、ペットの鳴き声が他の避難者への迷惑になると考えている。
 - 避難所のスペースがなく（狭く）ケージを置く場所が確保できない。

④ 物資支援（フード）

- ・ NPO 団体などが発災当初からフード支援（避難所に配布）を行っており、行政支援を必要とする避難所は少なかった。
- ・ ホームセンターやドラッグストアは発災後早期から営業を開始し始めており、物資の流通は回復傾向にあった（インターネット通販等の配送もできなくはない）。
- ・ 一方で、地域によっては物資の流通が回復傾向にある状況となっても生活再建のためには個人購入よりも支援を求める声があった。
- ・ 個体によっては、医療食など獣医師の診察等によりその個体に適したものを提供する必要があった。

被災者自身のペットだけでなく、地域猫等への餌やりを目的とした支援要請の声があり、支援の対象や範囲を明確化する必要があった。
- ・ NPO 団体などが発災当初からリードなどについても支援（避難所に届けて回る）を行っており、要望は少なかった。
- ・ 猫砂やペットシート等の消耗品については支援の要望のある避難所も見受けられた。



NPO 団体からのフード支援

⑤ 放浪ペットへの対応

- ・ 避難時にペットを放してきた等によりペットが放浪している事例が複数あった。
- ・ 平時から屋外も含めた環境で飼養している家庭もあり、放浪ペットと野良猫、野良犬の判別が困難。

（２）在宅避難者の状況

能登半島地震におけるペット飼養者の在宅避難状況について、民間団体へのアンケート調査を通して得た情報を整理しました。なお、記載データは民間団体が避難所調査を完了した１月末時点（能登町のみ２月末）での数値となります。

F) 在宅避難者の把握方法

- ・ 聞き込み（避難者や地域住民）
- ・ チラシの掲示や問い合わせ先の開示による問合せから把握
- ・ 避難所の責任者やペット飼養者に、情報をもらう
- ・ 社会福祉協議会からの情報提供
- ・ 他団体からの情報提供

G) 調査対象自治体

調査は珠洲市、輪島市、能登町の２市１町で実施されました。

H) 在宅避難者の自治体別内訳

調査により把握された在宅避難をしているペット飼養世帯の総数は、珠洲市で 35 世帯、輪島市で 75 世帯、能登町で 21 世帯でした（表 3-2-1）。

（注）調査は網羅的に実施したものではないため、把握されたペット飼養世帯は調査時に確認された数値です。

表 3-2-1 在宅避難者の自治体別内訳

自治体名	犬飼養 世帯数	猫飼養 世帯数	その他飼養 世帯数	複数種飼養世帯 数（犬と猫、猫 と鳥など）
珠洲市	12	10	1	3
輪島市	75			
能登町	6	15	0	0

I) 在宅避難の選択理由

在宅避難を選択した理由には、以下のようなものがあります。ただし、これらは一つだけが理由ではなく、「ケージに入れたことがないためにペットが鳴き、周囲に気を使うため退所した」など、いくつかの要因が重なったケースが多いと考えられます。

- ・ 避難所はペット不可と断られたから
- ・ 避難所にいたが、ペットがいることで気を遣うから（吠える・鳴くから）
- ・ ケージに入ったことがない、しつけができていない
- ・ 自宅の方がペットのストレスが少ないから
- ・ 避難所での集団生活が嫌だから

J) 在宅避難者への支援内容

- ペット用品の物資支援
- 犬のしつけ対応
- 困りごと調査及び対応

(3) 仮設住宅におけるペット飼養状況

① 仮設住宅でのペット受入れ状況

石川県内の17市町へのアンケート調査によると、令和6年能登半島地震への対応として設置された仮設住宅は3,248戸以上となり、うち354戸がペットを飼養していたことを把握しています（表3-3-1）。このうち10市町では地域防災計画の中で、仮設住宅でのペットの受入れに配慮する旨の記載があったことが分かっています。また、5市町では仮設住宅でのペットの飼養にあたり、仮設団地内でのペット飼養世帯のゾーニングを行っており、ゾーニングを行った市町全てで仮設住宅でのペット飼養についてのルールを普及を行っていました（表3-3-2）。

他方で、ペットの有無により間取りへの配慮や、大型犬の飼養環境の配慮について考慮していたのは1市町のみで、仮設住宅での飼養者による共助体制（「飼い主の会」等）の構築を促した市町も2市町にとどまっていたことが分かっています（表3-3-2）。

表3-3-1 令和6年能登半島地震仮設住宅件数及びペット飼養世帯数の内訳

自治体名	仮設住宅設置地区名	地区内戸数	ペット飼養戸数	犬	猫	その他	入居条件
輪島市		不明					
穴水町	総計	506	40	14	24	13	①
	川島第1団地	15	2	2			①
	川島第2団地A～F	96	9	4	4	1	①
	川島第3団地	43	3	1		4	①
	由比ヶ丘団地	180	10	2	7	3	①
	港町団地A～D	36	5	2	9		①
	下唐川第1団地	11	1		1		①
	志ヶ浦1団地、志ヶ浦2団地	26	5	1		4	①
	住吉団地1～3	41	1		2		①
	兜団地	26	2	1	1		①
	諸橋団地	10	1	1			①
	白山団地	22	1			1	①
能登町	総計	881	99				
	うかわ団地	81	9	内訳不明	内訳不明	内訳不明	①
	しろまる団地	42	4				①
	みずほ団地	12	5				①
	おぎ第1団地	26	4				①
	かんまち団地	346	3				①
	いわいど団地	22	2				①
	ふじなみ第1団地	123	6				①

自治体名	仮設住宅設置地区名	地区内 戸数	ペット 飼養戸 数	犬	猫	その他	入居 条件
	おぎ第2団地	40	1				①
	しあけがおか団地	30	4				①
	まつなみ第1団地	76	13				①
	まつなみ第2団地	22	42				①
	やなぎだ第1団地	38	4				①
	やなぎだ第2団地	20	2				①
	やなぎだ第3団地	3	0				①
珠洲市	総計	1531	153	71	88	8	
	宝立町第1団地	153	9	3	6	1	①
	宝立町第2団地	135	11	3	7		①
	宝立町第3団地	15	1		1		①
	宝立町第4団地	43	5	3	3	1	①
	上戸町第1団地	33	1		1		①
	上戸町第2団地	30	2	1	1		①
	上戸町第3団地	9	2		3		①
	上戸町第4団地	8					①
	飯田町第1団地	66	9	7	2		①
	飯田町第2団地	17	1		1		①
	飯田町第3団地	7					①
	飯田町第4団地	19	3	2	2		①
	飯田町第5団地	6	1		1		①
	若山町第1団地	61	8	3	6	1	①
	若山町第2団地	4		1			①
	若山町第3団地	29	1	1	1		①
	若山町第4団地	23	2		1		①
	野々江町第1団地	19	1		1		①
	野々江町第2団地	26	1	1			①
	野々江町第3団地	19	1				①
	野々江町第4団地	6					①
	野々江町第5団地	13	3		3		①
	野々江町第6団地	12	2		2		①
	野々江町第7団地	8					①
	正院町第1団地	76	11	6	3	1	①
	正院町第2団地	28	1	1			①
	正院町第3団地	19	1		1		①
	正院町第4団地	27	3	1	2		①

自治体名	仮設住宅設置地区名	地区内 戸数	ペット 飼養戸 数	犬	猫	その他	入居 条件
	蛸島町第1団地	117	10	7	3	1	①
	蛸島町第2団地	42	5	3	3		①
	蛸島町第3団地	48	3	1	2		①
	蛸島町第4団地	51	9	5	2	2	①
	蛸島町第5団地	40	1		1		①
	蛸島町第6団地	102	12	6	9		①
	三崎町第1団地	50	8	5	6		①
	三崎町第2団地	60	10	4	7		①
	三崎町第3団地	20	5	4	1		①
	三崎町第4団地	12	3	2	1		①
	唐笠町第1団地	1					①
	折戸町第1団地	42	5	1	3	1	①
	狼煙町第1団地	16	1		1		①
	高屋町第1団地	19	1		1		①
七尾市	総計	145	16	8	8	2	
	小島第二団地	50	4	3	1	2	①
	中島町第一団地	60	6	2	4		①
	万行第一団地	35	6	3	3		①
中能登町	総計	30	2	0	3	0	
	良川	10	2	0	3	0	-
	二宮あおば台	10	0	0	0	0	-
	能登部下	10	0	0	0	0	-
羽咋市	総計	77	10	3	7	0	
	眉丈団地	64	9	3	6	0	①
	石野団地	13	1	0	1	0	①
宝達志水町	総計	4	0	0	0	0	-
	旧町営住宅曙団地	4	0	0	0	0	-
志賀町	総計	65	7	1	23	0	
	とき第2団地	65	7	1	23	0	-
白山市	仮設住宅設置なし	0	0	0	0	0	-
かほく市	仮設住宅設置なし	0	0	0	0	0	-
津幡町	仮設住宅設置なし	0	0	0	0	0	-
内灘町		95	13	4	9	1	-①
小松市	仮設住宅設置無し						

自治体名	仮設住宅設置地区名	地区内 戸数	ペット 飼養戸 数	犬	猫	その他	入居 条件
能美市	仮設住宅設置無し						
加賀市	仮設住宅設置無し						
金沢市	仮設住宅設置無し						

- 入居条件 ① 室内飼養のみ可
 ② 犬及び猫は避妊・去勢処置済の個体のみ可
 ③ 1世帯当たり最大●頭まで可
 ④ 大型犬は不可
 ⑤ その他

表3-3-2 仮設住宅でのペットの飼養にあたっての配慮や支援の有無

自治体名	ペット飼養世帯のゾーニング	ペット飼養者への間取りの配慮	大型犬の飼養環境の配慮	ペット飼養ルールの普及	飼養者による共助体制（「飼い主の会」等）の構築
輪島市	●			●	—
穴水町	●	—	—	●	●
能登町		—	—	●	—
珠洲市	●	—	—	●	—
七尾市		—	—	●	—
中能登町		—	—	—	—
羽咋市	●	—	—	●	—
宝達志水町		—	—	—	—
志賀町	●	—	—	●	●
白山市	—	—	—	—	—
かほく市	—	—	—	—	—
津幡町	—	—	—	—	—
内灘町	—	—	—	—	—
小松市	—	—	—	—	—
能美市	—	—	—	—	—
加賀市	—	—	—	—	—
金沢市	—	—	—	—	—

有：●、無：—

②仮設住宅におけるペット飼養状況調査

環境省は石川県と協働し、輪島市、珠洲市、能登町の各仮設住宅に対して、ペット飼養状況の聞き取り調査を行いました。聞き取り調査は令和6年4月4日～4月11日の間に実施し、仮設住宅でのペット飼養状況の概況、個々のペットの状況、ペット飼養に関する困りごとや近隣との関係等について確認しました。

（ア）ペット飼養世帯へのヒアリング

<輪島市>

- ・ 輪島市内の仮設住宅10ヵ所、計15組の飼い主に対して聞き取り調査を行った。ここでは犬5頭、猫13頭、鳥1羽の飼養を確認した。

＜珠洲市＞

- ・ 珠洲市内の仮設住宅 1 ヲ所、計 6 組の飼い主に対して聞き取り調査を行った。ここでは犬 3 頭、猫 3 頭の飼養を確認した。

＜能登町＞

- ・ 能登町内の仮設住宅 1 ヲ所、計 2 組の飼い主に対して聞き取り調査を行った。ここでは犬 1 頭、猫 1 頭の飼養を確認した。

表 3-3-3 調査を実施した巡視仮設住宅件数

	輪島市	珠洲市	能登町	計
巡視応急仮設団地数	10	1	1	12
聞き取り調査世帯数	15	6	2	23
飼養頭数【犬】	5	3	1	9
飼養頭数【猫】	13	3	1	17
飼養頭数【その他】	1（インコ）	0	0	1

③ ヒアリング結果のまとめと課題

仮設住宅におけるペット飼養状況調査を実施した輪島市、珠洲市、能登町の 3 市町については、一部の応急仮設団地においてペット飼養世帯を団地内の一画にまとめて配置するゾーニングが確認されました。一方で、同じ市町内であっても仮設団地ごとに仮設住宅の間取りや構造は様々で、ペット飼養者に配慮した仮設住宅の造りや配置となっているかの確認はできませんでした。

聞き取り調査を行った世帯では、調査時期が 4 月上旬の入居後間もない状況であったこともあり、一部の世帯で犬の鳴き声が確認された他には、臭いや排泄物の処理等に関する問題点は確認できませんでした。他方で、回答を得られた世帯では仮設住宅の間取りの狭さや飼養環境の変化に伴う下記の意見や課題が見受けられました。

【課題①】仮設住宅の構造、間取りについて

- ・ 仮設住宅の間取りが狭く室内にケージを設置することが困難と判断した例が確認された。
- ・ 仮設住宅の間取りの狭さを理由に複数頭飼っていた猫のうち 1 頭だけと同居し、他の猫を他の場所へ預けている例や、飼養そのものを諦め、動物愛護団体に引き取ってもらうことを検討している例が確認された。
- ・ 玄関が二重扉になっていないため、飼い主が出入りする際に逸走する危険がある。同じ市町内でも団地によって玄関の構造が異なり、二重扉となっている住宅と 1 枚扉の住宅がある。ペット飼養の有無によって住宅構造の配慮がなされたかは不明である。

【課題②】飼養環境の違いについて

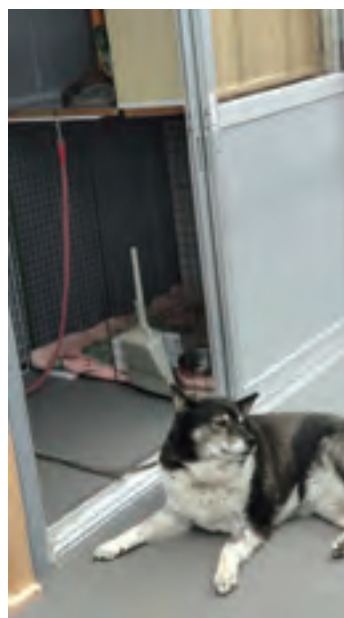
- ・ ケージでの飼養経験がなく（猫）、ケージに入ることを嫌がるため旧自宅で飼養（放し飼い）を継続し、仮設住宅での飼養を断念した例が確認された。
- ・ 仮設住宅の環境にペットが慣れず、旧自宅で飼養を継続している例が確認された。
- ・ 猫について、室内外の出入りを自由に行っている例が確認された。出入りがあると回答を得

た世帯で飼養されている猫は避妊処置済の個体であったが、近隣住民との問題が発生する可能性が考えられた。

- ・ 犬の飼養場所について、同じ市町内でも団地によって完全室内飼養とされているケースと室外にケージを置いて室外飼養しているケース（飼養条件として認められているかは不明）があり、入居条件や振分けが不明確な場合が見受けられた。

【その他意見等】 ペット飼養者への配慮について

- ・ 飼い主の不在時等に活用できる一時預かりサービスが近場にあるとよいとの意見が聞かれた。



ペット飼養が確認された仮設住宅

(4) その他の動物

① 犬及び猫以外の家庭動物

(ア) 避難所・仮設住宅等への避難状況

能登半島地震では、ウサギ、リス、カメ等の犬及び猫以外のペットが避難所に同行避難していたことが分かっています。

(イ) 今後の災害に備えて

飼い主は平常時から避難に必要な飼養用品を準備して災害に備える事が大切です。特に温度管理が必要な爬虫類は、電気の供給が受けられない事を想定した準備が必要だと考えられます。また飼い主が飼養困難になる事を想定して、一時預け先を確保するなどの対策も必要だと考えられます。

② 特定動物

(ア) 発災後の状況

石川県では、特定動物を飼養する施設（個人飼養の施設を含む）に電話で飼養状況（表 3-4-1）の確認を行いました。

表 3-4-1 特定動物を飼養する施設と頭数

施設	特定動物の種類（頭数）
4 施設 18 ヲ所	ワニガメ（2）
	ニホンザル（51）
	ブラッザモンキー（4）
	シロテテナガザル（3）
	ボルネオオランウータン（1）
	チンパンジー（4）
	ライオン（2）
	ヒョウ（1）
	ユキヒョウ（3）
	トラ（3）
	アジアゾウ（1）
	コビトカバ
	アミメキリン（4）
	イヌワシ（3）
	ボアコンストリクター（1）
	コビトカイマン（1）

(イ) 今後の災害に備えて

自治体は常日頃からの飼養状況の把握を行い、逸走時に備えて体制を整備することが必要です。飼い主に対しては、特定動物と施設設備を平常時から点検し、逸走を防止するよう指導し、飼養不可の状況になった場合に一時預かりができる場所を確保するよう指導を行うことも必要だと考えられます。また、非常事態対策要領の策定、非常事態対策用器具機材の整備、逸走時の保護、移動、保管を含め専門的な知識、技術等をもった関係各所との協力体制の整備が必要だと考えられます。

（５）避難所における人とペットの住み分け（ゾーニング）について

能登半島地震における避難所等での人とペットの空間の分け方には、様々な形態が確認されています。住み分け（ゾーニング）は同行避難後の避難所の運営方針に基づきペットの飼養場所が決められます。大きくは飼養場所が屋内か屋外にわかれるほか、他の避難者とのすみ分けや空間を分離する仕切りの有無等により避難所における人とペットのゾーニングのパターンを整理しました（表３-５-１）。

表３-５-１ 避難所での飼養パターン

飼養場所	他の避難者とのすみ分け	空間の分離	装備・施設等	事例
屋内	同室	仕切り無し		輪島市鳳至小学校 能都中学校
		仕切りあり	テント	石川県立門前高校
	別室	飼い主と同室	飼い主専用の部屋	石川県立輪島高校 珠洲市宝立小中学校 輪島市ふれあい健康センター 他
			玄関先	珠洲市立正院小学校 珠洲市立飯田小学校 他
			専用避難所	珠洲市飯田公民館
		飼い主と別室	別室	
屋外	専用飼育スペース		トレーラーハウス	珠洲市、志賀町、石川県総合スポーツセンター
	共用部を代用		駐輪場	輪島市門前中学校
	ペットのみ自宅			
	車中			正院小学校
外部	動物対策本部による一時預かり			動物病院・シェルター

① 屋内での飼養

(ア) 他の避難者と同室

事例①：飼い主とペットは他の避難者と同室で、簡易な衝立以外は特に仕切り等はない

- ・ ケージは使用していない
- ・ 避難所での飼養についてルールはなく、個人で全て責任をもって対応し、管理者は関与しない



他の避難者と同室で仕切のない飼養環境の例

事例②：飼い主とペットは他の避難者と同室だが、テント等により飼養空間が分けられている

- ・ ケージは使用していない
- ・ 鳴き声はあるが、問題にはなっていない



テントにより他の避難者との空間分離した例

(イ) 他の避難者と別室

事例③：飼い主とペットは他の避難者と別室で、飼い主とペットは専用の部屋で同室避難

- ・ 複数の飼い主による同室避難が確認された
- ・ ケージはあるが、使用されていない場合もある

- ・ 自分のペットは他の動物とは同室になると鳴くという理由で、避難所に入らない飼い主もあった
- ・ 複数の避難者が入居可能なスペースをペット同居専用とした結果、1組のみの使用となり、周囲に配慮した飼主が退所したケースがあった

事例④：飼い主とペットは他の避難者と別室で、飼い主とペットは玄関先等の空間で同室避難

- ・ 避難所のスペースが限られるため、施設の玄関先のスペースを使用

事例⑤：飼い主とペット専用の避難所で同室避難

- ・ 珠洲市が民間団体の協力を得て、ペット同伴専用の避難所を開設した



ペット同伴専用の避難所の例

（ウ） 飼い主と別室

事例⑥：ペットは飼い主とも他の避難者とも別室

- ・ 避難所内にペットの飼養スペースを確保した避難所もあったが、利用はなかった

② 屋外での飼養

（ア）避難所敷地に専用飼養スペースの設置

事例⑦：トレーラーハウスを利用したペット飼養スペース

- ・ 1.5 次避難において、石川県総合スポーツセンター、志賀町富来活性化センター及び珠洲市飯田公民館にトレーラーハウスを設置し、飼養スペースを確保した
- ・ 石川県総合スポーツセンターと志賀町富来活性化センターは、飼養管理は飼い主自身が行った
- ・ 珠洲市飯田公民館では、民間団体が昼間の一時預かりを行った



石川県総合スポーツセンターに設置したトレーラーハウス

(イ) 避難所の敷地内で共用スペース（駐輪所等）を利用

事例⑧：避難所での飼養ルールによりペットは屋外で使用することになっているため、屋外の駐輪場をペットの飼養スペースとして利用した



駐輪場のペット飼養スペースへの活用例

(ウ) 飼い主は避難所、ペットは自宅で飼養

事例⑨：避難所のルールや飼い主の判断により避難所での飼養はせず、自宅で飼養したケース

- ・ 能登半島地震では、避難所でのペットの飼養を諦めて、ペットを自宅に残し、飼い主は避難所からペットの世話に通うケースが多く確認された
- ・ ペットを自宅に置いてくる理由は様々であり、避難所のルールで受入れが不可の場合や、飼い主の判断により避難所での飼養は避ける場合等があった

(エ) 車中で飼養

事例⑩：避難所のルールや飼い主の判断により避難所での飼養はせず、車中で使用するケースが多くみられた

- ・ 飼い主は避難所でペットは車中で使用するケースと、飼い主も車中泊するケースが確認されている

③ 外部施設での飼養

事例⑪：公的支援を利用した一時預かり等

- ・ 令和6年能登半島地震動物対応本部による動物病院、シェルターでの一時預かりは多くの飼い主が利用した

事例⑫：民間施設を利用した一時預かり等

- ・ 民間のペットホテルなどでの一時預かり
- ・ 知人、親戚などによる一時預かり



シェルターでの一時預かりの例

4. 動物対応活動を支えたもの

4. 被災動物対応活動を支えたもの

4-1 リソース別

(1) 人的支援

① ペット救護・飼い主支援

(ア) 獣医療の支援

避難所や在宅避難をしているペットと飼い主のため、令和6年能登半島地震動物対策本部は（公社）石川県獣医師会の会員獣医師による巡回診療車（岩手大学所有の獣医療設備を搭載した診療車。名称：わんにゃん号）を用いた被災地での動物診療活動を行いました。

(イ) 飼い主のいる犬猫一時預かり支援

被災したペットの飼い主が生活再建に専念できるよう、令和6年能登半島地震動物対策本部は（公社）石川県獣医師会に所属する動物病院及び新設したシェルターによるペットの一時預かりを行いました。また、シェルターにおける動物の飼養管理のため、動物の飼養管理経験を持つ者をアルバイトとして雇用しました。

(ウ) ペット救護活動、飼い主への助言

石川県動物愛護推進員と石川県の協同により、被災地における動物の保護収容や被災した飼主への助言や物資に係る支援活動が行われました。動物愛護推進員の活動は、飼い主からの一時預かりのほか、被災動物の保護活動、SNS等による現地情報の発信、飼い主への助言等の人的支援のほか、物資の調達や運搬・配布等の支援が行われました。

(エ) 避難所トリミング支援

（一社）日本ペットサロン協会では、輪島市及び志賀町において、避難所のペット飼養施設利用者及び地域のペット同居避難者を対象に、ペットのケアグルーミング（シャンプー、コーミング、カット等）を行いました。



左：巡回診療車、右：巡回診療の実施状況

② 被災自治体等への支援

(ア) 令和6年能登半島地震動物対策本部への支援要員派遣

令和6年能登半島地震動物対策本部の体制確立、事務処理等の支援のため、(公社)日本獣医師会は危機管理室統括補佐を支援要員として派遣しました。

また活動期間を通じ、対策本部や一時保護シェルターからの相談に対応し、事務支援や人員・物品手配、活動に関連する助言等を遠隔で行いました。

期間	支援要員
1月10日～12日	危機管理室統括補佐 1名
1月22日～31日	事務局支援要員 1名
1月24日～1月26日	危機管理室統括補佐 1名
2月10日～2月14日	危機管理室統括補佐 1名 広域災害対策委員 1名
3月2日～3月3日	危機管理室統括補佐 1名
4月18日～4月21日	危機管理室統括補佐 1名
5月18日～5月19日	危機管理室統括補佐 1名

(イ) 石川県への支援要員派遣

石川県並びに令和6年能登半島地震動物対策本部の支援のため、環境省では公衆衛生獣医師及び災害対応の有識者の協力を得て、支援要員を派遣しました。公衆衛生職獣医師等の派遣は、計21自治体から43名(のべ221人日)から協力を得ました。

(ウ) 関係機関の連携

環境省では、ペット関連情報連絡会議を開催し、定期的な情報共有を行いました。この会議には環境省、石川県薬事衛生課、能登北部保健福祉センター、能登中部保健福祉センター、石川中央保健福祉センター、(公社)日本獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(一社)ペットフード協会、(一社)日本ペット用品工業会、(一社)全国ペット協会、(一社)日本ペットサロン協会が参加しています。

（２）支援物資等

① ペット救護・飼い主支援

（ア）必要物資の支援

避難所や仮設住宅等において被災者がペットと一緒に暮らすことができる環境を整備するため、ペット用品についてはペット災害支援協議会²の登録団体から必要な物資の提供が行われました。物資の提供は、各関係機関からの依頼のほか、登録団体が直接現地に赴き、支援物資の配付活動を行いました。

また、獣医療に係る医薬品については、（公社）日本獣医師会を通じて（公社）石川県獣医師会に提供されました。

（イ）トレーラーハウスによる飼育スペースの支援

環境省では、志賀町と珠洲市からの要請を受け、志賀町富来地域活性化と珠洲市飯田公民館に同行避難したペットを対象とし、それぞれの避難所敷地内にトレーラーハウス（各１台）を設置し、ペットの飼育スペースを確保しました。トレーラーハウスの設置では、（一財）トレーラーハウス設置検査機構より、30日間の無償貸出しの支援がありました。また、飼育環境の整備にあたり、（一社）ペットサロン協会、（一社）Do One Goodと連携してトレーラーハウス内部を改装し、飼育環境を整備しました。



トレーラーハウス（左：志賀町 右：珠洲市）

② 獣医療に係る支援

（公社）日本獣医師会の依頼により、岩手県獣医師会より岩手大学の巡回診療車が令和6年能登半島地震動物対策本部に貸与されました。

また、（公社）日本獣医師会を通して（公社）日本動物用医薬品協会と（一社）全国動物薬

² ペット災害支援協議会とは、ボランティア活動として、被災地動物救護本部からのご依頼に基づき、必要な物資を支援するため組織した団体。現在の登録団体は（一社）ペットフード協会、（一社）日本ペット用品工業会、（一社）日本ペットサロン協会、（一社）全国ペットフード・用品卸商協会である。

品器材協会が、被災ペットの診療にかかる医薬品を（公社）石川県獣医師会に提供しました。

被災された飼い主への経済支援として、診療券（1万円×700冊）を作成し、動物病院を通じて配布しました。

③ 令和6年能登半島地震動物対策本部 被災犬猫保護情報掲載サイト

行政だけでなく、県内外の動物愛護ボランティアが、被災地において迷子のペットの保護活動を行い、保護した犬や猫の情報をそれぞれのインターネットサイトに掲載していることから、飼い主が自らのペットを探しやすいよう、行政やボランティアが保護した犬や猫の情報を一元的に掲載するWEBサイトが必要という要望があり、共立製菓株式会社の協力により、氏名、連絡先等を登録すれば誰でも保護犬猫の情報を掲載できる「令和6年能登半島地震動物対策本部 被災犬猫保護情報掲載サイト」を立ち上げ、令和6年2月9日から公開、運用しました。

(3) 資金（寄付金など）

① 現地対策本部による資金確保・寄付金の募集

令和6年能登半島地震動物対策本部では、「令和6年能登半島地震動物対救済支援金」の募集をホームページにて告知し、支援金を確保しました。

② 獣医療費の支援

被災ペット診療支援のため、令和6年能登半島地震により被災し避難生活を送っているペットの飼主を対象に、診療券(10,000円分)を700冊提供しました（被災飼主に対し、一家族2頭まで）。また、診療にあたり10,000円を超えた部分については、令和6年能登半島地震動物対策本部が支給しました。

4-2 実施主体別

(1) 現地動物対策本部における支援

① 現地動物対策本部の被災動物対応

令和6年能登半島地震動物対策本部では、(公社)石川県獣医師会が、避難所、車中泊、在宅避難の各被災者に対し、避難所等の巡回診療を実施したほか、飼い主からの依頼による犬猫等の一時預かりを実施しました。また、仮設住宅等への入居時のトラブル回避や被災地で猫が増えることに対策する目的で猫の避妊去勢手術等の支援を行いました。

活動名	内容
避難所等の巡回診療	巡回診療車を用いた被災地での動物診療活動
飼い主からの依頼による犬猫等の一時預かり	動物病院、シェルターでの無償一時預かり
猫の避妊去勢手術	飼い主有・無の猫の避妊去勢手術（無償）
マイクロチップの挿入	所有者明示のため。マイクロチップの挿入費補助

(ア) 避難所等の巡回診療

令和6年能登半島地震動物対策本部では、(公社)石川県獣医師会が、要請のあった珠洲市、輪島市、志賀町、能登町の4市町で計13回の巡回診療車を用いた無料巡回診療を実施しました(表4-2-1)。診療では眼科疾患、皮膚疾患、下痢、行動異常等の症状が多かったことが報告されています。

表 4-2-1 巡回診療車を用いた被災地での動物診療活動

月日	市町	施設	時間
2月4日(日)	珠洲	市民図書館	11:00~14:00
2月8日(木)	能登	能登町役場	11:00~14:00
2月11日(日)	志賀	役場富来支所	11:00~14:00
2月18日(日)	輪島	ふれあい健康センター	10:00~12:00
		輪島中学校	13:00~15:00
2月25日(日)	珠洲	市民図書館	11:00~15:00
	珠洲	三崎中学校	12:00~14:00
	珠洲	宝立小中学校	12:00~14:00
3月3日(日)	能登	松波中学校	10:00~12:00
		能登町役場	13:00~15:00
3月7日(木)	輪島	門前道の駅赤神	11:00~14:00
3月10日(日)	珠洲	市民図書館	11:00~15:00
		三崎中学校	11:30~14:00
		宝立小中学校	11:30~14:00
3月14日(木)	能登	能登町役場	11:00~14:00
3月17日(日)	輪島	ふれあい健康センター	10:00~12:00
		輪島中学校	13:00~15:00
	珠洲	飯田公民館	11:00~12:00
		珠洲市民図書館	12:30~14:00
3月24日(日)	能登	松波中学校	10:00~12:00
		能登町役場	13:00~15:00
3月28日(木)	輪島	門前武道館	11:00~14:00
3月31日(日)	珠洲	珠洲市民図書館	11:00~15:00
		三崎中学校	11:30~14:00
		宝立小中学校	11:30~14:00

(イ) 飼い主からの依頼による犬猫等の一時預かり

令和6年能登半島地震動物対策本部では、(公社)石川県獣医師会が中心となり、(公社)石川県獣医師会所属の動物病院及び新設したシェルター「ワンにゃんハウス」での一時預かりを行いました。

預かり数は犬 160 頭、猫 209 頭、返還頭数は犬は全頭、猫 1 頭を除き全て返還しました。一時預かりに係る費用は令和6年能登半島地震動物対策本部が負担し、飼い主の負担はありませんでした。

	動物病院		シェルター	
	一時預かり頭数	返還頭数	一時預かり頭数	返還頭数
犬	270 頭	270 頭	41 頭	41 頭
猫	539 頭	539 頭	68 頭	67 頭
その他	7 頭	7 頭	18 頭	18 頭

注：発災から令和6年9月末日現在

② ボランティア派遣等の人的支援

令和6年能登半島地震動物対策本部では、ボランティアの派遣などは行っていないですが、新設したシェルター「ワンにゃんハウス」での動物の飼養管理のため、飼養管理の経験者を有償でのアルバイトとして雇用しました。

③ 支援物資の調達・提供

令和6年能登半島地震動物対策本部では、主に（公社）日本獣医師会及びペット災害支援協議会を通して支援物資の調達を行い、県施設の車庫の一部を物資の保管場所として活用して、主に被災地域の市町の物流拠点や避難所に対して支援を行いました。支援物資の搬送は民間業者に依頼する他、石川県動物愛護推進員の協力を得て行われました。

物資の管理や搬送に苦慮し、物資の保管管理や搬送体制について事前に検討しておく必要があることを課題として挙げています。

④ 寄付金の募集・配分

令和6年能登半島地震動物対策本部では、ペットや飼い主への支援を行った際に必要な資金は、（公社）石川県獣医師会ホームページでの「令和6年能登半島地震動物対救済支援金」の募集により確保しました。このほか自治体予算、（公社）石川県獣医師会の予算の充当、（公社）日本獣医師会、（公社）日本愛玩動物協会からの支援を得ました。

募集により集まった支援金は、被災動物の救護活動及び飼い主の飼育支援活動に活用されています。支援金の収支状況については、今後ホームページ等で公表される予定です。

(2) 石川県独自の支援

① 石川県独自の被災動物対応

(ア) 石川県庁及び保健所の被災状況の概要

石川県庁舎がある金沢市では震度6強を観測しましたが、県庁舎には大きな被害はありませんでした。発災後県庁内には一時多くの住民が避難し、ロビーや廊下などで過ごす状況がありました。この時の避難者の中にペット同行の避難者が含まれていたかどうかは不明です。他方、主な被災地の動物愛護管理行政を担う2つの出先機関では下記の被害があったことが確認されています。

【能登北部保健福祉センター】

ガラス破損、受水槽から水漏れ、断水・停電、駐車場隆起、ひび割れ

【能登中部保健福祉センター】

窓ガラス1枚破損、断水、側溝のグレーチング損傷、冷暖房燃料地下タンク付近隆起沈下(暖房運転不可)、検査器械倒壊等損傷

(イ) 石川県が独自に行ったペットや飼い主に対する支援の概要

石川県では、ペットや飼い主に対する支援活動として下記の支援を行っていました。

活動名	内容	自己評価
相談窓口の開設	ペットに係る相談の受付	被災地のニーズを把握するため、より早く開設するのが望ましい
避難所等の巡回	巡回による相談の受付	被災地のニーズを把握するため、より早く巡回を開始するのが望ましい
1.5次避難所における飼育場所の確保	トレーラーハウスの設置による飼育スペースの確保	被災者に安心して広域避難を選択していただく一助となった
仮設住宅におけるペットの受入の推進	仮設住宅におけるペットの受入について市町に依頼	仮設住宅を建設する全市町においてペットの受入が可能となった
飼い主からの犬猫の引取	動物愛護管理法に基づく引取	必要な引取を行うことができた
飼い主への犬猫の返還	公示期間の延長(2日→14日) 返還手数料の減免措置 ・一頭の動物一日につき400円 ・一件につき4,000円 保護情報サイトの運用	保護情報サイトの運用によりボランティアの保護情報の一元化を図ったが、掲載に協力いただけるボランティアが多くなかった

(ウ) 石川県が独自に行った避難所、仮設住宅、車中泊、在宅避難に対する支援

石川県では、避難所・仮設住宅、車中泊、在宅避難の各被災者に対する支援活動として下記の項目の支援を行っていました。

【避難所・仮設住宅等での支援内容】

- ・ 避難所管理者に、ペットの飼育スペースの確保について助言
- ・ 避難所の巡回結果を踏まえて、物資支援を実施
- ・ 仮設住宅入居者説明会において、飼育ルールについて説明
- ・ 逸走した飼い猫が捕獲できない場合に捕獲器を貸出
- ・ ボランティアが保護したペットについて飼い主への返還につながるよう、保護したボランティアにマイクロチップリーダーを貸出
- ・ その他、電話での各種相談対応

【車中泊への支援内容】

- ・ 避難所の巡回等により車中泊の飼い主を把握し、避難所等での飼育に向けたケージの貸出の提案や、しつけについて助言を実施
- ・ 車中泊によるペットの熱中症に係る注意喚起の文書を市町に発出

【在宅避難者への支援内容】

- ・ 市町の物資保管庫や避難所にペット用物資を配布

② ボランティア派遣等の人的支援

石川県では、ペットや飼い主に対する支援に関するボランティアとして石川県動物愛護推進員との協働がありました。その他、新たなボランティアの募集は行われませんでした。

石川動物愛護推進員を介してペットや飼い主への支援に関する情報の被災者への周知を図るとともに、ボランティアが被災地で活動しやすい環境をつくるため、被災地域での石川県動物愛護推進員の活動について被災者への周知を図りました。

③ 支援物資の調達・提供

石川県では、主に環境省や（公社）日本獣医師会、ペット災害支援協議会を通して支援物資の調達を行い、県の施設を一時保管場所として活用して被災地域の市町の物流拠点や避難所に対して支援を行いました。支援物資の搬送は民間業者への依頼や石川県動物愛護推進員の協力を得て行われました。

物資等の支援において石川県では、物資の保管や搬送、受け入れ先の調整に苦慮し、被災者に柔軟に支援をすることが困難であったことを課題として挙げています。

④ 寄付金の募集・配分

石川県では、県が行うペットや飼い主に対する支援に関する資金の全てを県の予算を確保して行っており、新たに寄付金の募集は行われませんでした。一方、飼い主に対しては、保護収容した被災ペットの返還手数料の減免措置が行われました。

コラム① 県独自の支援における課題等について ～石川県からのコメント～

＜工夫した点＞

- ・県公式 SNS を活用した県民への情報提供
- ・ボランティアを活用した県民への情報提供

＜苦労した点＞

- ・避難所巡回について、人員の不足により十分な巡回が困難であり、環境省及び他自治体に多大な応援をいただいた
- ・車を持たない等の理由で支援がある場所に辿り着くことが困難な被災者がおり、支援が困難であった
- ・インターネットを利用できない被災者への周知

＜課題＞

- ・巡回、紙媒体による周知を行う人員の確保
(他自治体の応援職員の受け入れ態勢の整備、ボランティアとの連携)
- ・被災者が支援のある場所へ移動するための手段の確保

＜ペットの飼育に関する住民間のトラブル、避難生活におけるペットや飼い主のストレス等を軽減するために必要な措置＞

- ・平常時からの飼い主への適正飼養に関する普及啓発の強化
- ・町会等に対する、動物愛護管理やペット防災に関する普及啓発
- ・飼い主を対象とした、飼育に係る相談会の開催
- ・ペットの飼い主同士が交流を図ることができる機会の提供

コラム② 県組織内や管轄市町との連携、連絡調整における課題等について ～石川県からのコメント～

＜効果的だった点＞

- ・メールや電話では連絡が困難な場合が多く、直接訪問して協議を実施

＜苦労した点＞

- ・市町担当者は、動物愛護管理以外の業務も担っており多忙であったため、連絡調整が困難な場合が多かった

＜課題＞

- ・各市町の動物愛護管理部局のみならず人的支援に関わる全ての関係部署が、被災ペット対応が人への支援につながることを平常時から認識しておくこと

(3) 環境省等における支援

① 自治体職員派遣等の人的支援

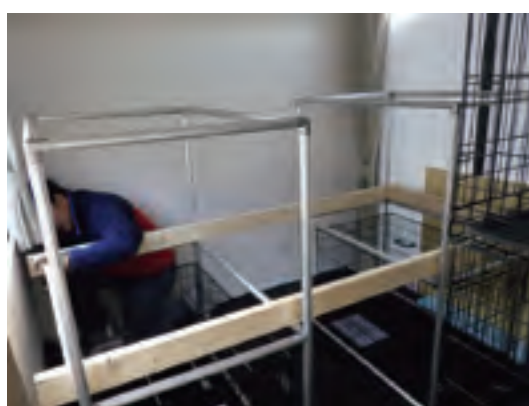
環境省では、石川県並びに令和6年能登半島地震動物対策本部の体制整備支援のため、以下の人的支援を行いました。

- ・ 環境省職員を石川県庁と能登中部保健福祉センター等に各1名程度を計33名（のべ224人日）派遣しました。
- ・ 他自治体の協力を得て、石川県庁や能登中部保健福祉センター等に公衆衛生獣医師や災害対応の有識者等の自治体職員を計21自治体から43名（のべ221人日）派遣しました。
- ・ 派遣職員は、石川県（行政）、（公社）日本獣医師会、ペット災害支援協議会等と連携した支援体制の確保や避難所の状況確認、放浪犬の捕獲調査等の業務を行いました。

② 支援物資の調達・提供

環境省では、避難所や仮設住宅等において被災者がペットと一緒に暮らすことができる環境を整備するため、必要な資材として猫用の2段ケージ50基を、能登中部保健福祉センターを通じて提供したほか、フード等の支援について、石川県、（公社）日本獣医師会、ペット災害支援協議会等と連携し、市町の物流拠点・避難所等にプッシュ型・プル型で運搬して支援しました。

また、志賀町と珠洲市からの要請を受け、志賀町富来地域活性化センター及び珠洲市飯田公民館に同行避難したペットを対象とし、それぞれの避難所敷地内にトレーラーハウス（各1台）を設置し、ペットの飼育スペースを確保しました。トレーラーハウスの設置では、（一財）トレーラーハウス設置検査機構より、30日間の無償貸出しの支援がありました。また、飼養環境の整備にあたり、（一社）ペットサロン協会、（一社）Do One Goodと連携してトレーラーハウス内部を改装し、飼養環境を整えました。



トレーラーハウスの内装改装作業

トレーラーハウスに係る支援内容内訳	単価
トレーラーハウス	200,000 円/月/台
内装（断熱材、養生シート、電気部品等）	12,185 円/台
ペットケージ用資材	70,400 円/台

③ 所有権放棄された動物の広域譲渡

石川県において、飼い主からの猫の引取り依頼が相次ぎ、動物収容施設のキャパシティが逼迫したため、猫の広域譲渡を行う必要がありました。環境省では動物収容施設のキャパシティ確保のため、民間の企業や愛護団体等の協力のもと、所有権放棄された猫 29 頭を都内へ運搬、必要に応じて治療等を行った後、譲渡を行いました。譲渡は株式会社カイNZ、一般社団法人東京都人と動物のきずな福祉協会、NPO 法人ねりまねこなどの協力を得て行われ、譲渡会などを経て新しい飼い主に譲渡されました。



猫の広域譲渡作業

（４）自治体と民間団体との連携による支援

① 珠洲市飯田公民館における避難所での飼養環境の確保

（ア）トレーラーハウスの運営

珠洲市内で民間団体の運営するペット同伴避難所において、珠洲市からの要請を受け、トレーラーハウスを利用して犬猫の飼養スペースを確保しました。トレーラーハウスの設置は環境省が行い、施設の運営管理は民間団体が担当し、自治体と民間団体との連携による支援活動「わんにゃんデイケアハウス珠洲」として運営されました。利用者の対象は飯田公民館の利用者だけではなく、近隣の在宅避難者等も対象とし、仕事や家の片付けなど行う際の日中の一時預かりを行いました。トレーラーハウスは令和6年2月10日に移送し、2月12日から一時預かりを開始。7月26日に終了しました。

年月日	わんにゃんデイケアハウス珠洲の対応状況	備考
令和6年 1月8日	避難所への物資支援を行いながら、緊急性の高い飼主さんと犬を対象に、ピースワンコで半年ほどを目処に預かる支援を開始	
1月28日	飯田公民館をペット同伴専門の避難所として開設	珠洲市との連携
2月12日	飯田公民館の駐車場にトレーラーハウス、コンテナハウスをそれぞれ設置し、犬猫の日中預かりを行う「わんにゃんデイケアハウス珠洲」を開設	環境省によるトレーラーハウスの提供
4月20日	トリミングカーを依頼し支援を実施。以後、1、2カ月に一度のペースで実施。	
7月31日	「わんにゃんデイケアハウス珠洲」の撤退により、ペット支援終了	



トレーラーハウス（珠洲市飯田公民館）

(イ) 飼養スペースでの受入れ状況

わんにゃんデイケアハウス珠洲では、のべ41世帯から犬35頭、猫13頭の預かりを受けたことがわかっています。受け入れにおいては、所有権のトラブルを避けるため、半年以上連絡が取れなかった場合、新たな飼い主に譲渡することの承諾を得たうえで受け入れています。また、日中預かりの犬がケージに入れるようにスタッフが指導し、自宅で練習できるようにケージの貸し出しを行いました。

件数・頭数			コメント等
犬	発災時に預かっていた頭数	35頭	日中預かり
	うち死亡した頭数	0頭	
	うち負傷した頭数	0頭	
猫	発災時に預かっていた頭数	13頭	日中預かり
	うち死亡した頭数	0頭	
	うち負傷した頭数	0頭	

(ウ) 飼養スペースでのトラブル等への対応

預かった犬にノミ、ダニがついていることがあり、他の預かり犬にうつる恐れがあったため、駆虫薬を当該犬に投薬したほか、念のため他の預かり犬にも投薬して対処しました。

(エ) 飼養スペースの支援活動での工夫した点、苦労した点、課題

わんにゃんデイケアハウス珠洲での活動においては、以下のような工夫や課題がみられました。

飼養スペースの支援活動での工夫した点、苦労した点、課題	
工夫した点	預かり空間に慣れないペットもいたが、複数日に分けて何度もケージに入るためのトレーニングを行い、犬を慣らしていった。
苦労した点	預かりの際にケージに入れない犬が多く、トレーニングから始める必要があった。
課題となった点	日中預かりを行う場合、預ける方のライフスタイルがそれぞれ異なるために、全てをカバーすることは難しかった。

(オ) 飼養スペースの支援活動効果的だった点

わんにゃんデイケアハウス珠洲で日中預かりを行ったことで、被災した自宅の整理や避難生活のため仕事や学校の間、ペットをどうすればよいかわからない方の助けになったこと。また、それを通じて、多くのペット情報が入手できたこと。

（５）ペット関連企業等に係る支援

ペット関連企業等では、発災直後から関係機関と連携して被災地の被害状況等の情報収集・共有を行っていた他、人材の派遣等により被災動物対応活動支援を積極的に行っていたことがわかっています。各団体の活動状況は以下のとおりです。

① （公社）日本獣医師会の支援活動

（ア）人的支援

（公社）日本獣医師会では、１月３日に「日本獣医師会令和６年能登半島地震緊急対策本部」を設置し、情報収集、現地調整等を行いました。また、令和６年能登半島地震動物対策本部に危機管理室統括補佐等を派遣し、体制確立、事務処理等の支援を行いました。

また活動期間を通じ、対策本部や一時保護シェルターからの相談に対応し、事務支援や人員・物品手配、活動に関連する助言等を遠隔で行いました。

（イ）支援物資の調達・提供

（公社）日本獣医師会を通して（公社）日本動物用医薬品協会と（一社）全国動物薬品器材協会から提供された被災ペットの診療にかかる医薬品を、（公社）石川県獣医師会に提供しました。提供された医薬品は、巡回診療やシェルター等における獣医療に使用されました。

ペット災害支援協議会に資材及びフードの支援を依頼し、令和６年能登半島地震動物対策本部への提供を行いました。

（ウ）資金的支援

被災ペット診療支援のため、令和６年能登半島地震により被災し避難生活を送っているペット飼主を対象に、診療券（10,000円分）を700冊提供（被災飼主に対し、一家族２頭まで）しました。

② ペット災害支援協議会の支援活動

（ア）人的支援

ペット災害支援協議会の登録団体である（一社）日本ペットサロン協会では、輪島市及び志賀町において、避難所のペット飼養施設利用者及び地域のペット同居避難者を対象に、ペットのケアグルーミング（シャンプー、コーミング、カット等）を行いました。

また、志賀町の避難所や珠洲市飯田公民館に設置したトレーラーハウスの設置にあたり、現地に赴き、内装整備作業等を行ったほか、輪島市、志賀町、能登町、穴水町において、計7回に亘り、巡回カーによる災害支援協議会提供物資の配付活動を行いました。

（イ）支援物資の調達・提供

ペット災害支援協議会では、環境省や（公社）日本獣医師会等の関係団体からの支援要求を受け、登録団体が必要物資の支援を行いました。

➤ ペット用品工業会

支援は2回に亘り、ペット災害支援協議会を通じて現地の令和6年能登半島地震動物対策本部に対し、ケージや衛生用品等、計85品目のペット用品を送りました。

また別途、日本ペットサロン協会等による巡回カーによる支援物資配付活動に対し、38品目のペット用品を支援しました。

➤ ペットフード協会

支援はペット災害支援協議会を通じて現地の令和6年能登半島地震動物対策本部に対し、ペットフードを6トン送りました。

コラム③ 今回の震災対応において、課題と感じた事象などについて～ペット災害協議会～

【工夫した点】

- ・ 必要品の素早い発送手配（ペット用品工業会）
- ・ 行政の手が薄い地域への支援や地域で活動している保護団体や支援団体からの情報収集（ペットサロン協会）

【苦労した点】

- ・ 仕方がないが、ペット用品を送るにあたっての受け入れ態勢や集積地などについて決定が遅かった。（ペット用品工業会）
- ・ 自治体からの情報の収集（ペットサロン協会）

【課題】

- ・ 飼い主の災害対策への準備に関する関心や知識が不足しているのではないのでしょうか（ペット用品工業会）
- ・ NPO 法人や個人の支援団体等からの要望が直接寄せられ 混乱したので支援依頼のルートをどこが取りまとめるのか今後の課題（全国ペットフード・用品卸商協会）
- ・ 現場の情報がもっと届くと、支援企業としても支援しやすい（全国ペットフード・用品卸商協会）

【今後の備え】

- ・ 飼い主に対する災害対策への準備について、ペット産業を挙げての一層のPRが必要だと考えます（ペット用品工業会）
- ・ 地域防災活動を進めている団体や、地域の地理に詳しい動物保護団体との関係性作り（ペットサロン協会）
- ・ 社会福祉協議会との関係性作り等（ペットサロン協会）
- ・ 今回の地震以降多くの自治体よりペット災害支援協議会に問い合わせがあり、今回の事例を紹介しましたが 今後はペット災害支援協議会より定期的に情報を送って各自治体のペット災害時の対応に関して認識を上げていくことが必要（全国ペットフード・用品卸商協会）

（６）民間団体等による支援

被災地では、発災後様々な民間団体が支援活動を行っていたことがわかっています。本項では、震災初期から珠洲市と連携して支援活動を行っていた２つの民間団体の活動状況と、石川県動物愛護推進員及びそれぞれが所属する団体での支援活動についてとりまとめました。

① 日本レスキュー協会の被災動物対応活動

（ア）被災動物対応状況の概要

日本レスキュー協会では、１月１日（月）の震度の報道を受け職員を緊急招集し、災害救助犬のチームの出動とほぼ同時刻、動物福祉事業の職員による被災ペット支援チームも石川県に向けて出動しました。１月２日（火）には石川県薬事衛生課と（公社）石川県獣医師会を訪問し、ペット世帯の避難に関する情報に関して現地で調査を行う旨と必要に応じてペット連れ避難者のサポートを行う旨を報告し被災地域での支援活動を開始しました。羽咋市、中能登町、七尾市においては、行政機関から避難所情報の提供を受け、開設中の避難所を１件ずつ訪問し、ペット世帯の避難状況調査及び物資提供を実施しました。避難所内でのペット飼養ルールが定められていない避難所では、同協会が作成したルールを行政に提供するなどしました。また、珠洲市では、市内の避難所情報の統括担当者の依頼を受けてペット連れの被災者情報把握のための避難所の調査を行ったほか、輪島市においてペット飼養世帯の避難の状況の聞き取り調査などを行いました。

このほか、同協会では輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、羽咋市、中能登町、七尾市において被災地域のペットや飼い主への支援として主に下記の活動を行いました。

	いつ	どこに対して	どのような支援を行ったか
人的支援	１月発災直後から	避難所・在宅・車中泊・仮設住宅・ペット支援拠点にいるペット飼養世帯	・ ペットに関する困りごと調査及び対応 ・ しつけ対応
物質等の支援	１月発災直後から	避難所・在宅・車中泊・仮設住宅・ペット支援拠点にいるペット飼養世帯	・ ペット用品の提供（フード、おやつ、トイレ用品、ケージ類など）
資金面の支援	※日本レスキュー協会では資金面での支援は行っていません		



〔写真提供：日本レスキュー協会〕

（イ）団体が預かっていたペットの被災状況及び救護活動

日本レスキュー協会では、発災時に現地で預かり等を行っていたペットはいませんでした。また、同団体は石川県内に事務所等がなく、被災した職員はいませんでした。

(ウ) ペットの一時預かりの受入れ状況

日本レスキュー協会では、被災地域でのペットの一時預かりを行っていませんでした。

(エ) 動物救護活動への支援

日本レスキュー協会では発災当初から被災地域に入り、被災地域の避難所、在宅、車中泊、仮設住宅においてペットや飼い主に対して下記の支援を行いました。

➤ 能登半島地震において初めて行った支援活動

- ・ ペット同伴専用避難所及び、避難所のペット同伴部屋の開設サポート
- ・ ペット支援拠点での支援活動（物資配布・サロン）
- ・ ペット飼養世帯対象の復興イベント開催
- ・ 仮設住宅を巡回しての支援（困りごと調査対応・物資支援）
- ・ 熱中症注意喚起

➤ 車中泊のペットや飼い主への支援

- ・ ペット用品の物資支援
- ・ ペット同伴できる避難所を案内
- ・ 二次避難や獣医師会の預かり支援の情報提供

➤ 在宅避難（在宅避難）をしているペット飼養者に対する支援

- ・ ペット用品の物資支援
- ・ 犬のしつけ対応
- ・ 困りごと調査及び対応

➤ 自治体との連携による支援

日本レスキュー協会では、石川県との災害救助犬の出動に関する災害時協定はありましたが、ペットや飼い主への支援に関する事前の取り決めはありませんでした。しかし、被災地域での活動を行うにあたって、自治体や関係機関と連携して下記の活動を行っていました。

- ・ 珠洲市災害対策本部の避難所統括の福井県（対口支援）と連携し飯田公民館でのペット世帯専用避難所の開設サポートを実施。避難所の開設準備および、開設に必要な物品リストの作成、ペット飼養ルールの提供、開設情報の飼い主への周知、ペット用物資の提供などを行った。また、開設後一定期間は運営サポートや物資配布の対応を継続した。
- ・ 石川県と連絡を密にし、当団体の活動状況や現地状況の報告を行うとともに、県・保健所として仮設住宅のペット受入れや、その後の飼養状況確認に関する動きなどの共有を受けていた。個別訪問の対応については、当団体でも独自で実施する考えで、輪島市、珠洲市、穴水町の各行政機関（能登町は団体間共有）と交渉の上で、仮設団地内のペット世帯の情報（部屋番号と場所のみ。氏名等は共有無し）の提供を受け、戸別訪問を継続中。訪問の中でルールが守られていない、トラブルに発展しかねない、などと判断した事例については、能登北部保健福祉センターに共有し、行政からの指

導や助言などを依頼した。また反対に、保健福祉センターから、仮設住宅での吠える犬の継続的なしつけサポートなどの要請を受け実施した。

- ・ 珠洲市協力のもと、市が管理する珠洲市見附公園ドッグラン管理棟をペット支援拠点として運用中。
- ・ その他の機関として、(公社) 石川県獣医師会や各市町の社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）とも連携をとっている。

【(公社) 石川県獣医師会】

発災直後から連携。奥能登地域の動物病院が被災により機能停止していたため、現地のペットの薬の処方などに関する相談をつなぐ役割などを担った。また、動物対策本部が実施する一時預かりや巡回診療などの各地域へのポスター掲示など、周知のサポートを行った。

【(福) 社会福祉協議会】

民間団体としての災害 VC との連携。活動状況や専門外のニーズなどの情報共有。

また、日本レスキュー協会では被災地域の避難所や仮設住宅におけるペットや飼い主への支援を通して、ペットの飼育に関する住民間のトラブル、避難生活におけるペットや飼い主のストレス等を軽減する措置として下記の必要性を挙げています。

【ペット飼養に関するトラブル】

- ・ ペット飼養ルールの策定と周知および、詳細説明もしくは事前説明
- ・ 飼養状況の継続的な確認とフォローや相談窓口の設置

【避難生活において必要な措置】

- ・ 獣医師、看護師、トレーナーなど専門職の巡回による飼い主の適正飼養のサポート

(オ)「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

日本レスキュー協会では、環境省の発行したガイドラインの内容を事前に把握しており、ガイドラインに基づいた対策や体制整備、被災地でのペットや飼い主への支援を行っていました。他方で、過去の災害対応記録等を参考にしたペットや飼い主への支援は行っていませんでした。

コラム④ 自治体との連携における課題等について ～民間団体からのコメント～

＜工夫した点＞

- ・民間団体の活動は地元行政機関の手の届かない部分のサポートであるということを前提として、支援活動の説明を行うようにした

＜苦勞した点＞

- ・どの災害でも同じではあるが、同一市町の中でも、複数の部署に対して話をしに行く必要があるため、各部署の担当者に団体説明や活動内容を一から説明する必要があること
- ・民間からの情報提供は求められるが、行政側からの情報取得にはある程度の信頼関係が必要となるため、スムーズに取得できないことがあったこと

＜課題＞

- ・市町行政のペットを担当する部署（水道建設課や環境建設課など）が仮設住宅の対応を担当していたため、業務が多忙を極めていた。そのためペットに関する対応などは実施されていなかった（狂犬病の予防接種に関する業務など）
- ・県域でペットの災害対策を担う機関（動物対策本部、石川県薬事衛生課）の機能が金沢にあり、随時情報提供は行っていたものの、現場の状況の共有が困難だった

＜行政に求めること＞

- ・【平常時からの連携体制構築】県、保健福祉センター、県獣医師会、市町行政機関の担当課（危機管理部局／衛生部局）、動物愛護推進員、民間団体などが連携してそれぞれの役割分担をしておく

コラム⑤ 動物救護活動全体について ～民間団体からのコメント①～

＜工夫した点＞

- 出来るだけ広くペット飼養者の情報を入手できるよう、行政・社協・他団体などと情報共有をした

＜効果的だった点＞

- ペット世帯専用避難所の開設を初期段階からサポートできたことや、ペット同伴部屋のある避難所の開設サポートを実施できた
- ペット支援拠点を設置。初期段階は物資の配布、現在はサロン活動を行っており、被災地のペット飼養者ネットワーク構築のきっかけを作れた
- 発災当初のペット用物資が潤沢でない時期に、各地を回り物資支援できた
- 仮設住宅へペットを連れてくる際のアドバイス等を実施できた
- 仮設住宅における飼い方サポート（犬のしつけ・猫の屋内飼育の方法・環境設定・ケージ飼養の説明など）を実施できた
- 石川県獣医師会や能登北部保健福祉センターと連携し、現地の情報を共有しながら、自分たちでは対応しきれない部分についても他機関につなぐことができた

コラム⑥ 動物救護活動全体について ～民間団体からのコメント②～

<苦労した点>

- ・発災直後、市役所も避難所にいるペット情報を管理できていなかったため、避難所すべてを回り、情報を集めるのに期間がかかった
- ・ペット連れの避難を受け入れなければ、車中泊による健康被害や倒壊危険家屋の滞在による二次被災、ひいては災害関連死につながる（＝人の問題である）、ということを経営機関に伝え、ペット避難の受入れスペースの確保について理解を得る過程
- ・避難所にいる方は物資をもらえるが、在宅の方は物資をもらえないなどの問題があったため、在宅避難の方が取りに来られるような物資拠点の設置をすすめた
- ・しつけやマナーができておらず「吠える」「排泄のコントロールができない」「ケージに入れない」などの理由で、「避難所や仮設住宅に連れて行かない」という選択をする飼い主への対応
- ・仮設住宅のペット飼養者へのサポート支援のための入居情報の獲得に時間を要した
- ・物資配布の際、大量に持っていく人がおり、どこまで必要か判断しにくい
- ・猫の頭数、世帯が多く、確保していた支援物資のうち、慢性的に猫フードが枯渇していた（外猫や野良猫にやるために物資を持ち帰っていた人も一定数いたと予測する）
- ・もともと野良猫への餌やりが多い地域で、「不妊していないため猫が増え続けている」「エサやりする人がいなくなって猫が飢えている」「外にいる猫なので仮設へ連れて来られない」などの相談が非常に多かった。餌やりのための猫フード提供は、当団体の活動指針である「飼い主の適正飼養サポート」からは逸脱するため個別での提供は控えたが、餌やりの危険性や不妊手術の必要性など、本来の活動とは異なる説明対応などが生じ手を取られることになった
- ・猫の多頭飼育（崩壊）に関する相談を受けることが複数回あり、対応に手を取られた。震災前から発生していた地元の課題であり災害対応からは逸脱すること、また、専門とする活動でないため、保健所や他団体に情報提供を行い、地元の課題として解決につながるよう調整した。

<今後必要と考える点>

- ・自治体によるペット連れ避難の受け入れ態勢の構築
- ・飼い主に対するペットの適正飼養や避難の啓発（ペットの習性に合わせた飼い方、避難の際に必要な備えなど）
- ・仮設住宅でのペット受入れに関する取り決めを平常時に整えておく（入居後の飼養状況の確認ができるような入居者情報の共有のシステム、民間の機関や動物愛護推進員などの連携体制など）
- ・行政主体で適正飼養の啓発を進め、地域の野良猫や多頭飼育の課題を平常時に安定させる（餌やりへの指導、地域猫の取り組み、多頭飼育者への啓発など）。「地元の問題」と「被災ペット支援」が一般には線引きされずに扱われがちだが、「適正飼養の啓発・水準を保つ」ことを平時の取り組みとして行い、災害対応時には「適正飼養のサポート」に焦点を当てられるようにできればよい

コラム⑦ 動物救護活動全体について ～民間団体からのコメント③～

<能登半島地震を踏まえた課題>

- ・職員の宿泊場所が見つかるまでの期間（約 1 か月）、物資保管場所や職員の休息場所がなかった

② ピースウィンズ・ジャパンの被災動物対応活動

(ア) 被災動物対応状況の概要

ピースウィンズ・ジャパンでは、1月1日（月）に珠洲市の全避難所を回りながら、ペットの同伴避難の現状調査を行いました。また、避難所への物資支援を行いながら、緊急性の高い飼い主と犬を対象に、半年ほどを目処に預かる支援を開始したことがわかっています。また、飯田公民館において、自治体と連携した飼養スペース「わんにゃんデイケアハウス珠洲」の運営を行いました。

	いつ	どこに対して	どのような支援を行ったか
人的支援	1月1日～7月31日	「わんにゃんデイケアハウス珠洲」利用者に対して、また珠洲市のペットを飼われている方全員に対して。	トリミング支援を行う際、車の運転ができない高齢者の方に対して、送迎を行った。ペットと同伴で避難できる避難所を開設した。
物質等の支援	1月1日～7月31日	1、2月は全避難所を回って物資支援を行い、飯田公民館を避難所として開設した後は、飯田公民館にて物資支援を毎日行った。	避難所や半壊家屋でペットの管理を行えるようにケージを提供した。ペットフード、トイレシートなど物資支援を行った。

年月日	対応状況	備考
令和6年 1月1日	全避難所を回りながらペット同伴避難の現状調査	
令和6年 1月8日	避難所への物資支援を行いながら、緊急性の高い飼い主さんと犬を対象に、半年ほどを目処に預かる支援を開始	
令和6年 1月28日	飯田公民館をペット同伴専門の避難所として開設	
令和6年 2月12日	飯田公民館の駐車場にトレーラーハウス、コンテナハウスをそれぞれ設置し、犬猫の日中預かりを行う「わんにゃんデイケアハウス珠洲」を開設	環境省によるトレーラーハウスの手配
令和6年 4月20日	トリミングカーを依頼し支援を実施。以後、1、2カ月に一度のペースで実施。	

令和 6 年 7 月 31 日	「わんにゃんデイケアハウス珠洲」の撤退により、 ペット支援終了	
--------------------	------------------------------------	--

(イ) ペットの一時預かりの受入れ状況

わんにゃんデイケアハウス珠洲では、のべ 41 世帯から犬 35 頭、猫 13 頭の預かりを受けたことがわかっています。

(ウ) 動物救護活動への支援

ピースウィンズ・ジャパンでは発災当初から、被災地域の避難所、在宅、車中泊、仮設住宅においてペットや飼い主に対して下記の支援を行いました。

➤ 車中泊のペットや飼い主への支援

- ・ 車中泊の方が入居できるように、ペット同伴専門の避難所を開設した。
- ・ 半壊家屋でも猫の管理ができるようにケージを提供した。

➤ 在宅避難（自宅避難）をしているペット飼養者に対する支援

- ・ 日中、仕事や学校で管理できる人がいない世帯に対して、日中預かりを実施した。

➤ 自治体との連携による支援

- ・ 飯田公民館において、自治体と連携した飼養スペース「わんにゃんデイケアハウス珠洲」の運営を行いました。

また、ピースウィンズ・ジャパンでは被災地域の避難所や仮設住宅におけるペットや飼い主への支援を通して、下記の苦労した点や必要性を挙げています。

【苦労した点】

- ・ 日中仕事などで外に出られている方と合うことが出来ず、特に自宅の駐車場で車中泊されている方の把握が出来なかった。自宅の駐車場で車中泊されている方は、自宅は半壊、全壊だがペットがいるので避難所に入れたい、入らない選択をされた方で、もっとも支援が必要とされている方と思われるが、把握できにくかった。

【避難生活において必要な措置】

- ・ 外飼いの方も多く、とにかくケージに入れたい犬が多かった。ケージに入れないと、日中一時預かりも困難で、断念されるケースもあった。有事の際の備えとして、ケージになれておいてもらえれば、もっと支援の幅が広がったと思う。
- ・ ペットが入ってはいけない空間を決めておくべき。避難所を選ぶ状況ではなかなかないと思うが、ペット可の仮設とペット不可の仮設が決まっていると良い。曖昧な状態が一番ストレスを生むと思う。

(エ)「人とペットの災害対策ガイドライン」の活用

ピースウィンズ・ジャパンでは、環境省の発行したガイドラインの内容を事前に把握していましたが、特にガイドラインに基づいた被災地でのペットや飼い主への支援を行っていません。ただし、避難所ごとにペットの対応について、ガイドラインを確認し推奨される内容を都度確認したことがわかっています。また、過去の災害対応記録等を参考にしたペットや飼い主への支援についても行っていませんでした。

③ 石川県動物愛護推進員の被災動物対応活動

(ア) 被災動物対応状況の概要

石川県では、被災地域でのペットや飼い主への支援活動の実施にあたり、石川県動物愛護推進員に対して石川県動物愛護推進員設置要綱（活動）第2条による協働を依頼しました。

石川県動物愛護推進員は46名が委嘱されています（令和6年9月末時点）。そのうちアンケートの回答に協力があった11名について、個人での活動又はそれぞれが所属する6団体での活動についてとりまとめました（表4-2-2）。動物愛護推進員の活動は、飼い主からの一時預かりのほか、被災動物の保護活動、SNS等による現地情報の発信、飼い主への助言等の人的支援のほか、物資の調達や運搬・配布等の支援が行われました。

表4-2-2 石川県動物愛護推進員と所属団体による活動状況

団体	活動地域	人的支援				物資支援		資金
		保護活動	一時預かり	情報発信	飼い主への助言	調達	運搬	
団体A	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町、石川県内全域	●	●	●	●	●	●	
団体B			●			●	●	
団体C	珠洲市、穴水町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、能登島		●					● (手術費用)
団体D	珠洲市、輪島市、金沢市内		●	●				
団体E	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町	●	●	●	●		●	● (餌、備品)
団体F	石川県被災地域全域		●		●		●	● (手術費用)



【写真提供 左：一般社団法人ハピ猫サークル白山 右：NPO法人猫の避妊と去勢の会】

（イ）ペットの一時預かり状況

アンケートの回答に協力があった石川県動物愛護推進員個人での活動又はそれぞれが所属する団体での活動による飼い主からの一時預かり状況を表4-2-3に示しました。犬については多い団体では12頭、猫については200頭以上の一時預かりを行う団体があることが報告されました。

表4-2-3 石川県動物愛護推進員と所属団体における一時預かり頭数

団体	世帯数	預かり頭数	
		犬	猫
団体A	6		24
団体B		1	17
団体C			200以上
団体D	14	12	20
団体E	2		6※
団体F			5

※個人での一時預かりを含む

（ウ）動物救護活動の支援

石川県動物愛護推進員個人での活動又はそれぞれが所属する団体での活動による被災地域での在宅避難、車中泊のペットや飼い主に対する支援は以下のとおりです。

➤ 車中泊のペットや飼い主への支援

- ・ 必要な物資の支援
- ・ 車中泊解消に向けて犬を一時預かりした
- ・ 支援物資の配付、ペットケアの支援
- ・ 飼い主さんの話し相手

➤ 在宅避難（在宅避難）をしているペット飼養者に対しての支援

- ・ 支援物資の自宅までのお届け（車が使えないケースが多いため）
- ・ トリミングボランティア団体と協力して自宅近くでのトリミングサービスの実施
- ・ ペットフード、ペット用品を入手できない被災者宅へ、物資を複数回搬送した
- ・ 了承を得た個人宅を物資置き場とし、近隣の被災者に配布してもらった
- ・ 不妊手術や治療のため、動物病院への搬送支援を行った
- ・ 生まれた子猫がいた場合は引き取った
- ・ 支援物資の配付、ペットケアの支援
- ・ 支援物資の搬送と、その場を拠点とした物資の補給

5. 各地の被災ペットへの対応事例・課題となった事例

5. 各地の被災ペットへの対応事例・課題となった事例

本項は、環境省が地方自治体及び地方獣医師会を対象に実施した能登半島地震における被災動物対応活動に関するアンケートの回答結果を基に、各地の被災ペットへの対応事例で課題となった事例をまとめたものです。

本稿ではアンケート調査での県及び各市町からの回答を、原文のまま記載しています。

（１）同行避難と避難所への受入れ

＜対応事例＞

＜穴水町＞

- ・ ペット用シーツの配布やリードの貸与等

＜内灘町＞

- ・ ペットホテル（犬）の無料開放について情報共有

＜金沢市＞

- ・ 1.5 次避難所でのペット飼養スペース設置（飼育用品にはペット用支援物資も活用）

＜課題となった事例＞

＜穴水町＞

- ・ 人手不足（職員も被災者であるため、外部からの支援が必要）

＜羽咋市＞

- ・ 支援を行うにあたり、避難者人数及び避難ペット数の状況により、施設内での避難対応の受け入れが可能か不可能かの判断によって、避難場所以外の避難場所の選考も必要となる。

（２）自治体と民間団体との連携

＜対応事例＞

＜石川県＞

- ・ ペット系専門学校での県が収容した動物の一次預かり支援
- ・ ペット系専門学校からのペットシーツ、ペットフードの支援

＜能登町＞

- ・ 一般社団法人より飼い主とペット再建支援金交付 5,000 円の資金支援

＜能美市＞

- ・ 民間団体より猫ケージ、ペットフード、トイレシーツ、爪とぎ、猫砂缶詰、ビスケット、トイレ本体、犬ケージ、犬用トイレなどの物資支援

（３）獣医師会の取組み

＜対応事例＞

＜令和６年能登半島地震動物対策本部として＞

- ・（公社）石川県獣医師会が中心となり、要請のあった珠洲市、輪島市、志賀町、能登町の４市町で計１０回の巡回診療車を用いた無料巡回診療を実施。
- ・ 石川県獣医師会所属の動物病院及び新設したシェルター「ワンにゃんハウス」での一時預かりを実施
- ・ 「令和６年能登半島地震動物対救済支援金」の募集による活動資金の確保

＜課題となった事例＞

＜令和６年能登半島地震動物対策本部として＞

- ・ 発災当初の事務局の令和６年能登半島地震動物対策本部の人員不足により苦勞した。構成メンバー及び役割の明確化が課題。
- ・ 行政との連携

＜（公社）石川県獣医師会として＞

- ・ 災害発生時の行動マニュアルの作成
- ・ 実施する項目の絞り込みと具体的対応方法の作成

（４）一時預かり

＜対応事例＞

- ・ 動物病院及びシェルターでの一時預かりの際、狂犬病予防注射済を受け入れ条件としたほか、不妊手術については預かり期間中に実施するよう飼い主に勧めた。

＜課題となった事例＞

- ・ 運搬手段を持たない被災者のペットの運搬方法が課題となった。運搬に係る手段と仕組みを事前に構築しておく必要がある。
- ・ シェルターの設置には時間がかかるため、被災地以外での動物病院で預かれるよう、会員動物病院との調整を事前に行っておく。
- ・ 隣県獣医師会との協力

(5) 返還・譲渡

<対応事例>

<石川県として>

- ・ 返還に繋げるため、情報をホームページ、被災犬猫保護情報サイト、必要に応じて収容した場所を管轄する市町役場や近隣の避難所、その他所有者への周知が期待される施設等に情報を掲示
- ・ 譲渡を推進するため、譲渡対象者の要件を拡大（県外在住の者への譲渡を認める）
- ・ 動物愛護団体等にボランティア譲渡
- ・ 広域譲渡モデル事業（環境省）への参加
- ・ 譲渡後に本来の飼い主が判明した場合は本来の飼い主に返還していただくことについて誓約事項に追加したうえで譲渡を実施
- ・ 2週間の公示期間中に飼い主が現れない場合に譲渡対象とした

<課題となった事例>

- ・ 譲渡先の拡大、譲渡に繋がりにくい動物の譲渡推進
- ・ ボランティアとの連携体制の構築

(6) 情報収集、広報・普及啓発

<対応事例>

<石川県>

- ・ ポスター・チラシを作成して避難所等に掲示、
- ・ インターネットを活用（ホームページ、SNS 等）、
- ・ 石川県動物愛護推進員を主としたボランティアの他、民生委員や保健師等の協力による情報拡散
- ・ 仮設住宅の入居者説明会において、ペット飼育者以外の者もいる場で啓発を行うことにより、ペット飼育者に対する周囲の理解を得た

<課題となった事例>

- ・ インターネットを閲覧することができない県民への情報の周知
- ・ 紙媒体での情報の拡散（チラシ等を配布する人員の確保）
- ・ ボランティアとの連携体制の構築

(7) ボランティア活動

<対応事例>

<石川県>

- ・ 石川県動物愛護推進員に被災地における活動報告書の提出を依頼
- ・ ボランティア活動に係る注意点について普及啓発を実施
- ・ ボランティアが保護した動物について飼い主の返還につなげられるよう、情報を一元化する被災犬猫保護情報サイトを運用
- ・ ボランティアが保護した動物について、県が飼い主から逸走相談を受理していないか確認できるよう、県が受付した迷い犬猫情報（飼い主からの相談）について県 HP に掲載

<課題となった事例>

<石川県>

- ・ 各ボランティアが被災地で保護した動物について、被災犬猫保護情報サイトに情報を一元化することが困難であった
- ・ ボランティアとの連携体制の構築

(8) 資金の確保、寄付金の募集・配分

<対応事例>

- ・ 令和6年能登半島地震動物対策本部では、必要な資金は、（公社）石川県獣医師会ホームページでの「令和6年能登半島地震動物対救済支援金」の募集により確保しました

<課題となった事例>

- ・ マスコミ等を利用した広報活動が必要

(9) 物資等の受入れ、提供体制

<対応事例>

<石川県>

- ・ 避難所の巡回等により車中泊の飼い主を把握し、避難所等での飼育に向けたケージの貸出の提案や、しつけについて助言を実施
- ・ 市町の物資保管庫や避難所にペット用物資を配布

<課題となった事例>

- ・ 車を持たない等の理由で支援がある場所に辿り着くことが困難な被災者がおり、支援が困難であった

コラム⑧ ペットの移動手段について ～石川県、県獣医師会、日本獣医師会からのコメント～

<苦労した点>

- ・ 避難所再編成や仮設住宅への入居時に、シャトルバス等で飼い主は移動できるが、ペットの同乗が断られるケースがあった。そのため、別途ペット運搬用に車の確保など自治体職員が個別に対応することになった。
- ・ 避難生活をするうえでペットの一時預かりを希望した場合、預かり施設の多くは金沢市内（被害が大きかった能登地域から距離がある）にあるため、預かり施設までペットを運ぶことは、飼い主はもちろん、行政、県獣医師会にとっても人手や大型車（複数匹を運搬するため）の確保といった課題があり難航した。
- ・ さらに発災・避難生活時は道路状況も悪く通常時よりも移動に時間を要すること、災害対応時は慢性的に人手不足の中、手段、人手の確保に苦慮した。

<今後必要と考えられる点、対応案>

- ・ 災害時のペット移動・運搬手段について事前に検討する。
- ・ アレルギーなどの観点から他避難者等と同時に移動できないことがある旨は事前に周知し直前での対応を避ける（住民とのトラブル回避の意味を含む）。
- ・ 巡回診療時などを実施する際、一時預かり希望の引き取りも実施する。

6. 家庭動物以外の動物

6. 家庭動物以外の動物

(1) 動物園・水族館の展示動物

① 災害に備えた動物対応体制の整備状況

(公社)日本動物園水族館協会では、協会の定款に非常災害時における野生動物の救護対策要綱を定めており、災害発生時の対応から園館の協力体制などを定めていました。一方、のとじま水族館では、災害が発生した場合に備えた展示動物救護に関する方針や、自治体や民間組織との連携に関する等は定めていませんでしたが、展示動物救護に必要な物資(餌)の備蓄を行っていました。

② 被災した動物園・水族館数

石川県と近隣の新潟県、富山県、福井県には、展示動物のいる施設は動物園が4施設、水族館が4施設あります。そのうち能登半島地震においては、のとじま水族館の1施設が被災しました(表6-1-1)。

表6-1-1 被災した施設数

	動物園	水族館
石川県内の施設数	4	4
被災した施設数	0	1

③ 施設の被害状況

のとじま水族館では、展示動物の飼養施設に、配管破損による漏水、循環ポンプ、ブロワポンプの水没、ろ過、加温、通気機能の喪失などの大きな被害を受けました(表6-1-2)。展示動物では、水位低下による水質悪化、水温低下、酸素量の低下が起こったことにより、ジンベエザメ2頭が死亡したほか、多くの魚類が死亡しました(表6-1-3)。

表6-1-2 展示用施設に破損等

	施設名	被害の内容
1	ジンベエザメ館	配管破損による漏水 循環ポンプ、ブロワポンプの水没 ろ過、加温、通気機能の喪失 漏水による漏電や機器の故障
2	本館	配管破損による漏水 ろ過、加温、冷却機能の喪失 漏水による漏電や機器の故障 水槽架台、擬岩の損傷

3	イルカたちの楽園	配管破損による漏水 ろ過機能の喪失 ガラス床の損傷
4	海の自然生態館	配管破損による漏水 ろ過機能喪失 擬岩、アクリル板の損傷 漏水による漏電や機器の故障
5	その他施設 (ウミガメ・ペンギン館)	配管破損による漏水 擬岩の損傷
6	イルカ・アシカショー (イルカショープール)	配管破損による漏水
7	イルカ・アシカショー (イルカトレーニングセンター)	配管破損による漏水

表 6-1-3 展示動物が負傷、死亡、逸走

	被害の種類 (負傷、死亡、逸走)	動物の種名	その時の状況	その後の対応状況
1	死亡	ジンベエザメ	配管断裂による漏水・水位低下 循環ポンプ水没により、ろ過、加温機能の喪失 水質悪化、水温低下、酸素量の低下が起きた	ジンベエザメ飼育施設と海洋への放流も検討したが、2頭とも死亡 死亡後は取り上げて、解剖
2	死亡	ブリ、ホシエイ等 魚類	ろ過循環機能の喪失	
3	死亡	カマイルカ	アドベンチャーワールドに移送(2/1)の後、死亡(2/5)	

④ （公社）日本動物園水族館協会とのとじま水族館における対応の経緯

のとじま水族館では、1月1日の発災により、配管破損による漏水、循環ポンプ、ブロワポンプの水没、ろ過、加温、通気機能の喪失などの大きな被害を受けました。同園では漏水による漏電や機器の故障安全対策のため、3～5名の複数班を編成し、無線機必携で被害の確認にあたりました。余震が続いていたことから、建物内で留まることは禁止とし、連絡要員として1名は建物外に待機することとしました。配管破損による漏水や循環ポンプ等の機能の喪失により飼養が困難な展示動物について、（公社）日本動物園水族館協会に動物預かりの要請を行い、連携して動物の救護活動を行いました。

年月日	のとじま水族館の対応	（公社）日本動物園水族館協会の対応
令和6年 1月1日	来館者（約200名）を高台の駐車場に避難誘導 出勤していた職員（36名）の無事を確認 売店の食品、飲料を駐車場に避難している来館者へ配付 職員の先導により一部来館者を避難所に誘導	被災地域の状況確認
1月2日	車中泊の避難者を避難所へ誘導開始 1/2より休業 職員56名全員の無事を確認 1/2以降、随時、被害状況の調査を開始	のとじま水族館の被害を確認。会員園館に通知するとともにのとじま水族館支援体制構築準備
1月3日		・災害対策部オンライン会議開催、部員の派遣準備。 ・のとじま水族館からJAZAに動物預かりの支援要請。受入体制の調整開始。 ○ゴマフアザラシ1頭 ○カマイルカ12頭 ○カリフォルニアアシカ2頭
1月4日	いしかわ動物園にゴマフアザラシ（2頭）コツメカワウソ（2頭）搬出	・職員30名分の食料支援および飲料水支援準備決定 ・ジンベエザメ支援に関する対応検討会議開催 ・ジンベエザメ飼育環境改善のため、酸素ボンベ手配 ・JAA（一般社団法人日本水族館協会）との連携支援が決定 ・いしかわ動物園（のとじま水族館と

		同じ運営母体)に支援要請以外のコストメカワウソ2頭とゴマフアザラシ2頭を移動 ・ JAZA災害対策部員2名の派遣を決定 ・ JAZA加盟園館での災害見舞金募集開始を決定 ・ 支援等に関する報道対応をJAZA安全対策委員会に一元化 ・ 各園館からの支援問い合わせ窓口をJAZA 安全対策委員会に一元化
1月6日	越前松島水族館にカマイルカ(2頭)、ゴマフアザラシ(1頭)搬出	・ のとじま水族館へ支援物資搬入(食料、飲料水、飼育用酸素ボンベ)。 ・ 被害状況確認(災害対策部員派遣) ・ カマイルカ2頭、ゴマフアザラシ1頭、越前松島水族館(JAA 加盟)輸送受入
1月7日		・ 動物預かりの追加支援要請有 ○マゼランペンギン25羽 ○フンボルトペンギン10羽
1月9日	ジンベエザメ(オス)1頭の死亡を確認	・ 死亡したジンベエザメ(1頭目)の解剖に海遊館から職員2名派遣
1月10日	ジンベエザメ(メス)1頭の死亡を確認	・ 動物預かりの追加支援要請有 ○アカウミガメ1頭 ○アオウミガメ6頭 ○アカウミガメ×タイマイ雑種1頭
1月11日		・ 災害対策部会開催 ・ 死亡したジンベエザメ(2頭目)の解剖に美ら海水族館から職員3名、かごしま水族館から職員1名派遣
1月12日	日本水族館協会から支援物資(水中ポンプ、冷凍機等)受け取り	
1月14日	越前松島水族館にウミガメ類(8頭)搬出 日本水族館協会から支援物資(水中ポンプ、冷凍機等)受け取り	・ アカウミガメ1頭、アオウミガメ6頭、アカウミガメ×タイマイ雑種1頭、越前松島水族館(JAA加盟)へ輸送受入
1月17日	富山市ファミリーパークにフンボルトペンギン(10羽)搬出 新潟市水族館マリニピア日本海にフンボルトペンギンの受精卵(2卵)搬	・ フンボルトペンギン10羽、富山市ファミリーパークへ輸送受入 ・ フンボルトペンギン受精卵2個、新潟市水族館へ輸送受入

	出	
1月23日	いしかわ動物園にマゼランペンギン（7羽）搬出	・マゼランペンギン7羽、いしかわ動物園へ輸送受入
1月31日	上越市立水族博物館にマゼランペンギン（11羽）搬出	・マゼランペンギン11羽、上越市立水族博物館へ輸送受入
2月1日	横浜・八景島シーパラダイスにカマイルカ（5頭）搬出 アドベンチャーワールドにカマイルカ（5頭）搬出 すみだ水族館にマゼランペンギン（7羽）搬出	・マゼランペンギン7羽、すみだ水族館へ輸送受入 ・カマイルカ5頭、八景島シーパラダイスへ輸送受入 ・カマイルカ5頭、アドベンチャーワールドへ輸送受入
2月2日	新潟市水族館マリニピア日本海にカリフォルニアアシカ（1頭）搬出	・カリフォルニアアシカ1頭、新潟市水族館へ輸送受入
2月5日	いしかわ動物園にマゼランペンギン（1羽）搬出 天王寺動物園にカリフォルニアアシカ（1頭）搬出	・カリフォルニアアシカ1頭、天王寺動物園へ輸送受入 ・マゼランペンギン1羽（体調不良個体）いしかわ動物園へ輸送受入
7月4日	いしかわ動物園からマゼランペンギン（8羽）返還	・のとじま水族館状況視察及び支援に関するヒアリング実施
7月5日	富山市ファミリーパークからフンボルトペンギン（8羽）返還	
7月9日		・フンボルトペンギン8羽、富山市ファミリーパークから返還
7月10日	越前松島水族館からウミガメ類（8頭）返還	・ウミガメ合計8頭、越前松島水族館（JAA）から返還
7月11日	上越市立水族博物館からマゼランペンギン（8羽）返還	・マゼランペンギン8羽、上越市立水族博物館から返還
7月20日	のとじま水族館一部再開	・のとじま水族館一部営業再開 ・災害見舞金贈呈
8月10日		マゼランペンギン1羽 上越市立水族博物館から返還
8月26日	越前松島水族館からゴマフアザラシ（1頭）返還	ゴマフアザラシ1頭 越前松島水族館（JAA）から返還
8月30日	すみだ水族館からマゼランペンギン（7羽）返還	・マゼランペンギン7羽、すみだ水族館から返還
9月3日	いしかわ動物園からゴマフアザラシ（2頭）、コツメカワウソ（2頭）返還	・ゴマフアザラシ2頭、いしかわ動物園から返還 ・コツメカワウソ2頭、いしかわ動物園から返還

9月10日	富山市ファミリーパークからフンボルトペンギン(2羽)返還、同ヒナ(2羽)受け取り	・フンボルトペンギン4羽(2羽孵化個体)、富山市ファミリーパークから返還
9月11日	石川県志賀町の定置網に入網したジンベエザメ(メス1頭)の搬入	
令和6年 9月30日		

⑤ 展示動物の移送

のとじま水族館では展示用施設に破損により飼養が困難となった動物について、他の動物園・水族館等に展示動物を移送しました。

	移送した 動物の種名	移送先の施設名 (所在地)	移送方法	その後の対応 状況
1	ゴマフアザラシ コツメカワウソ マゼランペンギン	いしかわ動物園 (石川県)	陸送	返還
2	ゴマフアザラシ カマイルカ ウミガメ類	越前松島水族館 (福井県)	陸送	返還
3	フンボルトペンギン	富山市ファミリーパーク (富山県)	陸送	返還
4	マゼランペンギン	上越市立水族博物館 (新潟県)	陸送	返還
5	カマイルカ	横浜・八景島シーパラダイス (神奈川県)	陸送	返還
6	カマイルカ	アドベンチャーワールド (和歌山県)	陸送	返還
7	マゼランペンギン	すみだ水族館 (東京都)	陸送	返還
8	カリフォルニアアシカ	新潟市水族館マリニピア日本海 (新潟県)	陸送	避難中

9	カリフォルニア アシカ	天王寺動物園 (大阪府)	陸送	避難中 10/29 にいし かわ動物園 (石川県)に 移送
---	----------------	-----------------	----	---



展示動物の移送状況

写真提供：のとじま水族館



展示動物の移送状況

写真提供：のとじま水族館

⑥ 被災した動物園・水族館への支援

（公社）日本動物園水族館協会では、のとじま水族館からの動物預かり要請をうけ、動物移送等の支援をおこないました。発災直後は、協会の災害対策部員を派遣して被災状況を把握し、JAZA安全対策委員会災害対策部と地域委員会中部ブロックを中心に情報収集を行い、会長以下事務局と情報共有を行いました。具体的な支援としては、被害状況調査や解剖の人員支援、水槽等の物資支援のほか、支援金の募金等を行いました。

	支援内容
人的支援	・被災状況調査 ・ジンベエザメ解剖に2名派遣（海遊館） ・ジンベエザメ解剖に4名派遣（美ら海3名、かごしま水族館1名） ・動物搬出協力 ・動物搬入協力
物資等の支援	・職員の飲料水及び食料

	・ ジンベエザメ飼育のための酸素ボンベ ・ ホース、水槽用ヒーター
資金面の支援	・ 支援金JAZA加盟園館の募金、振込金

⑦ 今後の災害に備えて

能登半島地震を踏まえ、（公社）日本動物園水族館協会では以下の備えを挙げています。

- ・ 輸送ケージ等動物輸送に関する資材の把握、確保
- ・ 事務局機能の維持（事務局が被災した場合の場所、通信手段の確保）
- ・ 被災地へのアクセスルート寸断等により物資運搬などが困難な場合の対応方法を検討し、段階的にでも実施可能としておくことが望まれる。（例；ヘリコプターによる運搬、関係機関との協力体制構築）

また、非常災害時における野生動物の救護対策網及び非常災害時における野生動物連絡網の改定と、地域ごとに配置する災害対策部員を現在の6名から14名に増員することを予定しています。

（２）産業動物

① 国における産業動物への対応の経緯

農林水産省では、能登半島地震における畜産農家への支援として、畜舎・機械の再建・修繕等、乳房炎の治療・予防管理、酪農ヘルパー利用、家畜の日案・預託、家畜の導入などの支援等をおこなっています。

② 能登半島地震における畜産関係の被害状況

農林水産省の発表によると、能登半島地震における石川県の畜産関係での被害状況は、畜産農家で断水 43 件、施設損壊 43 件（損壊に伴う家畜被害3件）、道路損傷 22 件（うち農場への出入り不可4件（停電・断水の可能性あり））等の被害があったことが分かっています（1月18日時点）。

また、石川県の能登地方（内灘町以北）の畜産農家で被害が集中しており、能登地方74戸のうち、酪農2戸、肉用牛3戸の廃業を確認されたことが報告されています。

（農林水産省公表資料 r6notojishin-55.pdf）参照 2024-11-25

（公益社団法人中央畜産会 https://jlja.lin.gr.jp/data/2024/somu/ното_higai.pdf）参照 2024-11-25

7. 今後の被災動物対応活動に求められること

7. 今後の被災動物対応活動に求められること

本稿は、「令和6年能登半島地震における被災動物対応記録集」の作成にあたり、各関係機関の活動記録を収集、整理した結果から、記録集作成に係る有識者会議において検討を行った際に、有識者から今後の災害における被災動物対応活動における課題として挙げられた意見を取りまとめたものです。

（1）言葉の定義、表現について

■ 同行避難、同伴避難

能登半島地震では、「同伴避難」とは避難所において同室で飼養することと理解されているケースが多く見られました。「同伴避難」とは、災害発生後の避難生活で、避難所で飼い主がペットを飼養、管理すること（状態）を指し、避難所等で飼い主とペットが同室で飼養管理することを意味するものではありません。また、「同行避難」とは、災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、安全な場所まで避難する避難行動のことであり、災害の状況によっては広場や高台に行くことも含まれます。

避難所での混乱を避けるためにも、まずは「同行避難」により飼い主自身とペットの身の安全を確保する事、その後の「同伴避難」による避難生活は、避難所ごとの事情等を踏まえた、様々な飼養形態があることを周知する必要があります。

（2）自治体や獣医師会等のペット関連機関における連携・協定について

石川県と（公社）石川県獣医師会においては、災害時の事前連携に関する協定を締結していました。そのため、令和6年石川県動物対策本部は比較的早期に立ち上がりましたが、対応を進める中で、動物対策本部内部の役割分担や連携について課題もみられました。

今後、災害対策として災害規模により柔軟な対応も求められますが役割分担などについては事前に取り決めておく必要があると考えられます。

（3）支援体制について

① 関係各所の体制構築

能登半島地震では石川県庁や（公社）石川県獣医師会本部など動物対応の中心となる施設は大きな影響を受けなかったため、支援体制などが迅速に行われました。しかし、半島という地形の関係から、被害の大きかった奥能登地域まで距離があり、かつ交通事情が非常に悪いことから、現地の情報把握に苦慮しました。

今後の災害に備えて、関係各所との支援体制や情報収集のための日常的なネットワークの構築や連携主体間での訓練の実施などが必要だと考えられています。

② 運搬体制の構築について

能登半島地震では、避難所の再編成や仮設住宅への移動の際、ペットの運搬手段がないことが課題としてあげられました。飼い主はバス等で移動できますが、ペットの同乗はアレルギー対応等の観点から難しく別途運搬手段を用意する必要がありました。しかし、発災・避難生活時は道路状況も悪く通常時よりも移動に時間を要すること、災害対応時は慢性的に人手不足の中、手段、人手の確保に苦慮したことが報告されています。

その他にも、一時預かりについてもペットの運搬もしくは回収方法が無かったことが課題としてあげられました。

③ 人的支援について

能登半島地震では、被災地の自治体職員自身も被災者であり、通常通りの自治体機能が働かない中で災害対応に迫られました。各自治体では、対応できる人材の不足があったほか、外部からの新規雇用の余裕もなかったため活動等に支障があったことが報告されています。

また、災害時には他自治体の人的支援、外部ボランティアが導入されますが、受援側ではその対応に迫られ、本来の業務に支障をきたす状況が発生していました。

支援体制を検討する際には、受援体制についてもあわせて検討し、必要な支援内容と優先順位等について共有する事が必要であると考えられます。

（４）災害時の愛護団体、ボランティアの活動について

■ 災害時の行動規範の必要性

能登半島地震では、発災直後から多くの愛護団体やボランティア団体が現地の被災状況や対応等について行政へ問合せを行った結果、職員がその対応に割かれ、本来の支援活動が進まなかったことが報告されています。

被害の大きかった地域の混乱の中で、行政だけでなく愛護団体やボランティアなどの支援者があるよう行動すべきなのを規範として整備していくことが求められています。

コラム⑨ ボランティアの活動規範

人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と規範

環境省では、災害時の動物対応に係るボランティアが、自治体と協働する上での一つの指針となるように、「人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と規範」をとりまとめています。

これは、これまでの災害対応におけるボランティアの活動事例を基に、望まれる行動の基準を示しています。また、地方自治体において、災害時に必要な支援を得るために、地域でペットに関するボランティアを受け入れる際の参考情報を掲載しています。



（５）避難所、仮設住宅における避難生活について

① 避難所における人とペットの 住み分け（ゾーニング）

能登半島地震では、避難所でのペットの飼養について、避難所のルールが十分に周知されず、なし崩し的に飼い主と同室となるケースや、それとは反対に同伴避難を断るケースが確認されています。

本来、避難所でのペットの飼養では、飼い主以外の人とペットとの動線を分離することで、接点を最小限にすることが望ましいと考えられます。実際の避難所における人とペットの住み分け（ゾーニング）では、避難所ごとの避難スペース、施設の事情等を踏まえ、避難所施設の管理者等が事前にルールを決めておくこと、またそのルールを周知しておくことが求められています。

また、ペットの一時預かりやトレーラーハウス設置による飼養スペースの確保など、外部の支援体制についても検討しておくことも必要と考えられます。

② 二次避難

能登半島地震では二次避難先として金沢市以南の宿泊施設等も指定されていました。しかし、復興支援による旅行者が急増したことにより二次避難施設が使用できず、避難者が被災地に戻らざるを得ない事態が報告されています。この問題はペット飼養者にはより深刻でした。また、現地を支援するために石川県内に入った支援活動従事者においても、宿泊料金が非常に高騰したことが、活動の妨げとなってしまいました。被災動物対応だけでなく、被災地の復興支援の在り方について、広く検討していく必要があります。

（６）飼い主への支援活動について

■ 猫の飼養状況について

能登半島では、平時から猫の屋外飼養が一般的であり、マイクロチップや首輪の装着も少なく、また地域ネコでもないため所有者も不明瞭でした。そのため、災害時には居場所不明、無秩序な繁殖、糞尿の問題、ケージに不慣れなため避難時に連れ出せないといった問題が散見されました。平時のペットのしつけや飼養方法が、避難所や仮設住宅でのペットの問題行動へとつながり、飼い主自身の負担になっています。これまでの飼養方法を見直し、平時から飼い主に対する適正飼養の普及を更に推進していくこと求められています。

（７）支援に係る費用について

災害時には、被災した自治体が支援に係る費用を払い、その分を国に請求することになっており、費用を一度被災自治体で集約する仕組みになっています。被災県が国に対して支援に係る費用を請求できるかどうかは災害救助法の適用を受けるかどうかという大前提がありますが、災害救助法の適用を受けていても動物のための支援に係る費用は請求できない場合が多くあります。今回の災害でも災害救助法の適応地域には指定されていますが、ペット関連の支援に適応できな

いため、予算確保に苦慮したことが課題になっています。この問題は熊本地震においても提唱されてきました。

（８）防災基本計画の修正

令和６年６月２８日に修正された「防災基本計画」では、災害時における避難所での家庭動物の受け入れや飼い主からの一時預かり、動物管理のための獣医師会との連携した措置を講ずることが追加されました（太字部分）。

防災基本計画の修正 令和６年６月２８日

第２編 各災害に共通する対策編

第１章 災害予防

第３節 国民の防災活動の促進

（３）防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

○防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第６節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

７ 避難の受入れ及び情報提供活動関係

（３）指定避難所等

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

第２章 災害応急対策

第６節 避難の受入れ及び情報提供活動

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

3 指定避難所等

(2) 指定避難所等の運営管理等

○市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

第7節 物資の調達、供給活動

○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

1 保健衛生

市町村（都道府県）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

8. 過去の災害における被災動物対応

8. 過去の災害における被災動物対応

災害時に行う被災動物への対策とは、ペットの飼い主が自らの責任の下、適切に飼養し続けることであり、自治体の対策の目的は、飼い主による災害時の適正飼養を支援すると同時に、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、多様な価値観を持つ人々が共に災害を乗り越えられるよう支援することにあります。被災ペットへの対応は、災害の種類や規模、発生した地域や季節により、必要な体制や支援内容が異なります。これまでに発生した大きな災害の中から、兵庫県南部地震、三宅島噴火、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震、平成 28 年（2016 年）熊本地震の 4 例について、それぞれの災害でとられたペットと飼い主への対応例を以下に示しました。

過去に発生した大きな災害

1995 年 兵庫県南部地震

🌊 マグニチュード（M）7.3 の地震が大都市を直撃。人命とともに 9,300 頭（犬・4,300 頭、猫 5,000 頭）の動物が被災した。

2000 年 有珠山噴火

🌋 避難の際、300 頭以上の動物が取り残され、問題となる。

2000 年 三宅島噴火

🌋 三宅島の雄山の噴火により全島避難となり、島民とともに約 250 頭の動物が島から避難した。

2004 年 新潟県中越地震

🌊 最大震度 7、震度 5 以上の余震が 10 回以上発生。被災者は 10 万人以上、5,000 頭以上の動物が被災した。車中避難によるエコノミー症候群が問題となる。

2011 年 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震

🌊 マグニチュード（M）9.0 の地震に加え、沿岸部では津波により多くの人命が失われ、それとともに多数のペットの命も犠牲となった。避難後にペットを連れてくるために自宅に戻り、津波に巻き込まれた事例や、避難所でのペットによるトラブル、放浪状態となった動物の救護活動など、様々な問題が浮き彫りとなった。

2016 年 平成 28 年（2016 年）熊本地震

🌊 震度 7 以上の地震が複数回観測された。家屋倒壊の不安から車中やテントへの避難者が多く、エコノミー症候群や熱中症対策が問題となる。また、同行避難後、ペットの受入体制が十分でない避難所もあり、飼養環境の確保等が課題となった。

2018 年 平成 30 年 9 月 6 日北海道胆振東部地震

2019 年 令和元年 10 月令和元年東日本台風（台風台 19 号）

🌊 台風による大雨のため全国各地で堤防の決壊、河川の越水・溢水、内水氾濫による浸水被害が発生した。この台風による死者 99 人、行方不明者 3 人、負傷者 380 人となり甚大な被害をもたらした。全国各地で避難所が開設された。開設された避難所の数は、23 都府県で 6,632 カ所、避難者数は 218,883 人となった。

2024 年 令和 6 年能登半島地震

（１）兵庫県南部地震

【被害の概要】

兵庫県南部地震は、平成 7 年 1 月 17 日（火） 5 時 46 分に発生し、震源地は淡路島北部（北緯 34 度 36 分 東経 135 度 03 分）、震源の深さは約 14km で、規模はマグニチュード（M） 7.3 と推定されている。

この地震の主な被害（人的被害・住宅被害）のうち神戸市内の長 田区など老朽木造住宅密集市街地での建物の倒壊と火災の被害が激しく、その結果、避難生活者も約 31.7 万人に上った。

① 各市町村の最大震度（震度 6 以上）

震度 7：神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町、津名町の一部

震度 6：神戸、洲本

② 被害状況

兵庫県南部地震による被害は、死者・行方不明者のほか、住宅や事業所等の建築物や高速道路、鉄道、港湾、ライフライン等、多岐にわたっており、総被害額は約 10 兆円に上っている。

【ペットと飼い主への対応等】

① 兵庫県南部地震動物救援本部の設置

- ・ 被災したペットの数は、9,300 頭（犬 4,300 頭、猫 5,000 頭）と推定され、これらの被災ペットの救護活動を行う必要性が生じた。そのため、現地兵庫県では、被災ペットの救援活動を行う「兵庫県南部地震動物救援本部（以下「動物救援本部」）」を設置し、また東京において（財）日本動物愛護協会など 11 団体からなる「兵庫県南部地震動物救援東京本部」が組織され、現地の動物救援活動に対する全国規模での救援活動支援が行われた。
- ・ 動物救援本部の構成員は、（社）兵庫県獣医師会、（社）神戸市獣医師会及び（社）日本動物福祉協会阪神支部であり、本部長は（社）兵庫県獣医師会会長が務め、同獣医師会に本部事務所が置かれた。
- ・ 動物救援本部の活動内容
 - （１）避難所等で飼育されている被災ペットへのフード等の配布
 - （２）放浪被災ペットの保護収容
 - （３）負傷した被災ペットの保護・収容、治療・保管
 - （４）飼養困難な被災ペットの一時保管
 - （５）飼い主及び新たな飼い主探し並びに情報提供
 - （６）その他被災ペットに係わる相談

② 動物救護センターの設置

被災当時、兵庫県には動物愛護センターがなく、また神戸市内や阪神地域の動物病院の多くが被災し、被災ペットの適切な飼養を行うことが困難な状況であったため、動物救護センター（シェルター）設置の必要となっていたが、建設用地や建設資材、建設作業員の確保が

難しく、ビニールハウス等にケージを並べる等により応急的な被災ペットの飼養を行っていた。

しかし、被災ペットの救護活動が長期化することが明らかであったことや、ケージ飼養による被災ペットのストレス問題を解決する必要があったことから、パドックを備えた本格的なシェルター建設の必要性が生じた。そのため、神戸市動物管理センターに隣接する敷地に「神戸動物救護センター」を、三田市内に「三田動物救護センター」を設置し、この2施設を中心に被災ペットの救護活動を行った。

③ 避難所での被災ペットの飼養状況

- ・ 避難所の約8割で動物を飼うことができていた。
- ・ 避難所で犬の約4割は飼い主と同居し、猫の約6割は壊れた自宅にいた。
- ・ 多くの避難所で動物が飼われ、一部ではそのことによりトラブルが発生した。
- ・ 約5%の避難所では、ペットを飼っている人と動物嫌いの人とのトラブルが深刻化し、避難所の対策本部のリーダーが解決に苦慮していた。

④ 活動を支えたもの

兵庫県南部地震が発生した当時、兵庫県や県内の市町の多くが地震等の災害発生時の対策準備ができていなかったため、兵庫県は、県内市町とともに被災者対策を優先して行うこととなり、自治体として被災ペットの救護活動を行うことは困難な状況であった。しかし、被災ペットの救護活動は必要な活動であるという認識があったことから、前述の3団体に要請し、動物救援本部を設置して被災ペットの救護活動を行ってきたが、兵庫県や神戸市の動物愛護管理局がその活動に参加することはできなかった。ただ、兵庫県職員2名が動物救援本部事務局に張り付き、被災動物救護活動の支援を行っていた。

動物救援本部が行った活動は、全国から寄せられた寄付金と全国から集まっていたボランティアにより行われ、特にボランティアの活動はその後の災害時におけるボランティア活動の初めとされ、「ボランティア元年」とも呼ばれることとなった。

【被災ペット救護活動終息後の対応】

動物救援本部に寄せられた寄付金の一部が活動終息後に残ったため、動物救援本部においてその残余金の取扱いを協議した結果、今後日本のどこかで発災する災害時に行われる被災ペット救護活動に活用していただくこととなった。一方で、前述の「兵庫県南部地震動物救援東京本部」が兵庫県の動物救援本部活動の終息と同時に新たな組織「緊急災害時動物救援本部」として活動を始めることとなったことから、この団体に残余金を寄付し、今後発生する被災ペットの救護活動に対する後方支援活動として活用してもらうこととした。

「緊急災害時動物救援本部」は、「一般財団法人ペット災害対策推進協議会」と改組され、活動を継続していたが、2019年12月末をもってその活動を終了した。「一般財団法人ペット災害対策推進協議会」が行っていた活動のうち、「ペットフード等の物資の支援調整」については、その後組織された「ペット災害支援協議会」に引き継がれている。



飼養状況①



飼養状況②



飼養状況③



入口

神戸動物救護センターの応急仮設の保護収容

【参考資料】

- ・ 大地震の被災動物を救うために：兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録
<https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/eqb/0100055426/> (参照 2024-10-15)

(2) 三宅島噴火災害

【被害の概要】

三宅島雄山の噴火は、平成 12 年 6 月 26 日に気象庁が緊急火山情報を発表した。8 月 18 日に雄山の再噴火により全島に墳灰が降り続き、それ以降の雄山の噴火活動により、9 月 2 日に全島避難指示が発令された。帰島時までの被害では、山腹崩壊（35 ヶ所以上）・林道の路面崩壊、法面崩壊等（全 10 路線）・人工林・天然林の枯死、倒伏等（推定 2,190ha）・漁場への降灰、泥流、崖崩れ等による被害がある。

【ペットと飼い主への対応等】

① 三宅島噴火災害東京都動物救援本部の設置

平成 12 年の三宅島噴火災害時には、(社)東京都獣医師会等の協力のもと、島民の避難時に飼養動物を同行する方針で避難が行われ、(社)東京都獣医師会をはじめとする関係 5 団体((社)東京都獣医師会、(財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(社)日本愛玩動物協会、及び(社)東京都動物保護管理協会（現(社)東京都家庭動物愛護協会）が三宅島噴火災害東京都動物救援本部を立ち上げ、東京都と連携して動物救護活動にあたることとなった。

平成 12 年 9 月 27 日時点での東京都獣医師会における三宅島被災動物収容状況は、指定救護施設（会員病院）は 124 施設、収容動物総数は 249 頭羽である。当時、被災動物の保護管理には、東京都動物愛護相談センターや東京都獣医師会会員動物病院が当たっていたが、島民避難の長期化にともない、分散管理が困難な状況となったため、東京都は、発災約半年後の平成 13 年 3 月、被災動物の保護管理を行うシェルター（三宅島噴火災害動物救援センター）を設置し、東京都、三宅村及び同動物救援本部との協定締結を経て、同動物救援本部によりその運営が行われた。

② 三宅島噴火災害動物救援センターの運営

- ・ 運営期間：平成 13 年 3 月 29 日～平成 14 年 3 月 31 日
- ・ ボランティア動員総数：延べ 5,791 人
- ・ 獣医師の派遣：延べ 380 人

三宅島噴火災害動物救援センタースタッフ構成

センター長	1 名
センター長補佐	1 名
副センター長	2 名（ボランティア統括、動物譲渡担当、獣医療、広報担当）
副センター長補佐	1 名
犬チーフ	2 名（各日 1 名担当）
猫チーフ	2 名（各日 1 名担当）
事務局	2 名
メンテナンス班	1 名

（３）平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震

【被害の概要】

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日午後 2 時 46 分、東北地方太平洋沖（三陸沖）の深さ約 24km を震源として、マグニチュード（M）9.0 の大規模な地震が発生した。日本国内では、関東大震災のマグニチュード（M）7.9 を上回った観測史上最大の地震となった。

また、地震の揺れによる直接的な被害だけでなく、地震の発生に伴って大津波が発生したため、岩手県、宮城県、福島県の 3 県を中心とした東北地方の太平洋沿岸部において、さらなる甚大な被害がもたらされた。地震によって発生した大津波は、最も大きなものから福島県の相馬で 9.3m 以上、宮城県の石巻市鮎川で 8.6m 以上、岩手県の宮古で 8.5m 以上、同じく岩手県の大船渡で 8.0m 以上などが記録され、太平洋沿岸を中心として日本各地で津波が観測された。

さらに、福島県では大地震と大津波の発生が福島原子力発電所の事故を引き起こすきっかけとなり、国民生活全体に深刻な影響を及ぼすこととなった。

【ペットと飼い主への対応等】

① 各地での動物救護活動

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震では、かつてないほどの大規模な地震や津波に襲われ、東北地方を中心とした広い範囲が甚大な被害を受けた。さらに福島県では福島第一原子力発電所の事故の発生により、原子力災害対策特別措置法に基づく「警戒区域」が設定され、当該地域への立入りは原則禁止となった。緊急避難を余儀なくされた住民の中には、ペットと同行避難したケースやそのまま自宅に置いて避難したケースが見られた。

被災地等では現地動物救護本部等が設置され、自治体や地方獣医師会、動物愛護団体などの関係機関が連携し、被災したペットの保護、保護収容されたペットの飼い主探しや飼い主による飼養が困難となったペットの一時預かり、譲渡などの動物救護活動が実施された。また、様々な民間団体の活動により多くのペットが保護された。

避難所や仮設住宅ではペットと同行避難した飼い主やペットに対し様々な対応がなされ、ペット飼養スペースの設置やペット飼養者専用スペースの確保など、地域に応じた方法が取り入れられた。また、自治体等によるペットフードや衛生用品などの必要物資の提供、獣医師による飼養相談や獣医療も実施され、このような取り組みは、被災地だけでなく、被災地から避難してきたペット同行の被災者を受け入れた被災地周辺の地域においても実施された。

② 動物救護活動での課題と今後の備え

今回の動物救護活動においては、以下のような課題も報告された。

- ・ 残置され保護されたペットに鑑札や迷子札、マイクロチップなどが装着されていなかったため飼い主が特定できない。
- ・ 飼い主が判明しても何処に避難しているか分からず飼い主に返還できない。
- ・ 避難所や仮設住宅では、公衆衛生上などの問題で受け入れてもらえない場合や、ペットの同行避難を想定していなかったために対応ができない。
- ・ 受け入れ体制は整っていたが、同行避難についての周知が十分でなかったため、避難者がペットを同行しなかった。

- ・ 同行避難を受け入れた避難所や仮設住宅においても、しつけができていなかったため周囲に迷惑をかける等のトラブルが発生した。
- ・ 警戒区域内での保護活動は、活動に従事する側の被ばくリスクが生じた他、残されたペットや産業動物が餓死する等、動物福祉に反する事例が多数生じた。
- ・ 同行避難できなかったことで、ペットとともに警戒区域内に残る住民や、自宅に残したペットを保護する為に警戒区域内に侵入する住民やボランティアが生じ、二次被害のリスクが課題となった。

こうしたことから、飼い主、行政などは日頃から以下の項目等について検討し、災害が発生したときに備えておくことが重要であると考えられた。

飼い主が備えておくべきこと

● 普段の暮らしの中での防災対策

災害時にはまず、飼い主が無事であることが重要となる。普段から家具の固定等の地震対策を行うことは、ペットの安全確保にも繋がる。

● ペットのしつけと健康管理

飼い主責任による同行避難をおこなう。また、ペットが地域社会に受け入れてもらえるよう、日頃からしつけや健康管理を実施しておく必要がある。特に避難所では、基本的なしつけができていない、ケージやキャリーバッグを嫌がらない、不必要に吠えたりしないこと等が重要となる。また、他の動物と接触する機会が多いため、予防接種やダニ、ノミ、フィラリア等の駆虫や予防を行うことも必要となる。

● マイクロチップ等による所有者明示

万が一、ペットと離れてしまった時に備え、迷子札やマイクロチップ等による所有者明示で飼い主を明示しておく必要がある。なお、犬の場合は狂犬病予防法に基づき、鑑札と狂犬病予防注射済票の装着が義務づけられている。

● ペット用避難用品や備蓄品の確保

災害が起こったらすぐに避難できるように、ペットの避難用品を準備しておく必要がある。フードや水は少なくとも5日分の用意し、特に療法食等の特別なフードが必要なペットの場合は、さらに長期間分用意する必要がある。

● 避難所や避難ルートの確認等の準備

避難所までのルートや、避難所の所在地を把握するだけでなく、実際にこれらを確認しておく。また、地域の方とコミュニケーションをとり、災害時にはお互いに助け合えるよう、防災について話し合う必要もあると考えられる。

行政等が備えておくべきこと

● 飼い主等への普及啓発

自治体は、平常時から飼い主に対して同行避難について普及啓発するとともに、日頃からの基本的なしつけや健康管理等の適正飼養についても周知することが重要となる。

● 避難所や仮設住宅におけるペット受け入れ体制の整備

災害時には飼い主がペットと同行避難することを想定し、避難所や仮設住宅にペットを

受け入れられる体制を整備する必要がある。そのためには、地域防災計画にペットの飼養について明記したり、避難所及び仮設住宅におけるペット飼養マニュアル等を作成することも重要だと考えられる。動物が苦手な人やアレルギーを持つ人に配慮した避難所や仮設住宅のあり方について検討する事も必要となる。

●災害時における動物救護体制の整備

災害時にはできる限り円滑に動物救護体制の立ち上げができるよう、あらかじめ関連部署や関係団体等と連携を図り災害時協定等の締結を検討しておく。また、協定等により役割分担を決めておくことで、速やかに動物救護活動を開始できることが期待される。

あわせて、必要な備品を備蓄しておき、災害時には被災者の手元に確実に届くよう、地域の特性や災害の種類に応じた体制を整えておくことも重要となる。

●動物救護施設設置に関する検討

災害時には、飼い主からペットを一時的に預かったり、負傷動物や放浪動物を保護するために動物救護施設が必要となる。既存の保健所や動物愛護センター等を活用する場合、協定を結んでいる獣医師会会員の動物病院に協力を依頼する場合、新たに動物救護施設を設置する場合等が考えられ、地域の状況や災害の規模にあわせて対応する必要がある。新たな救護施設の設置が予想される場合には、あらかじめ設置候補地を選定しておく。

【参考資料】

- ・ 東日本大震災における被災動物対応記録集
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2508c.html（参照 2024-10-15)

（４）平成 28 年（2016 年）熊本地震

【被害の概要】

平成 28 年（2016 年）4 月 14 日 21 時 26 分、熊本県熊本地方の深さ約 11km を震源として、マグニチュード（M）6.5 の地震（前震）が発生し、熊本県益城町において震度 7 を観測した。その 2 日後の平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分、同じく熊本県熊本地方の深さ約 12km を震源として、マグニチュード（M）7.3 の地震（本震）が発生し、熊本県西原村及び益城町において震度 7 の地震が発生した。最大震度 7 を超える 2 度の揺れと度重なる余震によって、多くの家屋が倒壊するなどの被害が各所で見られた。今回の一連の地震は横ずれ断層型とされ、益城町堂園付近では最大約 2.2m の右横ずれの地盤変位が確認された。日本国内では、平成 7 年（1995 年）1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）と同規模の大きな地震となった。

【ペットと飼い主への対応等】

平成 28 年（2016 年）熊本地震でのペット救護対策は、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震で課題となった事項を踏まえた対応が実施されている。

ペット救護ガイドラインの発行以降初めての大規模震災となった熊本地震では、ペット救護ガイドラインに沿った対応が行われた一方で、現地の被害状況に係らず、ガイドラインにある記載通りの対応を求める問い合わせが全国各地から被災地自治体に多数寄せられ、災害対応業務に加え、問い合わせへの対応に過重な負担が生じた。また、ペット救護ガイドラインの内容がどの主体に向けたものなのかが分かりづらく、混乱が生じたことが報告されている。

また熊本県全県が「災害救助法適用地域」に指定されたため、地震による被害がなかった天草地域などで保護された犬猫までが被災動物としての取り扱いとなり、収容動物数が対応範囲を超えてしまったことは大きな課題となった。

① 熊本地震ペット救援本部の設置

平成 28 年（2016 年）熊本地震では、熊本県、熊本市、（一社）熊本県獣医師会、（一社）九州動物福祉協会が連携し、熊本地震ペット救護本部を設立した。救護本部は環境省や九州各県、（公社）日本獣医師会等の支援を受け、支援活動をおこなった。

熊本地震ペット救護本部の事業内容は以下のとおり。

- ・ 被災ペットの保護、返還、譲渡
- ・ 被災ペットのための一時収容施設へのボランティア派遣等の人的支援
- ・ 仮設住宅の希望者への支援物資の調達・提供
- ・ 義援金の募集・配分

② 避難所における被災ペット対策

- ・ 「九州・山口 9 県災害時愛護動物救護応援協定」の加盟各県に対し、事務局である福岡県を通じ、熊本県への応援職員（獣医師）の派遣を要請。これにより、九州沖縄各県及びそ

の政令指定都市から派遣された獣医師の応援職員が熊本の避難所を巡回。ペット同行避難の状況確認、環境の改善、不足物資の調達等を実施。環境省派遣職員は全体調整やとりまとめを対応（環境省）

- ・ 益城町総合運動公園において、避難者のペット飼育専用施設の整備を支援（冷房付コンテナハウス 3 基、ケージ 50 基）。益城町では、総合運動公園の指定管理者（YMCA）等と合同で避難者のペットの飼育専用施設での 一时无償預かり体制を整備（5 月 16 日～10 月 31 日）（環境省・益城町）。

③ 仮設住宅におけるペットの受け入れに向けた対策

- ・ 熊本県と共同で同県内の市町村を巡回等し、ペット同伴が可能な仮設住宅の整備を直接要請（熊本県・環境省）。

④ 被災ペットの一時預かり等

- ・ 日本獣医師会は、診察補助券を被災者に配布（5 月～）し、一時預かりも実施（診察補助券は最大 2000 枚の発行。）（日本獣医師会）。
- ・ 大分県九重に設置された「熊本地震ペット救護センター」において被災者のペットの預かりを実施。

⑤ 震災による迷子のペット等への対策

- ・ 迷子ペットを保護し、ホームページ（HP）での情報提供により飼い主への 返還等を実施（※2）（熊本県・熊本市）。

※犬 452 頭中、返還 173 頭、譲渡 147 頭、死亡 1 頭

猫 715 頭中、返還 7 頭、譲渡 342 頭、死亡 29 頭（7 月 13 日時点）

- ・ 熊本市動物愛護センターは震災前から多数の犬猫を収容しており、迷子ペット収容のためのスペースを確保する必要があったため、環境省の調整の下、譲渡に適した約 30 頭の犬猫を近畿・中四国の自治体の動物愛護センター等に譲渡。全国ペット協会及び全国ペットパーク推進協議会の協力を得て搬送（熊本市・環境省）。

【参考資料】

- ・ 熊本地震における被災動物対応記録集：
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3003/full.pdf（参照 2024-10-15）

「令和6年度能登半島地震における被災動物対応記録集」
の作成等に係る有識者会議 委員一覧（敬称略）

公益財団法人 石川県獣医師会 常務理事

小澤 正

いしかわ動物愛護センター

石川県 能登北部健康福祉センター 生活環境課 課長

杉浦 文恵

石川県 健康福祉部 薬事衛生課 主任技師

中野 未来

兵庫県動物愛護センター 元所長

沼田 一三

公益社団法人 日本獣医師会 危機管理室統括補佐

公益社団法人 東京都獣医師会 顧問

平井 潤子

令和 6 年能登半島地震における
被災動物対応記録集

令和 7 年 9 月 発行

発 行 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒110-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL: 03-3581-3351

編 集 一般財団法人 自然環境研究センター
〒130-8606 東京都墨田区江東橋 3 丁目 3 番 7 号
TEL: 03-6659-6310

リサイクル適性の表示「紙へリサイクル可」

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。